

I. 全般的事項・「令和の日本型学校教育」関係

.....P5

1. これまでの教師の養成・採用・研修制度の主な改革の変遷①・②
2. 教師の養成・採用・研修の一体的改革
3. 「令和の日本型学校教育」を担う教師の人材確保・質向上に関する検討本部の設置
4. 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（抜粋）
5. 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）
6. 『令和の日本型学校教育』を担う教師の人材確保・質向上プラン①・②
7. 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（答申）のポイント
8. 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）抜粋－Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について
9. 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）－今後更に検討を要する事項
10. 諸外国の教師の免許、採用等に関する主な制度について（概要）

II. 教師に求められる資質能力関係

.....P18

1. 教師に求められる資質能力に関する記述－過去の中教審等答申①・②
2. 教師に求められる資質能力に関する記述－「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）
3. 教員育成指標の全国的整備
4. 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の概要
5. 学校における働き方改革に資する「標準職務例」について（概要）
6. 教諭等の標準的な職務の内容及びその例

III. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団関係

.....P26

1. 公立学校教員採用選考試験の概要
2. 公立学校教員採用選考試験の実施状況－小学校
3. 公立学校教員採用選考試験の実施状況－中学校・高等学校
4. 公立学校教員採用選考試験の受験者数の内訳
5. 各県市別の公立学校教員採用選考試験の採用倍率
6. 公立学校教員採用選考試験における採用者の学歴別内訳
7. 公立学校教員採用選考試験における採用者の採用前状況別内訳
8. 社会人等多様な人材の活用について
9. 小・中学校の退職者数の推移と見通し
10. 小・中学校の採用者数の推移と見通し
11. いわゆる「教師不足」について
12. 教師不足に関する実態調査（令和3年度実施）①②③
13. いわゆる「教師不足」について－見込み以上の必要教師数の増加①②③

Ⅲ. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団関係（続き）

.....P44

14. いわゆる「教師不足」について－その他の関連指標
15. 公立小中学校教員の離職状況
16. 教員の確保の状況に関するアンケート結果（平成29年度）①・②
17. 公立学校年齢別教員数（令和3年度）
18. 学校を取り巻く支援スタッフ等の全体像
19. 学校に置かれる主な職等（学校を取り巻く人材）について①～⑥
20. 学校に置かれる担当者（一覧）【概要】
21. 主任等の種類について
22. 学び続ける教員を支えるキャリアシステム（将来的なイメージ）
23. 公立学校教員の人事評価制度について
24. 学校管理職養成等に関する教職大学院の取組事例
25. 実力に応じた学校管理職の登用、主幹教諭の配置促進
26. 教員研修の実施体系
27. 初任者研修の概要
28. 中堅教諭等資質向上研修の概要
29. 初任者研修・中堅教諭等資質向上研修の改善に向けた取組
30. 独立行政法人教職員支援機構

Ⅳ. 教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し関係

.....P69

1. 我が国の教員免許制度について
2. 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の概要
3. 教員免許状の扱いについて
4. 教職課程の認定制度の概要
5. 教員養成に関する近年の政策動向について
6. 普通免許状の取得に当たって修得を要する単位
7. 教職課程を有する大学等数
8. 小学校教諭一種免許状の認定課程を有する大学数の推移
9. 基礎となる免許状をもとにした新たな免許状の取得
10. 教職課程を有する大学等における免許状取得状況
11. 普通免許状の授与件数
12. 令和元年度教員免許状授与件数①～⑦
13. 特別免許状授与件数の推移
14. 特別免許状の活用事例
15. 特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針の改訂について（概要）

IV. 教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し関係（続き）

.....P95

- 16. 特別非常勤講師制度について
- 17. 臨時免許状について
- 18. 免許外教科担任制度について
- 19. 小学校で勤務している教員に占める中学校教諭の免許状を併有している者の割合
- 20. 中学校で勤務している教員に占める小学校教諭の免許状を併有している者の割合
- 21. 教員資格認定試験の概要
- 22. 令和2年度小学校教員資格認定試験の見直しについて
- 23. 教員免許更新制について
- 24. 教員免許更新制導入に当たっての検討経緯
- 25. 教員免許更新講習の概要
- 26. 免許状更新講習の一例
- 27. 令和2年度免許状更新講習 事後評価結果について
- 28. 教員免許更新制の改善に向けた取組①・②
- 29. 教員免許更新制や研修をめぐる包括的な検証について（概要）(1)・(2)

V. 教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化関係

.....P111

- 1. 国立の教員養成大学・学部及び大学院の近年の政策動向
- 2. 国立の教員養成大学・学部及び大学院の現状
- 3. 全国の国立の教員養成大学・学部の設置状況（令和4年度）
- 4. 国立の教員養成大学・学部の就職状況
- 5. 国立の教員養成大学・学部卒業者の教員就職状況の推移
- 6. 教職大学院（専門職学位課程）制度の概要
- 7. 全国の教職大学院の設置状況（令和4年度）
- 8. 国私立の教職大学院の入学者数及び入学定員充足率の推移
- 9. 教職大学院修了者の教員就職状況
- 10. 国立の教員養成大学・学部・大学院の取組事例①・②・③
- 11. 国立大学附属学校について①・②
- 12. 国立大学附属学校の取組事例①・②

.....P128

VI. 教師を支える環境整備関係

- 1. 公立学校における働き方改革の推進
- 2. 令和4年度公立小学校・中学校等教員勤務実態調査【概要】
- 3. 教員勤務実態調査（平成28年度）の結果について【確定値】
- 4. 研修履歴を管理する仕組みの導入状況

Ⅶ. その他

.....P135

1. OECD 国際教員指導環境調査 (TALIS) 2018 vol.1,2
2. OECD グローバル・ティーチング・インサイト (GTI) -授業ビデオ研究-
3. 学校数の推移
4. 児童生徒数の推移
5. 教員数の推移
6. 人口推移の予測
7. 学校種別教員数
8. 教職課程におけるICT活用に関する内容の修得促進に向けた取組
9. GIGAスクール構想の実現に向けたICT活用指導力の向上及び指導体制の充実
10. GIGAスクール構想のもとでの各教科等の指導について【概要】
11. 小学校等における教科等の担任制の実施状況
12. 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）抜粋－9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について
13. 「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）」概要
14. 各自治体における少人数学級の実施状況（令和3年度）
15. 学級規模別学級数の割合（令和3年度）
16. 学年別収容人員別学級数の割合【単式】（令和3年度）
17. 一学級当たり児童生徒数【国際比較】
18. 義務教育費国庫負担制度について
19. 学級編成・教職員定数の算定について
20. これまでの教職員定数改善の経緯
21. 新しい時代の学びの環境の整備（義務教育費国庫負担金）
22. 加配定数教員について（義務）
23. 公立小・中学校等の教員定数の標準に占める正規教員の割合（令和3年度）
24. 公立小・中学校の教員定数と正規教員等の数について
25. 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の概要
26. 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆・文部科学委員会）
27. 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参・文教科学委員会）
28. 特別支援学校等の児童生徒の増加状況
29. 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の現状
30. [参考]特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害の種類及び程度
31. 特別支援教育の免許状制度
32. 特別支援教員の免許状の保有率の向上に向けて
33. 在籍校種の特別支援学校教諭免許状の保有率の推移（障害種別）
34. 特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策
35. 特別支援教育に関わる教師の養成の在り方に関する検討会議報告 抜粋
36. 「#教師のバトン」プロジェクト

I. 全般的事項・「令和の日本型学校教育」関係

これまでの教師の養成・採用・研修制度の主な改革の変遷①

I - 1

開始年度	養成	採用（特別免許状等）	研修（更新制含む）
平成元年	普通免許状を専修免許状、一種免許状、二種免許状の3種に類型化	条件付採用期間の特例を創設（公立学校教諭等：6か月→1年） 特別免許状及び特別非常勤講師制度の創設	初任者研修の創設
	二種免許状を有する教員について一種免許状取得を努力義務化		
	免許状取得に当たって修得が必要な単位数の引き上げ （例）小学校教諭一種免許状：48単位→59単位		
平成10年	小・中学校の普通免許状取得希望者に介護等体験義務付け（7日間）	特別免許状の対象教科の拡大、有効期限の延長（3～10年→5～10年） 特別非常勤講師制度を許可制から届出制に変更	
	教員養成カリキュラムの柔軟な編成を可能とするため、「教科又は教職に関する科目」の新設		
	教職に関する科目の充実 （例）中学校一種免許状：19単位 → 31単位		
平成12年	現職教員が専修免許状を取得する際に修得が必要な単位数について、在職年数に応じた低減措置を廃止	特別免許状所持者が、勤務経験により普通免許状を取得できる制度を創設	
	高等学校教諭の免許状に定められる教科について、情報・福祉等を新設		
平成13年			独立行政法人教員研修センターが発足
			大学院修学休業制度の創設
平成14年	他校種免許状による専科担任制度の拡充	特別免許状について、学士要件及び有効期限の撤廃といった制度改善を実施	
	他の学校種での勤務経験及び大学における所定の単位修得により、新たに隣接する学校種の免許状を取得できる制度の創設		
	公立学校の教員について懲戒免職処分を受けたことにより免許状が失効することとする等により免許状の失効等に係る措置を強化		
平成15年			十年経験者研修の創設
平成16年	栄養教諭の免許状を創設		
平成17年	教員分野に係る大学等の設置・収容定員増に関する抑制方針の撤廃		

これまでの教師の養成・採用・研修制度の主な改革の変遷②

I - 1

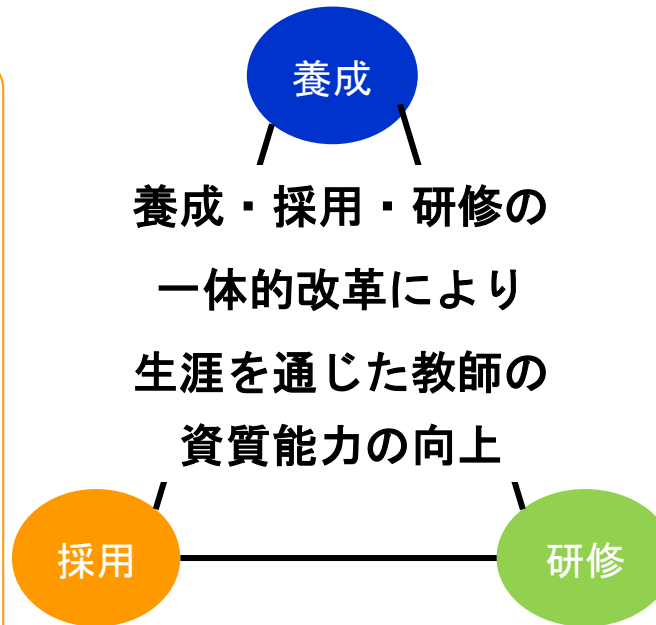
開始年度	養成	採用（特別免許状等）	研修（更新制含む）
平成18年	特別支援学校教諭の免許状を創設		
平成20年	「総合演習」を廃止し、教職課程において教員として必要な知識技能を修得したことを確認する科目として「教職実践演習」を導入		指導改善研修の創設
	免許状の失効等に係る措置の強化（分限免職処分を受けた者は免許状失効等）		
	教職大学院の創設		
平成21年			教員免許更新制の創設
平成28年	教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことを可能とする「教科及び教職に関する科目」に大括り化		教員免許更新制の必修領域の精選（12時間→6時間）及び選択必修領域の導入（0時間→6時間）
			地方公務員の人事評価制度の導入（以前は勤務評定制度）
平成29年	ICTを活用した指導法や特別支援教育、小学校の外国語等の新たな教育課題に対応した内容を必修化		十年経験者研修の廃止、中堅教諭等資質向上研修の創設
	全国すべての教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示した「教職課程コアカリキュラム」を作成		校長及び教員の資質の向上に関する指標・教員研修計画の策定
			義務標準法改正により、初任者研修に係る教員加配数を段階的に基礎定数化
			独立行政法人教員研修センターを機能強化し、新たに独立行政法人教職員支援機構が発足
平成31年	新たな教職課程が開始		

養成段階

- 履修内容を充実させた**新しい教職課程の開始 (H31.4~)** ※教育職員免許法等の一部改正
 - ・外国語教育・特別支援教育・ICTを用いた指導法や、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点に立った授業改善に対応した内容の必修化
 - ・国による「教職課程コアカリキュラム」の作成 ※教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示したもの
 - ・大学による教職課程の自己点検評価を義務化

採用段階

- 多様な採用選考の実施
 - ・専門性等を考慮した採用選考の実施
- 計画的な採用
 - ・年齢構成バランスを考慮した採用の促進
- 社会人等の多様な人材の活用
 - ・特別免許状の活用 ※H25：59件⇒H30：208件
授与指針改訂により運用弾力化
 - ・教員資格認定試験の見直し
 - ・受験年齢制限の緩和



研修段階

- **学び続ける教師を支える体制整備** ※教育公務員特例法等の一部改正（H29.4施行）
 - ・**教育委員会と大学等との「協議会」の設置**
 - ・教育委員会が**教員育成指標と教員研修計画を策定**
 - ・初任者研修におけるメンター方式の研修の推進
 - ・更新講習との相互認定の促進
- **教職員支援機構による研修・教材の提供**
 - ・機構による研修の実施
 - ・**オンライン動画（校内研修シリーズ）の配信**

学校における働き方改革

- ・学校や教師が担う業務の明確化・適正化
- ・勤務時間の上限「指針」
- ・休日の「まとめ取り」の推進

教師の魅力向上

- ・高校生を対象とした教職の魅力発信
- ・学校インターンシップの充実
- ・いわゆる教師養成塾の実施

指導体制整備・チーム学校

- ・教職員定数の改善
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置
- ・部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等の活用

適切な人事管理

- ・指導が不適切な教員に対する人事管理システムの適切な運用
- ・人事評価の活用

令和3年1月19日
文部科学大臣決定

1. 目的

令和2年12月25日の中央教育審議会において示された、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申素案）」において、令和の日本型学校教育の実現に向け、質の高い教員が教育を行うことの重要性に鑑みて教員養成・採用・研修の在り方について検討を行うこととされたことを踏まえ、当面の取組とともに、中長期的な実効性ある方策を文部科学省を挙げて検討していくため、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の人材確保・質向上に関する検討本部」を設置する。

2. 検討事項

- (1) 35人学級を担う教師の確保
- (2) 社会人等多様な人材の活用
- (3) 教職課程の高度化と研修の充実
- (4) 教員免許更新制の在り方
- (5) その他「令和の日本型学校教育」を担う教師の人材確保及び質向上を実現するために必要な事項

3. 構成員

本部長	文部科学大臣	副本部長	丸山文部科学審議官
本部長	総合教育政策局長	初等中等教育局長	高等教育局長

4. 幹事会

本部の下に幹事会を設置する。

(幹事) 略

5. 庶務

本部及び幹事会の庶務については、初等中等教育局の協力を得て、総合教育政策局がこれを処理する。

6. その他

必要に応じて、上記以外の職員及び有識者の参画を求めることができる。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第14号)(令和3年3月31日公布、同年4月1日施行)(抜粋)

附則第三条

(検討)

第三条 政府は、公立の義務教育諸学校（標準法第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下この条において同じ。）における教育水準の維持向上のためには、学級規模及び教職員の配置の適正化を図ることに加え、**多様な知識又は経験を有する質の高い教員が教育を行う**とともに、教員以外の教育活動を支援する人材（以下この条において「外部人材」という。）を活用することが重要であることに鑑み、この法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げが学力の育成その他の公立の義務教育諸学校における教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うとともに、**教員の免許に関する制度その他教員の資質の保持及び向上に関する制度の在り方について検討を行い、それらの結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。**

同法 附帯決議（令和3年3月17日 衆・文部科学委員会、3月30日 参・文教科学委員会）【抜粋】

三 三十五人学級を担う教員の人材確保のため、文部科学省が進める**教員免許更新制や研修の包括的な検証において、教員免許更新制の大幅な縮小や廃止を含め、教員の資質能力の確保、負担の軽減、必要な教員の確保の観点から検証・検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。**

七 質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、**多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。**

2 留意事項

(1) 教職員の人材確保・適正配置等

- ① 令和3年改正法により公立の小学校の学級編制の標準が計画的に引き下げられ、応分の教職員が基礎定数として措置されることに伴い、教職員の安定的・計画的な採用・配置が行いやすくなることを踏まえ、正規教員の採用・人事配置をより一層計画的に行うとともに、教員として多様な人材の活用等を図ることにより質の高い指導体制を確保すること。

ア 教員の計画的な採用・人事配置

中長期的視野から退職者数や児童生徒数の推移等を把握・分析した上で、教員の年齢構成にも配慮しつつ、より一層計画的な正規教員の採用・人事配置を行うよう努めること。その際、学校種別の採用区分の弾力化、学校種間や他の都道府県等との人事交流の促進などにも配慮すること。また、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の5第1項に規定する協議会の活用等を通じて、中長期的な採用見込み者数の見通し等の情報提供に努めるなど、国公立の教職課程を置く大学をはじめとした教育関係機関等と連携協力を図ること。

イ 社会人等の多様な人材の教員としての活用

多様な知識又は経験を有する質の高い人材を教員として採用できるよう、引き続き特別免許状及び特別非常勤講師制度の積極的な活用を図るとともに、受験年齢制限の緩和等も検討すること。

- ② 都道府県又は政令指定都市において国の学級編制の標準を下回る基準を定めることなどにより、既に小学校第3学年から第6学年までにおいて35人以下学級を独自に実施している場合においては、今回の改正によりその財源が順次国費で措置されることを踏まえ、一層の教職員配置の改善等に努めることが期待されること。

令和の日本型学校教育の実現に向け、質の高い教員が教育を行うことの重要性に鑑みて教員養成・採用・研修の在り方について、**基本的な在り方に遡って中長期的な実効性ある方策を文部科学省を挙げて検討**していく。また、**既存の枠組みの下当面の対応として以下の制度改正等に文部科学省として取り組み**、当該取組が各教育委員会や大学等で着実に実施できるよう、制度の周知を図る。



35人学級を担う教師の確保

小学校の免許状を取りやすくする。

- ◆養成段階において、**免許取得に必要な総単位数を軽減する「義務教育特例」の新設**（令和3年度に特例新設、令和4年度以降特例を活用した課程の開始）
小学校と中学校の両方の免許状を取得する際に、小中に関連する授業科目を一体的に開設することで、重複する単位数を低減し、総修得単位数を軽減する「義務教育特例」を創設し、当該特例に基づき、大学が新しい教職課程を令和4年度以降開設できるようにする。
- ◆現職段階において、**中学校の免許状を持つ教員が追加で小学校の免許状を取得する場合の要件弾力化**（法改正事項）
中学校の免許状を持つ教員が小学校の専科教員として働いた勤務経験を踏まえて、専科以外の教科も教えられる小学校の免許状を取得するための要件の弾力化を図る。
- ◆小学校免許状を取得できる**機会の拡大**（令和3年度に検討及び要件緩和、令和5年度以降課程の設置）
大学が小学校の免許状を取得できる教職課程を設置する際の要件（科目開設の種類や専任教員の配置数）を緩和し、これまで小学校免許状の教職課程を設置していない大学における**新たな課程の設置を促進**する。

教職の魅力を上げ、教師を目指す人を増やす。

- ◆教職の魅力の向上に向けた**広報の充実**（令和2年度以降検討・実施）
発信力の高い者による広報や教職の魅力向上の機運を高めるためのサイトの設置等により、広報の充実を図る。
- ◆学校における**働き方改革の推進、教師の処遇の在り方等の検討**（令和4年の勤務実態調査等を踏まえ検討）
学校における働き方改革を推進するとともに、その進展状況や教師の勤務実態状況調査（令和4年に実施予定）の結果等を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の法制的な枠組みを含め教師の処遇の在り方等について検討する。

教師として働き続けてもらえる環境をつくる。

- ◆免許状の有効期限が切れた者の**復職の促進**（平成30年度通知、令和2年度以降再周知）
出産・育児等で離職し、免許状の有効期限が経過している者等が復職する場合は、一定の要件の下、臨時免許状の授与を行うことができることを改めて周知する。
- ◆臨時的任用教員等の確保に支障をきたさないような**教員免許更新制の在り方の見直し**（後述）



社会人等多様な人材の活用

学校現場に参画する多様なルートを確認する。

- ◆**試験により小学校の免許状を取得**する（令和2年度から実施・検討）
働きながら受験しやすいよう、土日での実施やオンラインでの実施ができるよう**小学校教員資格認定試験の見直し**を実施。
- ◆**民間企業等での勤務経験を活かして免許状を取得**する（令和2年度に指針を改訂）
特別免許状の指針を改訂し授与対象者の多様な経歴の評価等を行えるようにする等学校現場のニーズに合った教員が活躍できるようにする。
- ◆**働きながら単位を修得して免許状を取得**する（法改正事項）
社会人等が働きながら免許状の取得に必要な教職に関する科目の単位を修得できるよう**教職特別課程の修業年限を弾力化**（現行の1年を1年以上に）する。
- ◆**民間企業に所属しながら、学校現場での勤務を経験**する（令和2年度より実施）
企業と学校等を繋げ、企業ではたらく社会人等が企業に所属しながら、学校に参画する機会を創出する「**学校雇用シェアリンク**」を創設・運営する。
- ◆**学び直して、学校現場で働く**（令和2年度より実施）
教員免許状保有者が小学校現場で勤務できるようにするための**教育支援プログラムを開発し、実施**する。

『令和の日本型学校教育』を担う教師の人材確保・質向上プラン②



教職課程の高度化と研修の充実

新しい時代を見据え、教員養成の在り方を大学の自由な発想で検討・構築し、他の大学を先導する。

- ◆ **大学が教職課程のカリキュラムを弾力化できる特例の創設による新しい時代の教員養成プログラムの開発**（令和3年度に検討及び制度創設、令和4年度から制度開始）
Society5.0時代に向け、新たに教師に必要な知識・技能を修得できるような科目を開発し、当該科目を含めた教職課程のカリキュラムの編成が柔軟に行えるような特例制度を設け、優れた教員養成の実績と構想を有する大学が新しい時代の教員養成プログラムを開発する。
- ◆ **複数の大学が、各大学の強みと特色を持ち寄って教職課程を構築できる仕組みの創設**（令和2年度に制度改正、令和3年度以降に制度を活用した課程の開始）
大学等連携推進法人（仮称）に参画する大学が、課程の科目や専任教員を共通化し、各大学の強みと特色を持ち寄った教職課程を構築する。

一人一台端末が導入される教育環境の変化を踏まえ、教師のICT活用指導力を一層向上させる。

- ◆ **養成段階において、ICTに特化した科目を新設**（令和3年度に科目新設、令和4年度から課程の開始）
一人一台端末の活用等により、より充実した授業が実施できるよう、ICT機器を活用する授業の設計や授業の方法等について総論を1単位以上学ぶことを義務化（教科の特性に応じた指導方法などについては別途修得。）

教職課程を置く大学自身が定期的に自らの課程を見直し、時代やニーズに合った課程を構築する。

- ◆ **大学が自らの課程を見直す仕組みの整備とその全学的な体制の整備の義務化**（令和2年度に制度改正、令和4年度から実施）
教職課程の質の向上を目的に、大学が自らの課程を自己点検・評価する仕組みの整備と、質向上を担う全学的な教職課程の体制の整備を義務付けることにより、各大学が時代の変化や学生のニーズに合った教職課程を編成する契機となるようにする。

現職教員が学校現場を取り巻く変化に対応して学び続ける環境を充実する。

- ◆ **（独）教職員支援機構における研修内容の充実と、オンライン研修の拡充**（令和3年度より充実・拡充）
都道府県教育委員会が各学校向けに行う研修のマネジメントを担当する教員等を対象に、令和の日本型学校教育に対応した研修を充実し、地域での普及促進を図る。
また、従来の対面・集合型研修に、オンライン研修（同時双方向型、オンデマンド型など）を加え、ベストミックスによる効果的な研修実施に向けた検討と実践を進める。
加えて、各学校単位で行われる校内研修等に活用可能な映像コンテンツを整備・拡充する。



教員免許更新制の在り方の見直し

必要な教師数の確保とその資質能力の確保が両立できるあり方を総合的に検討

- ◆ **教員免許更新制や研修をめぐる制度に関する包括的な検証**（令和2年度に検証経過報告、令和3年度から必要な対策の検討）
教師の勤務の長時間化や教師不足の深刻化といった近年指摘される課題との関係も視野に入れつつ、教員免許更新制そのものの成果や、教師の資質能力の指標を定め、それに基づいて研修計画を策定する仕組みの定着状況など、教員免許更新制や研修を巡る制度に関して包括的な検証を進め、その結果に基づき、必要な見直しを行う。

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

① 個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利用することや、教師の負担を軽減することが重要

② 協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせさり、よりよい学びを生み出す

「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承
- 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ活かしていく

（１）基本的な考え方

【令和３年１月26日 中央教育審議会】

- AIやロボティクス、ビッグデータ、IoTといった技術が発展したSociety5.0時代の到来に対応し、教師の情報活用能力、データリテラシーの向上が一層重要
- 教師や学校は、変化を前向きに受け止め、求められる知識・技能を意識し、継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが必要であり、教職大学院が新たな教育課題や最新の教育改革の動向に対応できる実践力を育成する役割を担うことも大いに期待
- 多様な知識・経験を持つ人材との連携を強化し、そういった人材を取り込むことで、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ組織となる必要がある

（２）教師のICT活用指導力の向上方策

- 国で作成されたICTを活用した学習場面や各教科等の指導におけるICT活用に係る動画コンテンツについて、教職課程の授業における活用を促進
- 教職課程において各教科に共通して修得すべきICT活用指導力を総論的に修得できるように新しく科目を設けることや、教職実践演習において模擬授業などのICTを活用した演習を行うこと等について検討し、教職課程全体を通じた速やかな制度改正等が必要
- 教師のICT活用指導力の充実に向けた取組について大学が自己点検評価を通じて自ら確認することや、国において大学の取組状況のフォローアップ等を通じて、大学が実践的な内容の授業を確実に実施できる仕組みの構築
- 都道府県教育委員会等が定める教師の資質・能力の育成指標における、ICT活用指導力の明確化等による都道府県教育委員会等の研修の体系的かつ効果的な実施
- 教師向けオンライン研修プログラムの作成など、研修コンテンツの提供や都道府県における研修の更なる充実
- 教員研修等におけるICT機器の積極的な使用やオンラインも含めた効果的な実施

（３）多様な知識・経験を有する外部人材による教職員組織の構成等

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域の人的資源等を活用し、学校教育を社会との連携の中で実現
- 社会教育士を活用し、学校と地域が連携した魅力的な教育活動の企画・実施
- 社会人等の勤務と学修時間の確保の両立に向けた、教職特別課程における修業年限の弾力化等による制度活用の促進
- 従来の特別免許状とは別に、より短期の有効期間で柔軟に活用できる免許状の授与等により、多様な人材が参画できる柔軟な教職員組織の構築

（４）教員免許更新制の実質化について

- 教員免許更新制が現下の情勢において、子供たちの学びの保障に注力する教師や迅速な人的体制の確保に及ぼす影響の分析
- 教員免許更新制や研修を巡る制度に関する包括的検証の推進により、必要な教師数の確保とその資質・能力の確保が両立できるような在り方の総合的検討

（５）教師の人材確保

- 教師の魅力を発信する取組の促進、学校における働き方改革の取組や教職の魅力向上策の国による収集・発信や、民間企業等に就職した社会人等を対象とした、教職に就くための効果的な情報発信
- 教員免許状を持つものの教職への道を諦めざるを得なかった就職氷河期世代等が円滑に学校教育に参画できる環境整備
- 高い採用倍率を維持している教育委員会の要因の分析・共有等による、中長期的視野からの計画的な採用・人事の推進

今後更に検討を要する事項

「令和の日本型学校教育」の実現を目指していく上では 本答申を踏まえ、知・徳・体のバランスのとれた資質・能力の育成に向け、引き続き状況を注視し、取組を進めていく必要がある。また、**特に 以下に挙げる点については 今後も 改革に向けた検討が重要であるとの指摘がなされており、引き続き検討を深めつつ、方向性が定まったものについては速やかに実施する必要がある。**

- GIGAスクール構想により整備されるICT環境の活用と、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を両輪として進め、**個別最適な学びと協働的な学びによる「令和の日本型学校教育」を実現するための、教職員の養成・採用・研修等の在り方**
- 校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化が図られ、自主的・自立的な取組を進める学校を積極的に支援し、社会の変化に素早く的確に対応するための教育委員会の在り方、特に、教育委員会事務局の更なる機能強化や、首長部局との連携の促進、外部人材の活用等をはじめとする社会との連携等を含む教育行政の推進体制の在り方

また、子供たちの学びは幼稚園から高等学校段階で完結するものではなく、高等教育機関での学びや、実社会で活躍しながらの学び直しといった形で、人生100年時代 において 学び続けることとなる。特に高等教育機関においては、初等中等教育段階における学びとの連続性に鑑み、本答申で述べた「令和の日本型学校教育」の姿や方向性等を踏まえて、高等教育においても自らの可能性を最大限に発揮し、これからの時代に求められる資質・能力を育ていけるよう、多様性と柔軟性を持った教育の実現を図ることが重要である。このため、初等中等教育と高等教育とが連携を密にしながら、学校教育全体を俯瞰した改革が進められることを期待する。

アメリカ

- ⑤ 免許 教師免許は州が授与。ほとんどの州では、大学の養成課程（4年）の修了、基礎学力等に関するテストの合格等を免許状取得の要件とする。
- ⑥ 採用 欠員が出た時点で随時募集し、学区教育委員会が選考（公立学校が選考を主導する場合もある）。

イギリス

- ⑤ 免許 教師免許は国が授与。免許取授与には大学の養成課程（3～4年）又は学校現場の養成プログラム（2年）の修了が必要。
- ⑥ 採用 欠員が出た時点で随時募集。各公立学校の学校理事会が選考し、地方当局が採用を最終決定（学校理事会が採用を最終決定する学校も増えている）。

フランス

- ⑥ 採用 教師となる要件を満たした者を国が採用。採用には、教師養成課程（2年）の修士号の取得が必要。修士1年目において競争試験に合格し、修士2年目において座学及び試補教師としての試補勤務を修了した後、審査に合格した上で、修士号を取得した者が正規教師として国により採用される。

ドイツ

- ⑤ 免許 教師免許は州が授与。免許授与には、大学の課程（3.5～5年）を修了後、第一次国家試験における合格又は修士号の取得に加え、試補訓練（16～24か月）後、第二次国家試験における合格が必要。
- ⑥ 採用 随時募集しつつ年2回集中的に公募。州の機関又は学校が選考し、採用手続は州の機関が実施。

中国

- ⑤ 免許 全国で通用する教師免許は地方行政機関が授与。免許授与には、養成課程の修了に加えて、一定の標準語能力、全国統一の試験の合格、身体検査、人物評価に関する証明が必要。
- ⑥ 採用 10月以降に公募し、11～6月頃に筆記・面接等の試験を実施。地方教育行政機関又は学校が選考。

韓国

- ⑤ 免許 教師免許は国が授与。初等教師の場合は主に国立教育大学（4年）、中等教師の場合は一般総合大学に置かれた養成課程（4年）の修了により卒業時に無試験で2級の教師免許が授与される。2級の教師免許を有した者が3年の教育経歴を積み所定の再教育を受けると1級の教師免許が授与される。
- ⑥ 採用 採用は地方行政機関が教師採用試験を実施。

Ⅱ. 教師に求められる資質能力関係

新たな時代に向けた教員養成の改善方策について（平成9年7月28日 教育職員養成審議会・第1次答申）

1. いつの時代にも求められる資質能力

教育者としての使命感、人間の成長・発達についての深い理解、幼児・児童・生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養、これらを基盤とした実践的指導力等

2. 今後特に求められる資質能力

地球的視野に立って行動するための資質能力（地球、国家、人間等に関する適切な理解、豊かな人間性、国際社会で必要とされる基本的資質能力）、変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力（課題探求能力等に関わるもの、人間関係に関わるもの、社会の変化に適応するための知識及び技術）、教員の職務から必然的に求められる資質能力（幼児・児童・生徒や教育の在り方に関する適切な理解、教職に対する愛着、誇り、一体感、教科指導、生徒指導等のための知識、技能及び態度）

3. 得意分野を持つ個性豊かな教員

画一的な教員像を求めることは避け、生涯にわたり資質能力の向上を図るという前提に立って、全教員に共通に求められる基礎的・基本的な資質能力を確保するとともに、積極的に各人の得意分野づくりや個性の伸長を図ることが大切であること

※同答申の原文は長文であるため、「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（答申）（平成18年7月11日 中央教育審議会）による概要を掲載

新しい時代の義務教育を創造する（答申）（平成17年10月26日 中央教育審議会）

1. 教職に対する強い情熱

教師の仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感などである。また、教師は、変化の著しい社会や学校、子どもたちに適切に対応するため、常に学び続ける向上心を持つことも大切である。

2. 教育の専門家としての確かな力量

「教師は授業で勝負する」と言われるように、この力量が「教育のプロ」のプロたる所以である。この力量は、具体的には、子ども理解力、児童・生徒指導力、集団指導の力、学級作りの力、学習指導・授業作りの力、教材解釈の力などからなるものと言える。

3. 総合的な人間力

教師には、子どもたちの人格形成に関わる者として、豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめ対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質を備えていることが求められる。また、教師は、他の教師や事務職員、栄養職員など、教職員全体と同僚として協力していくことが大切である。

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(答申) (平成24年8月28日 中央教育審議会)

- (i)教職に対する責任感、探究力、教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力(使命感や責任感、教育的愛情)
- (ii)専門職としての高度な知識・技能
 - ・ 教科や教職に関する高度な専門的知識(グローバル化、情報化、特別支援教育その他の新たな課題に対応できる知識・技能を含む)
 - ・ 新たな学びを展開できる実践的指導力(基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えて思考力・判断力・表現力等を育成するため、知識・技能を活用する学習活動や課題探究型の学習、協働的学びなどをデザインできる指導力)
 - ・ 教科指導、生徒指導、学級経営等を的確に実践できる力
- (iii)総合的な人間力(豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力、同僚とチームで対応する力、地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力)

**これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について
～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～ (答申) (平成27年12月21日 中央教育審議会)**

- ・ これまで教員として不易とされてきた資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力などが必要である。
- ・ アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、I C Tの活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの新たな課題に対応できる力量を高めることが必要である。
- ・ 「チーム学校」の考えの下、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力の醸成が必要である。

**幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について (答申)
(平成28年12月21日 中央教育審議会)**

- ・ これからの教員には、学級経営や児童生徒理解等に必要な力に加え、教科等を越えた「カリキュラム・マネジメント」の実現や、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善や教材研究、学習評価の改善・充実などに必要な力等が求められる。
- ・ 教員養成においては、資質・能力を育成していくという新しい学習指導要領等の考え方を十分に踏まえ、教職課程における指導内容や方法の見直しを図ることが必要である。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ (答申)

(令和3年1月26日 中央教育審議会)

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿**【教職員の姿】**

- 教師が技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている。その際、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている。
- 教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ、多様な人材の教育界内外からの確保や教師の資質・能力の向上により、質の高い教職員集団が実現されるとともに、教師と、総務・財務等に通じる専門職である事務職員、それぞれの分野や組織運営等に専門性を有する多様な外部人材や専門スタッフ等がチームとなり、個々の教職員がチームの一員として組織的・協働的に取り組む力を発揮しつつ、校長のリーダーシップの下、家庭や地域社会と連携しながら、共通の学校教育目標に向かって学校が運営されている。
- さらに、学校における働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、教師を目指そうとする者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができている。

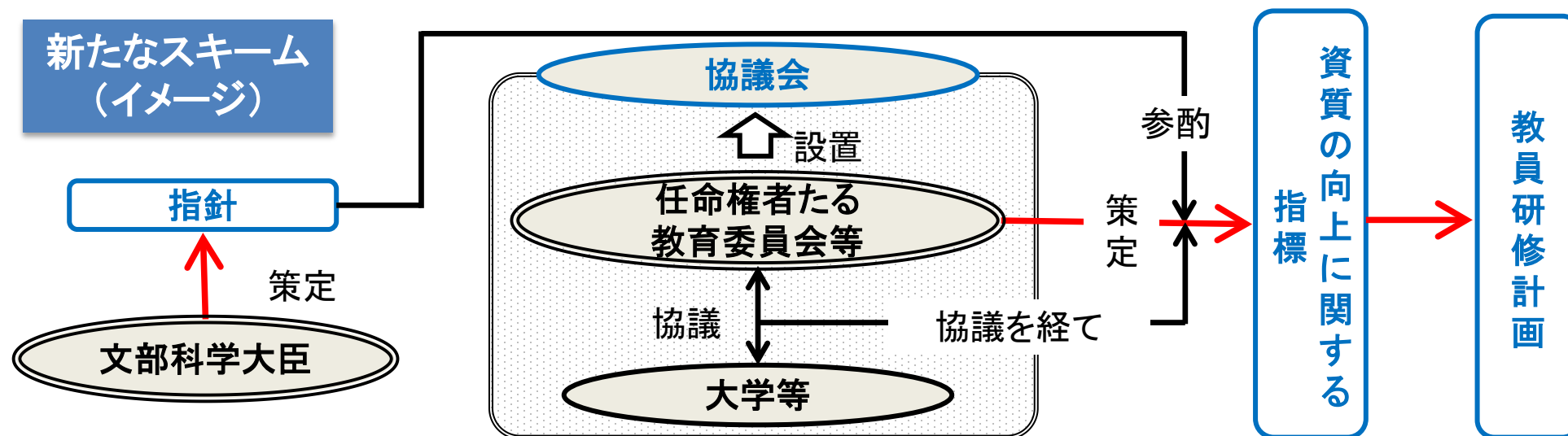
Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方**【基本的な考え方】**

- 教師に求められる資質・能力は、これまでの答申等においても繰り返し提言されてきたところであり、例えば、使命感や責任感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識、実践的指導力、総合的人間力、コミュニケーション能力、ファシリテーション能力などが挙げられている。
- AIやロボティクス、ビッグデータ、IoTといった技術が発展したSociety5.0時代の到来に対応し、教師の情報活用能力、データリテラシーの向上が一層重要となってくると考えられる。
- 教師や学校は、変化を前向きに受け止め、求められる知識・技能を意識し、継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが必要であり、教職大学院が新たな教育課題や最新の教育改革の動向に対応できる実践力を育成する役割を担うことも大いに期待される。
- 多様な知識・経験を持つ人材との連携を強化し、そういった人材を取り込むことで、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ組織となる必要がある。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）により、各地域において教育委員会と大学等との協働により**教員育成指標**（校長及び教員としての資質の向上に関する指標）及び**教員研修計画**を定める仕組みを創設。

- 文部科学大臣が、教員育成指標を定めるために必要な「**指針**」を策定
- 教員等の任命権者（教育委員会等）が、教育委員会と関係大学等とで構成する「**協議会**」を設置
- 協議会において教員育成指標に関する協議等を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るために必要な「**教員育成指標**」を策定
- その教員育成指標を踏まえた「**教員研修計画**」を策定

⇒ こうした枠組みを構築することにより、各地域の課題やニーズに応じた計画的な研修の実施を促進



1. 背景及び趣旨

2. 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する基本的な事項

- 1 基本理念 -教育基本法その他の関係法令等の理念及び趣旨を十分に踏まえること、幼児、児童及び生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善などといった次期学習指導要領の趣旨を実現するために必要とされる資質の向上を図ること等
- 2 公立の小学校等の教員等としての資質の向上を図るにあたり踏まえるべき基本的な視点
 - (1) 社会変化の視点 -ICTの発展、グローバル化、少子・高齢化の進展等
 - (2) 近年の学校を取り巻く状況の変化の視点 -学校を取り巻く多種多様な課題への対応、多忙化への配慮等
 - (3) 家庭・地域との連携・協働の視点 -保護者、地域住民との連携等
 - (4) 各教員等の成長の視点 -教職生涯を通じた継続的な職能開発等
 - (5) 学校組織の改善の視点 -多様な専門性を持つ人材との連携・分担等

3. 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項

- 1 学校種・教員等の職等の範囲
- 2 職責、経験及び適性に応じた成長段階の設定
- 3 指標の内容を定める際の観点
 - 倫理観、使命感等の教職に必要な素養、教育方法及び技術、児童生徒理解、児童生徒指導及び教育相談、関係機関との関係構築、学級経営及び学校運営、他の教職員との連携等
- 4 その他

4. その他公立の小学校等の教員等の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

- 1 指標の策定に当たって必要とされる手続
 - 協議会における協議、情報公開等
- 2 指標に基づく教員等の資質の向上の推進体制の整備及び指標の改善等
 - (1) 推進体制
 - (2) 指標の改善及び更新
 - (3) 他の計画等との関係

- 学校における働き方改革に資するため、平成31年1月の中教審答申を踏まえ、文部科学省にて教諭等や事務職員の「標準職務例」を作成し、各教育委員会に参考例として送付(令和2年7月)。
- 学校に置かれる職の職務内容は、サービス監督権者である教育委員会が定めるものであり、本標準職務例は、そのための基礎資料として、各教育委員会の既存の規定との整合性や学校・地域の実情に応じて活用することを想定している。
- 校長は、適切な校務分掌を定めること。なお、標準職務例に掲げていない職務であっても、各学校・地域等の実情に応じて、「教諭等」「事務職員」が担うことが必要と校長が認める職務については、校務分掌に位置づけることが可能であること。その場合には、職務の整理・精選が前提であると考えられること。

「教諭等」のみの内容

- 以下の業務については、「教諭等」の業務の縮減を推進する観点から、標準職務例には掲げていないこと。

【学校の業務であるものの
必ずしも「教諭等」が担う必要のない業務】

- ① 調査・統計等への回答に係る対応
- ② 児童生徒の休み時間における対応
- ③ 校内清掃に係る対応
- ④ 部活動に係る対応

【基本的には学校以外が担うべき業務】

- ⑤ 登下校への対応
- ⑥ 学校外における放課後や夜間などの見回り、児童生徒の補導への対応
- ⑦ 学校徴収金の徴収・管理
- ⑧ 地域ボランティア等との連絡調整

「事務職員」のみの内容

- 標準職務例は、事務職員が校務運営への参画を一層拡大し、より主体的・積極的に参画することを趣旨として2種類(①事務職員の標準職務例、②積極的に参画する職務例)示していること。
- 事務職員は、学校運営について副校長・教頭とともに校長を補佐する役割を果たすことが期待されており、学校組織で唯一の総務・財務等に通じる専門職であること。
- 事務職員に過度に業務が集中することにならないよう、庶務事務システムの導入や共同学校事務室など、学校事務の更なる効果的な実施や事務体制の強化に努めること。
- 調査・統計等への回答に係る対応や、学校徴収金の徴収・管理は事務職員の業務とすることが望ましいこと。
- ICTを活用した教育活動により積極的な参画を促すため、以下を整理。
 - ① 教育委員会は事務職員のICTに関する研修の充実・育成に一層努めること、
 - ② ICTに関する設備等の整備、維持管理、整備計画の策定を標準職務例に示したこと、
 - ③ 教育活動におけるICTの活用支援を積極的に参画する職務例に位置付けたこと

教諭等の標準的な職務の内容及びその例

「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について(令和2年7月17日文科科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長等通知)」より抜粋

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として学校の教育活動に関する事	教育課程及び学習指導に関する事	教育課程の編成及び実施並びにその準備(学校行事等の準備・運営を含む)児童生徒の学習評価及び成績処理
		生徒指導及び進路指導に関する事	生徒指導体制の企画及び運営 児童生徒への指導援助 いじめ, 不登校等の生徒指導上の諸課題への対応及び指導 進路指導方針の策定及び実施 家庭, 地域, 他校種及び関係機関との連絡及び調整 教育相談及び進路相談
		特別な支援を要する児童生徒のために必要な職務に関する事	個別の指導計画の作成及び活用 個別の教育支援計画の作成及び活用
2	主として学校の管理運営に関する事	学校の組織運営に関する事	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営 学校業務改善の推進
		学校評価に関する事	自己評価の企画及び実施 学校関係者評価等の企画及び実施 学校に関する情報の提供
		研修に関する事	校内研修の企画, 実施及び受講 法定研修その他の職責を遂行するために必要な研修の受講
		保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関する事	関係機関や外部人材, 地域, 保護者との連絡及び調整
		その他学校の管理運営に関する事	学校の保健計画に基づく児童生徒の指導 学校の環境衛生点検 学校の安全計画等に基づく児童生徒の安全指導及び安全点検

Ⅲ. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団関係

◆公立学校教員採用選考試験は、任命権者である都道府県・指定都市教育委員会等において実施されている。

○公立学校教員採用選考試験の内容例

<一次選考>

(筆記試験)

○一般教養や教職教養に関する試験

- ・人文・社会・自然科学に関する一般的な教養について
- ・教育関係法規、教育原理、教育心理など教員として必要な教養及び知識について

○教科専門に関する試験

- ・指導内容や指導方法など教科の専門的知識及び能力について

(面接試験)

○個人面接、集団面接、集団討論 など

<二次選考>

(筆記試験)

○小論文

(実技試験)

○体育、音楽、美術、英会話 など

(面接試験)

○個人面接、集団面接、集団討論、模擬授業 など

(その他)

○適性検査

◆特定の資格や経歴等をもつ者を対象に特別の選考(※)が実施されている。

※「特別の選考」には、一部試験免除、加点、特別免許状を活用した選考、その他の特別の選考を含む。

○各県市における特別の選考の実施状況 (／68県市)

教職経歴 : 68県市 英語の資格等 : 63県市 民間企業等勤務経歴 : 56県市 等

(出典) 令和3年度(令和2年度実施)公立学校教員採用選考試験の実施方法

◆近年、受験年齢制限の緩和が進んでいる。

○各県市における受験年齢制限の状況 (／68県市)

制限なし : 47県市 51-58歳 : 1県市 41-50歳 : 18県市 36-40歳 : 2県市

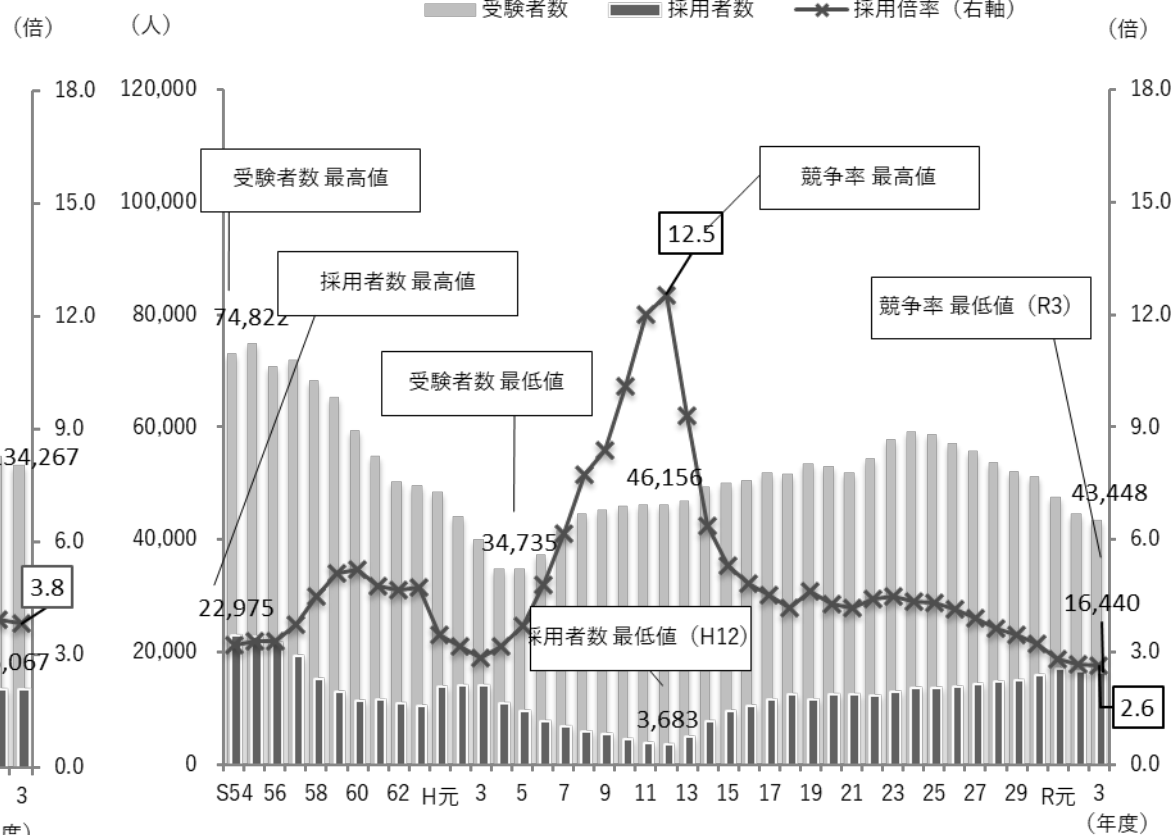
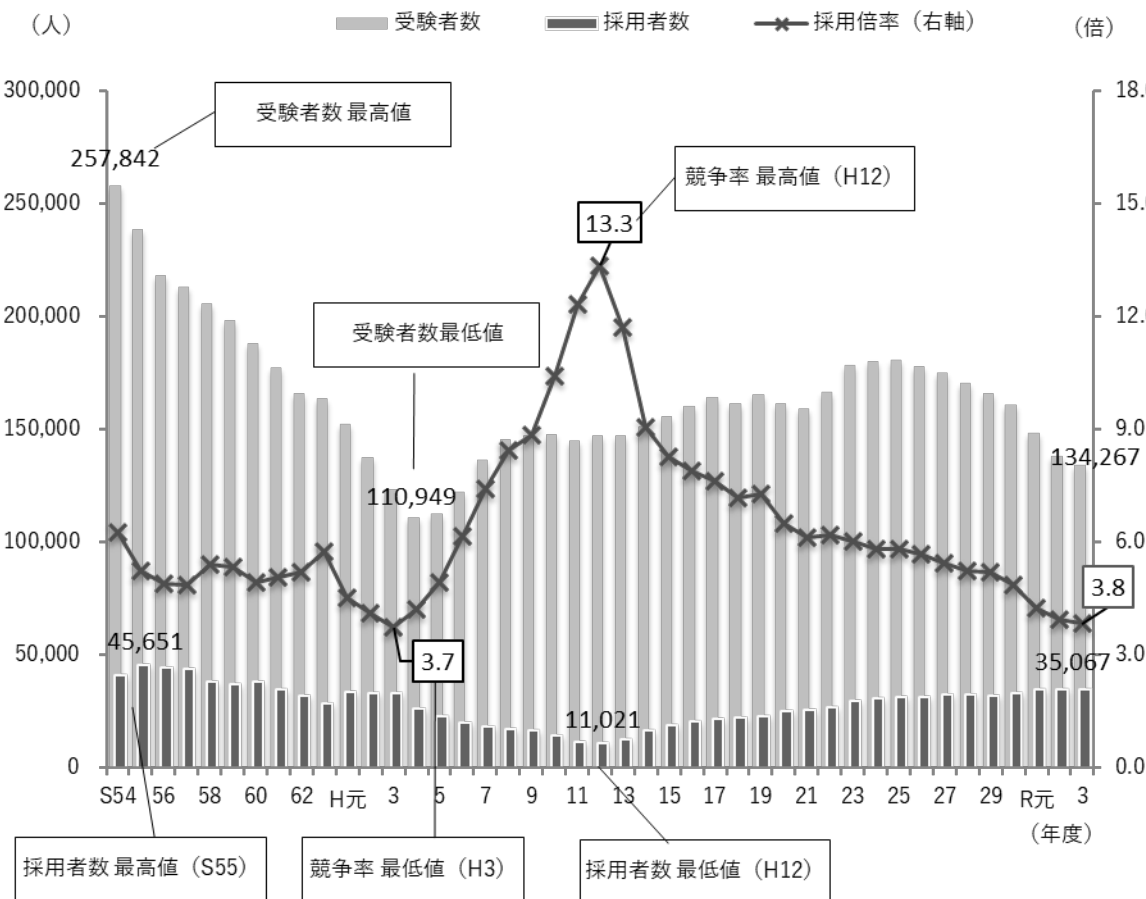
(出典) 令和3年度(令和2年度実施)公立学校教員採用選考試験の実施方法

公立学校教員採用選考試験の実施状況—総計・小学校

- ✓ 全体の競争率(採用倍率)は、3.8倍で、前年度の4.0倍から減少。
(注:「全体」は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計)
- ✓ 令和3年度(令和2年度実施)における小学校の競争率(採用倍率)は、2.6倍で、前年度の2.7倍から減少(過去最低)
- ✓ 採用倍率が過去最高の12.5倍であった平成12年度に3,683人であった採用者数が、令和3年度においては16,440人と5倍近くに増えた結果として、採用倍率が2.6倍まで低下している。
- ✓ 採用者数は近年増加が続いていたものの、令和元年度をピークに減少に転じた。

総計 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移

小学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



(出典) 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

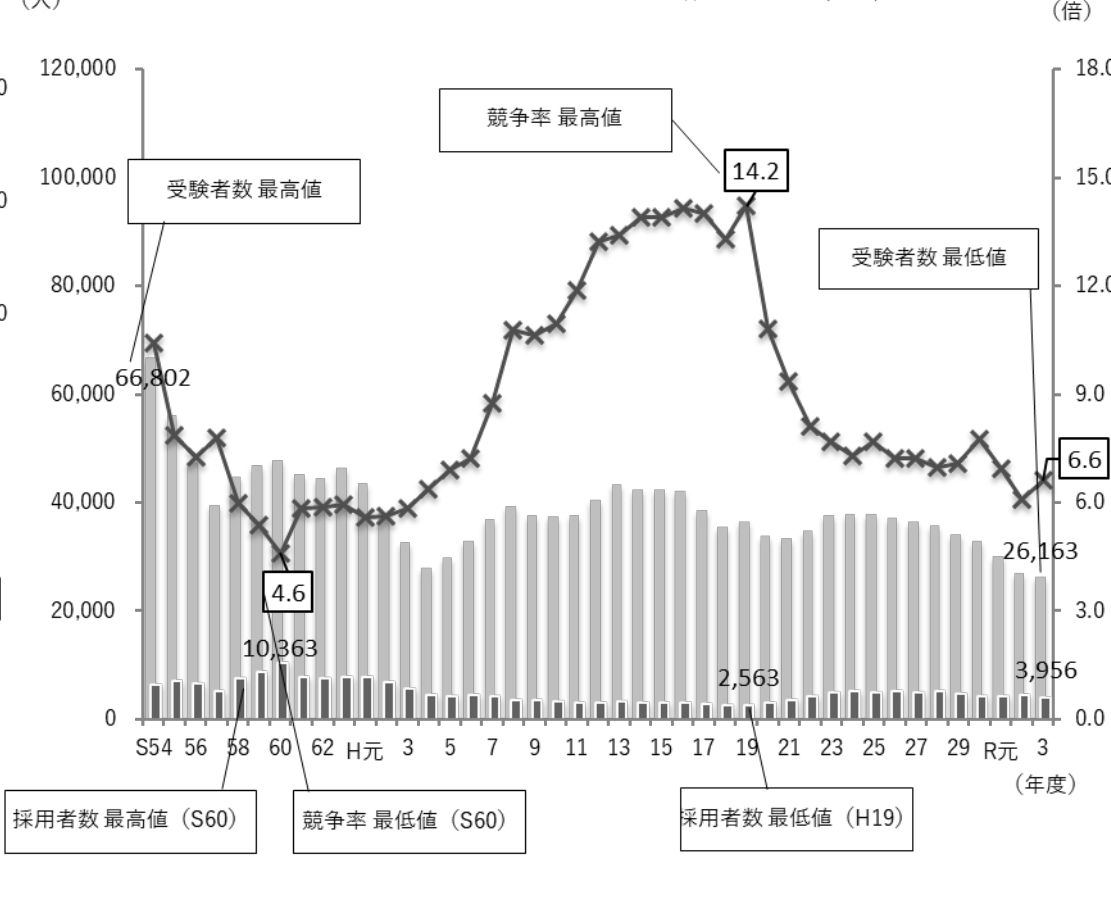
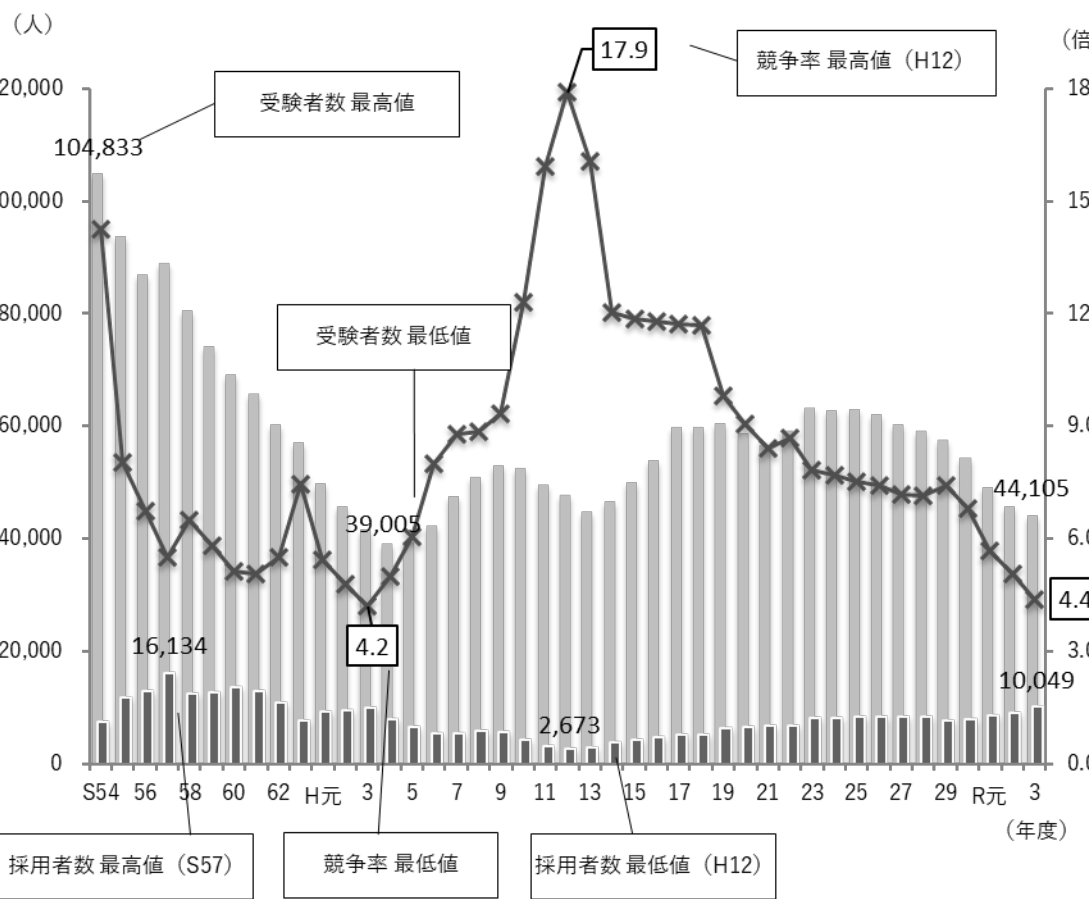
- ✓ 令和3年度(令和2年度実施)における中学校の競争率(採用倍率)は、4.4倍で、前年度の5.1倍から減少
 - ・採用者数は、10,049人で、前年度に比較して992人増加
 - ・受験者数は、44,105人で、前年度に比較して1,658人減少
- ✓ 令和3年度(令和2年度実施)における高等学校の競争率(採用倍率)は、6.6倍で、前年度の6.1倍から増加
 - ・採用者数は、3,956人で、前年度に比較して453人減少
 - ・受験者数は、26,163人で、前年度に比較して732人減少

中学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移

高等学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移

■ 受験者数 ■ 採用者数 ✕ 採用倍率(右軸)

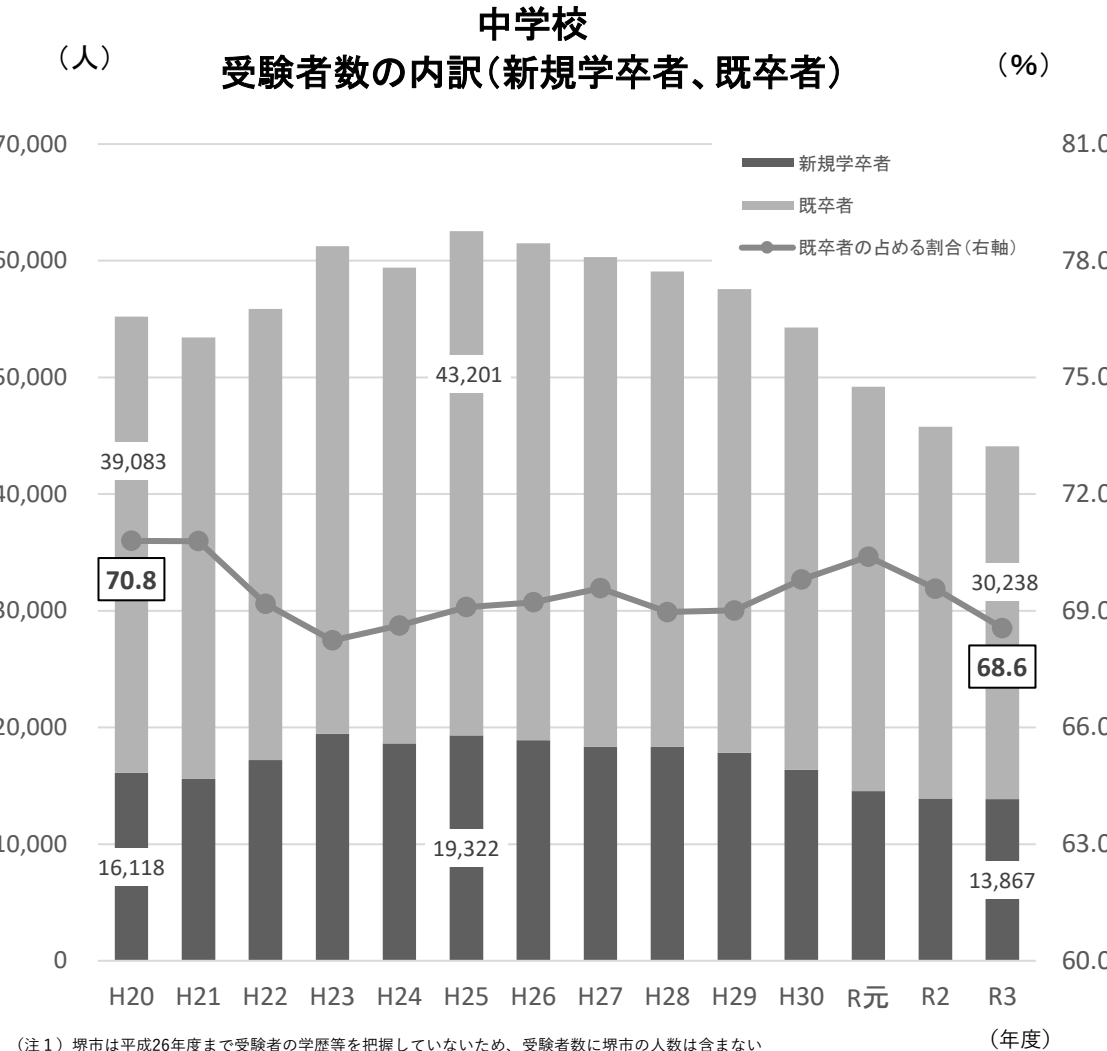
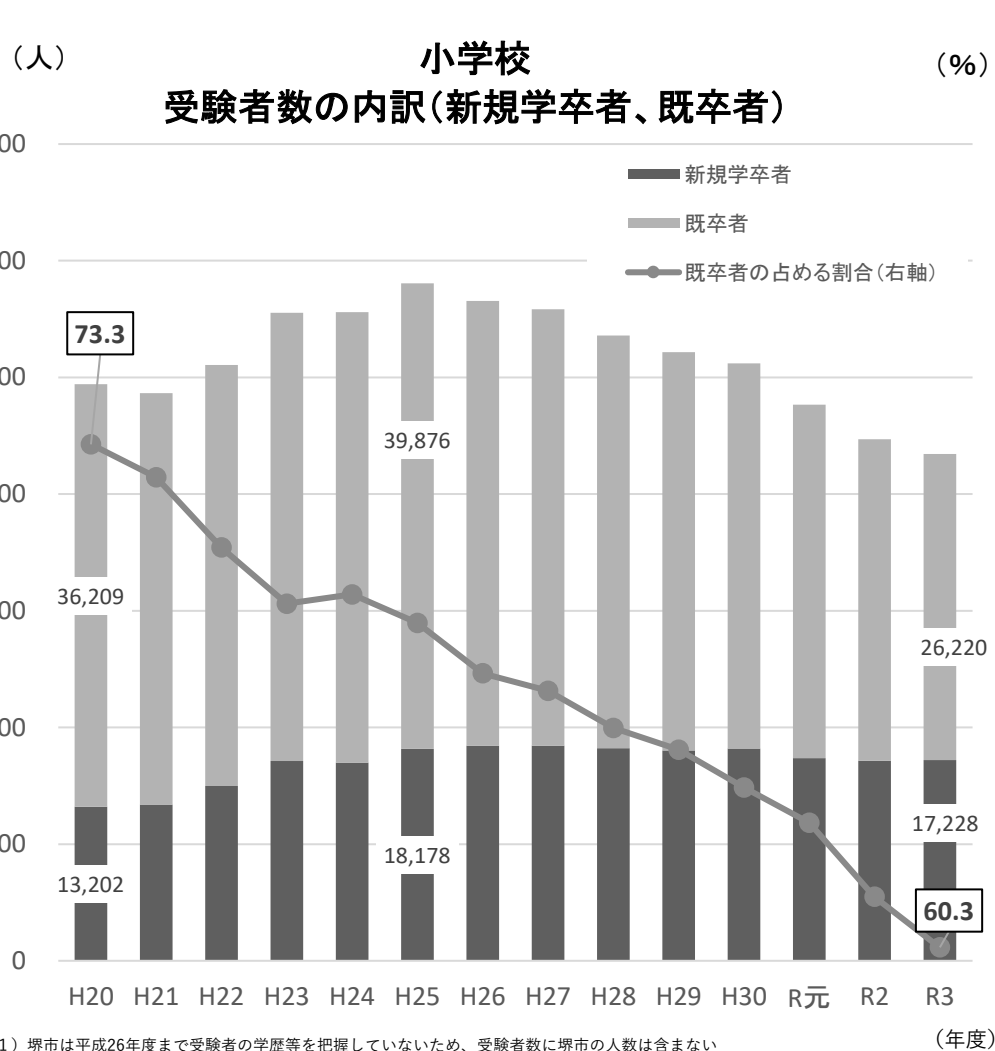
■ 受験者数 ■ 採用者数 ✕ 採用倍率(右軸)



(出典) 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

公立学校教員採用選考試験の受験者数の内訳

- ✓ 小学校については新規学卒者が小幅に増加している一方、既卒者は大きく減少している。【左図】
- ✓ 中学校については新規学卒者・既卒者ともに減少している。【右図】



(注1) 堺市は平成26年度まで受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない
 (注2) 大阪府は平成24年度まで受験者・採用者の学歴等を把握していないため、受験者数・採用者数に大阪府の人数は含まない

(注1) 堺市は平成26年度まで受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない
 (注2) 大阪府は平成24年度まで受験者・採用者の学歴等を把握していないため、受験者数・採用者数に大阪府の人数は含まない

各縣市別の教員採用選考試験の採用倍率

令和3年度公立学校教員採用選考試験(令和2年度実施)の実施状況

「計(※)」は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計

区分	小学校	中学校	計(※)
北海道	2.2	4.6	3.7
青森県	2.1	5.7	4.6
岩手県	2.3	3.7	3.4
宮城県	1.8	—	3.1
秋田県	1.8	3.5	3.3
山形県	1.6	2.8	2.4
福島県	1.8	4.6	3.7
茨城県	1.9	2.6	2.7
栃木県	2.8	3.5	3.8
群馬県	3.6	3.8	4.5
埼玉県	2.6	4.3	3.9
千葉県	2.1	—	3.1
東京都	—	—	3.0
神奈川県	3.1	4.6	4.4
新潟県	2.6	2.3	2.6
富山県	1.5	—	2.2
石川県	2.5	—	3.5
福井県	3.4	—	3.9
山梨県	1.8	5.1	3.1
長野県	3.0	4.4	3.9
岐阜県	2.0	3.1	3.1
静岡県	2.9	4.6	4.4
愛知県	3.0	3.9	4.1

区分	小学校	中学校	計(※)
三重県	4.6	7.1	6.5
滋賀県	2.7	4.8	4.1
京都府	3.6	4.5	4.5
大阪府	—	—	5.2
兵庫県	4.7	5.1	5.5
奈良県	5.1	4.3	5.1
和歌山県	2.8	4.5	3.9
鳥取県	4.0	4.7	4.7
島根県	2.5	4.5	3.9
岡山県	4.3	6.1	6.2
広島県	1.7	2.8	2.9
山口県	1.7	3.3	2.9
徳島県	3.6	4.7	5.2
香川県	3.1	4.9	4.6
愛媛県	2.1	3.9	3.5
高知県	6.9	9.5	7.9
福岡県	1.5	3.0	3.0
佐賀県	1.4	2.7	2.6
長崎県	1.5	3.9	2.6
熊本県	—	—	3.6
大分県	1.6	4.0	3.3
宮崎県	1.9	5.5	4.1
鹿児島県	2.1	4.4	3.5

区分	小学校	中学校	計(※)
沖縄県	4.6	13.7	8.8
札幌市	(2.2)	(4.6)	(3.7)
仙台市	3.4	—	3.7
さいたま市	2.5	—	3.4
千葉市	(2.1)	—	(3.1)
横浜市	2.8	4.9	3.5
川崎市	3.2	8.2	4.5
相模原市	2.9	3.9	3.5
新潟市	2.4	—	3.6
静岡市	2.6	3.4	3.0
浜松市	3.0	4.3	3.8
名古屋市	3.8	—	4.4
京都市	4.0	6.6	5.0
大阪市	2.8	3.1	3.4
堺市	—	—	7.2
神戸市	7.3	—	7.7
岡山市	3.8	5.5	4.7
広島市	(1.7)	(2.8)	(2.9)
北九州市	2.0	6.0	3.3
福岡市	1.9	2.9	2.4
熊本市	2.6	5.0	3.5
豊能地区	3.3	6.4	4.4
合計	2.6	4.4	3.8

(出典) 文部科学省「令和3年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

(注1) 小学校・中学校(または中学校・高等学校)の試験区分を(一部)分けずに採用選考を実施している県市については、「—」としている

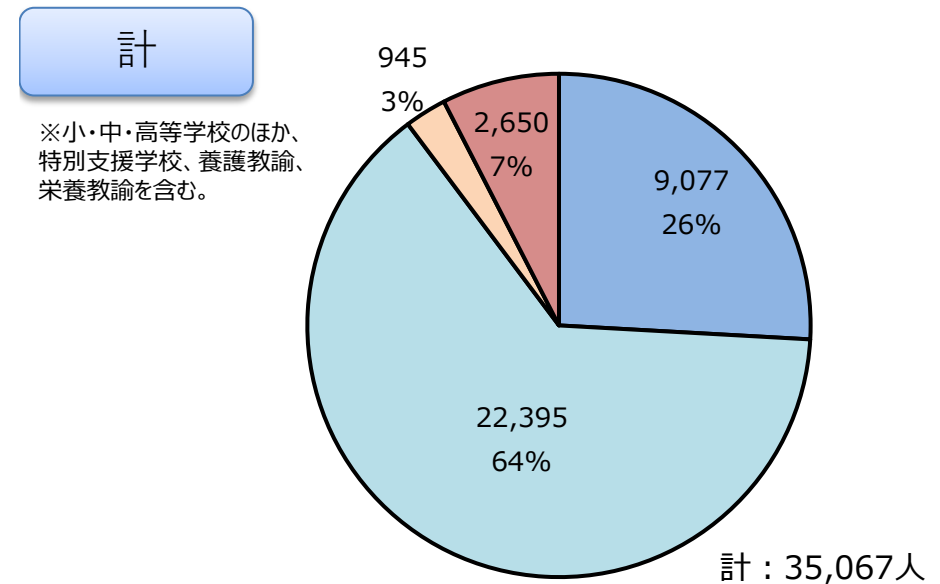
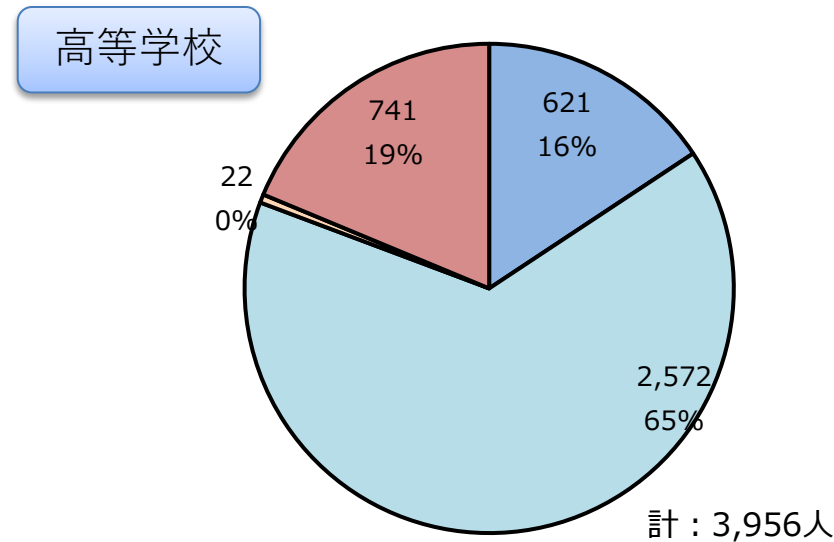
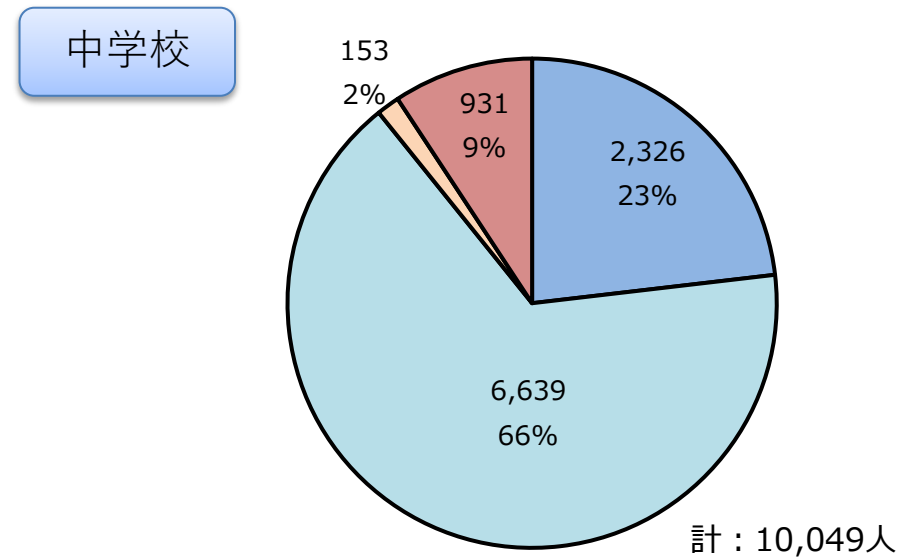
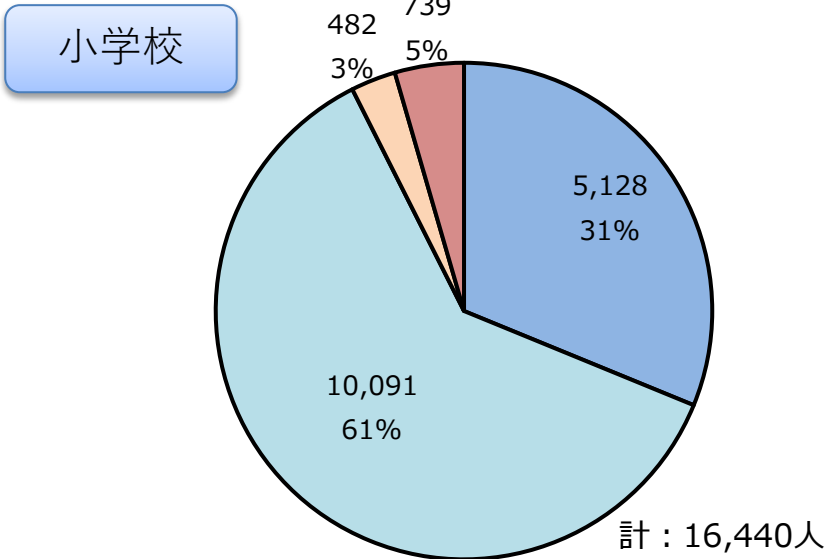
(注2) 都道府県と指定都市で採用選考を合同で実施している指定都市の競争率は、都道府県と同値を()で記載している

採用倍率が高い県市 採用倍率が低い県市

公立学校教員採用選考試験における採用者の学歴別内訳

(令和3年度公立学校教員採用選考試験)

■ 国立教員養成大学・学部
 ■ 一般大学・学部
 ■ 短期大学等
 ■ 大学院



(出典) 文部科学省「令和3年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

(注1) 「国立教員養成大学・学部」とは、国立の教員養成大学・学部出身者をいう。

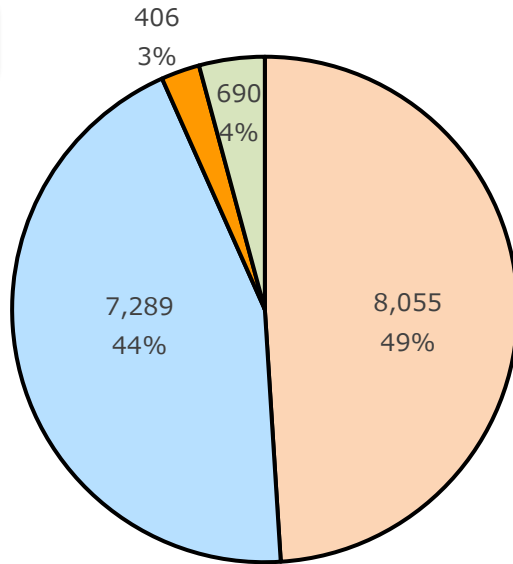
(注2) 「短期大学等」には、短期大学のほか、指定教員養成機関、高等専門学校、高等学校、専修学校等出身者を含む。

公立学校教員採用選考試験における採用者の採用前状況別内訳

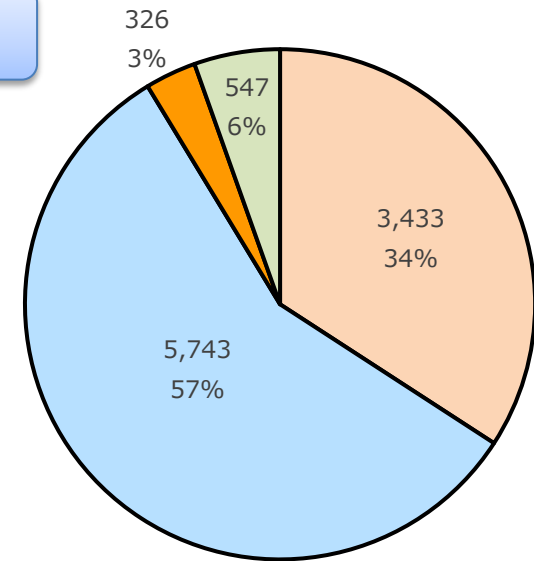
■ 新規学卒者
 ■ 教職経験者
 ■ 民間企業等勤務経験者
 ■ その他既卒者

(令和3年度公立学校教員採用選考試験)

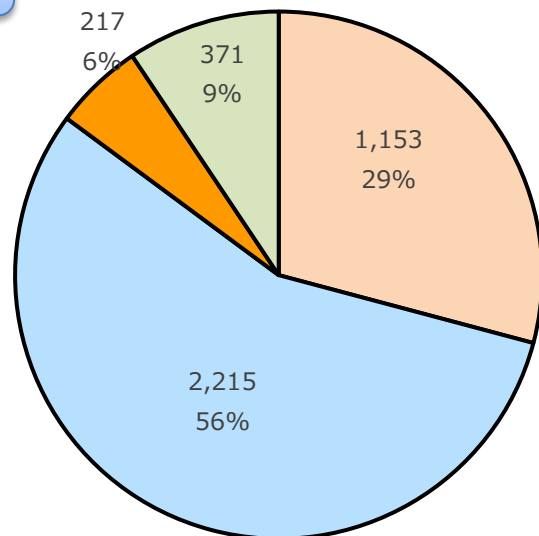
小学校



中学校

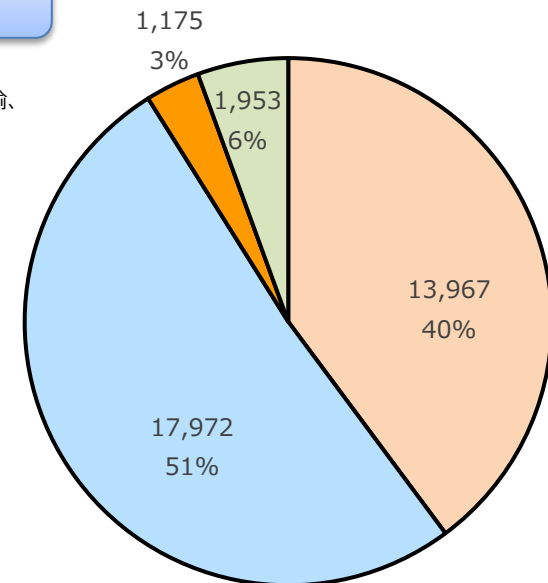


高等学校



計

※小・中・高等学校のほか、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭を含む。



(出典) 文部科学省「令和3年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

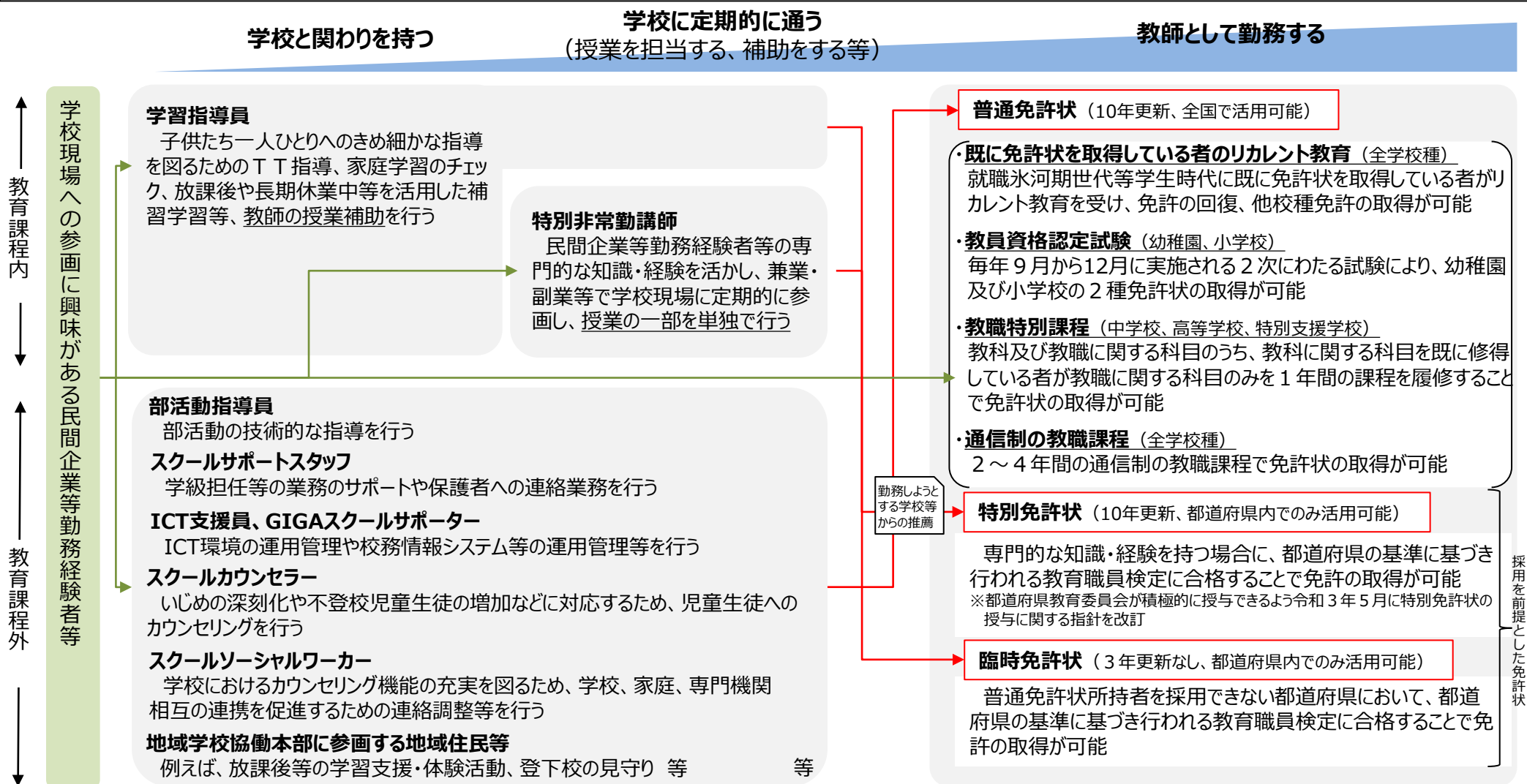
(注1) 「教職経験者」とは、公立学校教員採用前の職として国公立学校の教員であった者をいう。

(注2) 「民間企業等勤務経験者」とは、公立学校教員採用前の職として教職以外の継続的な雇用に係る勤務経験のあった者をいう。ただし、いわゆるアルバイトの経験は除く。

社会人等多様な人材の活用について

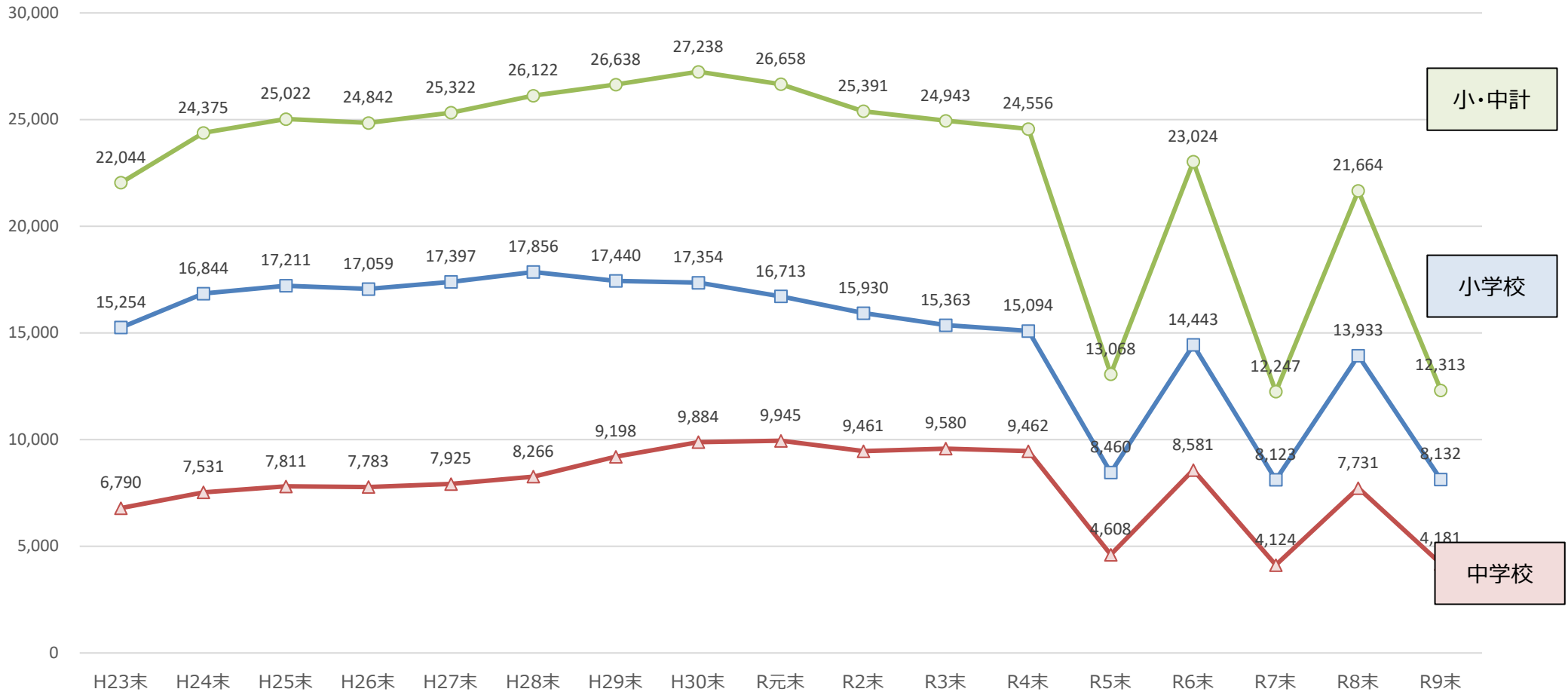
Ⅲ-8

- ✓ 学校現場においては、学校との関わり具合(頻度や業務内容等)に応じて、様々な外部人材が参画しているところ。
- ✓ 民間企業等勤務経験者の専門的な知識・経験を活かし、開かれた教育課程を実現するため、兼業・副業等で参画する特別非常勤講師制度や、転職し教師として勤務するため、免許を既に保有している者へのリカレント教育や、新たに普通免許状を取得するための、教員資格認定試験(幼稚園、小学校)、1年間の教職特別課程(中学校、高等学校、特別支援学校)、2~4年の通信制の教職課程、臨時免許状及び特別免許状の授与等、多様なルートが確保されている。
- ✓ 外部人材がいきなり教師として勤務するハードルを下げるため、スクールサポートスタッフや学習指導員、特別非常勤講師等として学校との関わり合いを徐々に深めていながら、学校現場への参画を促進する。



公立小・中学校の退職者数の推移と見通し

※令和2年度末までは実績、令和3年度末以降は見通し



(出典)令和3年度文部科学省調べ

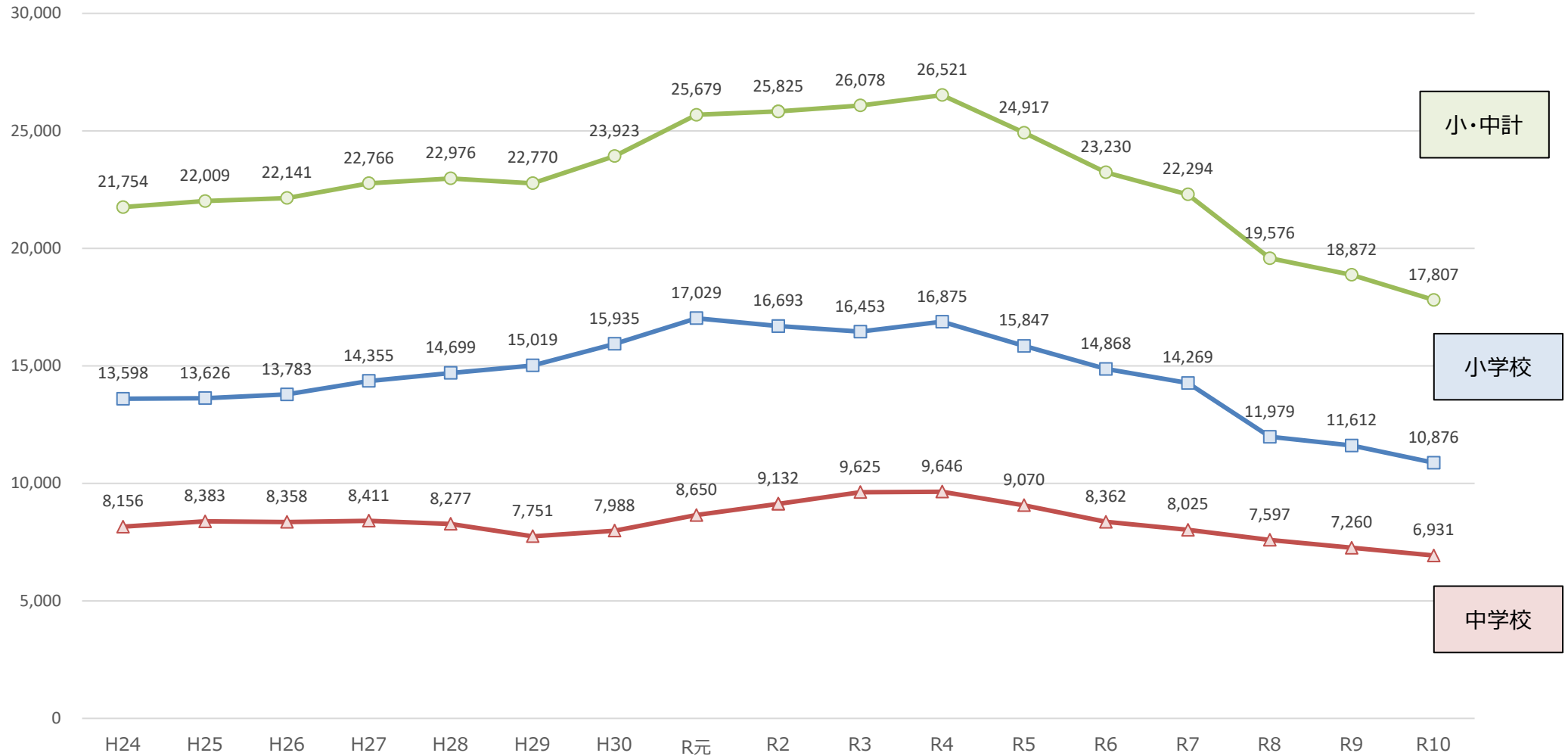
(注1)令和2年度末までは、都道府県等の実績の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)

(注2)令和3年度末以降は、令和2年7月末時点の都道府県等の推計の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)

(注3)養護教諭等を除く

公立小・中学校の採用者数の推移と見通し

※令和3年度までは実績、令和4年度以降は見通し



(出典)令和3年度文部科学省調べ

(注1)令和3年度までは、「公立学校教員採用選考試験の実施状況」(文部科学省調べ)

(注2)令和3年度以降は、令和3年2月時点の都道府県等の推計の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)

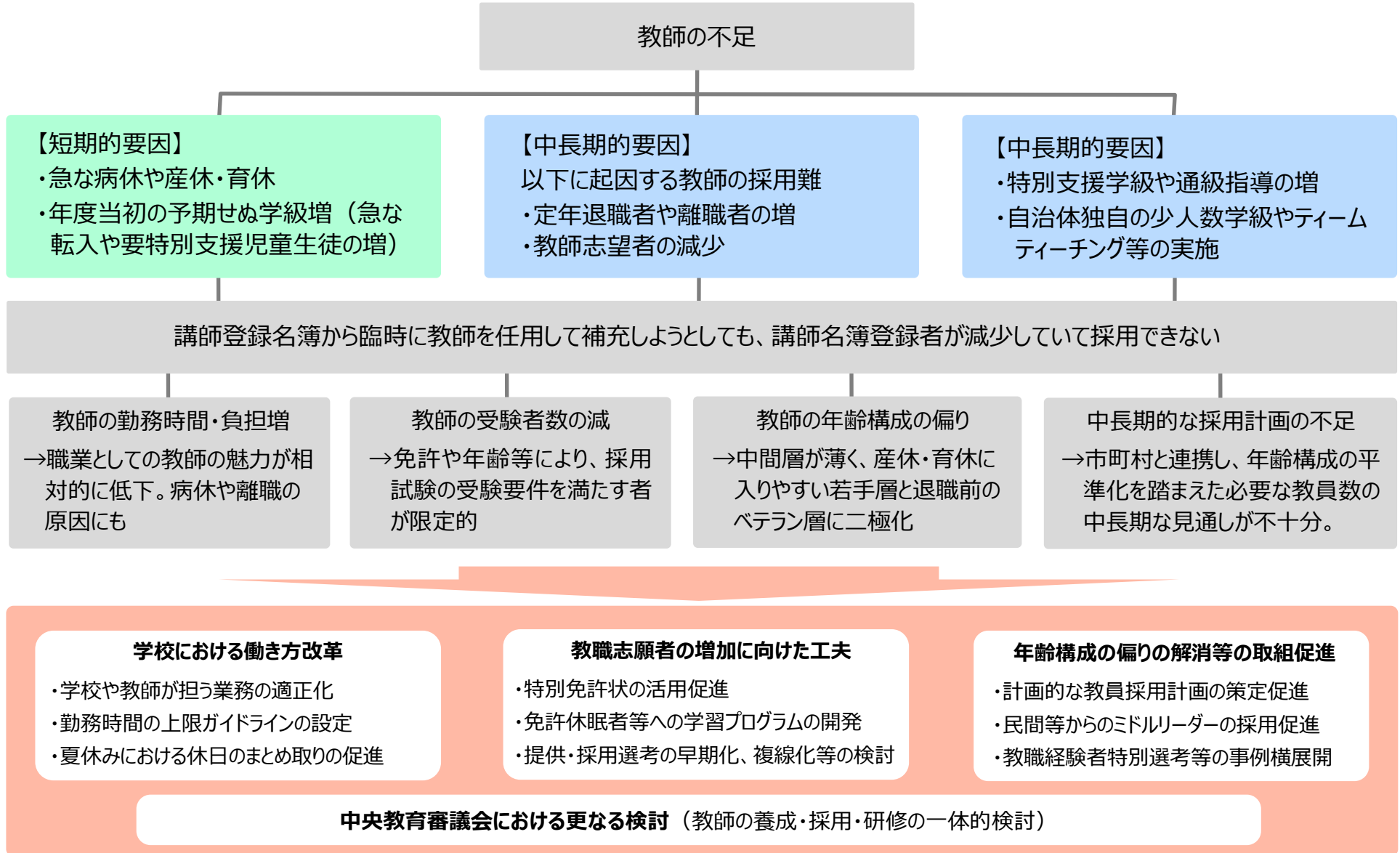
(注3)養護教諭等を除く

いわゆる「教師不足」について

- いわゆる「教師不足」：実際に学校に配置された教員の数が、各自治体が設定した学校への配置教員数を満たしていない状態。
特に学級担任や教科担任が不足する場合も見られ、学校経営や教科指導等に支障が生じるので緊急性が高い。
- 平成29年度に11県市を対象に抽出調査を実施。始業日時点において小学校で計316人、中学校で計254人の教員の不足が見られた。
- 令和3年度に初の全国調査を実施、始業日時点で全学校種合計で2,558人、5月1日時点で2,086人の不足が見られた。
- これらの要因・対策は複雑な要素が絡み合っており、単純に解決するものではないが、要因と対策をまとめると下表のとおり。

【
要
因
】

【
文
科
省
に
よ
る
対
応
】



「教師不足」に関する実態調査(令和3年度実施)①

Ⅲ-12

- ✓ 臨時的任用教員等の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数が、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数(配当数)を満たしておらず欠員が生じる「教師不足」について、各都道府県・政令市教育委員会等(計68)を対象に令和3年度5月1日時点等での状況を調査。
- ✓ 令和3年度の小・中学校の「教師不足」人数(不足率)は5月1日時点では1,701人(0.28%)。なお、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(義務標準法)」に基づき算定される小・中学校の定数に対する充足率は、全国平均で101.8%。
- ✓ 高等学校については、5月1日時点で159人(0.10%)。特別支援学校については205人(0.26%)。

(表1) 令和3年度5月1日時点での各学校種における「教師不足」

学校種	学校に配置されている教師の数(A)	学校に配当されている定数(B)	不足(C)	不足率(C/B)	全体の学校数(D)	教師不足が生じている学校数(E)	割合(E/D)
小学校	379,598	380,198	979	0.26%	18,991	794	4.2%
中学校	218,504	219,123	722	0.33%	9,324	556	6.0%
小・中学校合計	598,102	599,321	1,701	0.28%	28,315	1,350	4.8%
高等学校	159,688	159,837	159	0.10%	3,502	121	3.5%
特別支援学校	78,474	78,632	205	0.26%	1,086	120	11.0%
合計	836,264	837,790	2,065	0.25%	32,903	1,591	4.8%

(注1) 「学校に配置されている教師の数」は、正規教員・臨時的任用教員・非常勤講師・再任用教員の人数(養護教諭・栄養教諭等を除く)。

(注2) 「学校に配当されている定数」は、義務標準法等に基づき算定される教職員定数ではなく、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数。なお、都道府県・指定都市等の教育委員会独自で置く定数を含むが、域内の市(指定都市を除く。)町村教育委員会等独自で置く定数は含まない。

(注3) 一部の自治体では当初配置を予定していた教員定数を上回って教師を配置しており、この場合は不足数を「0」として計算。そのため、上記において、(B-A)と「不足(C)」が一致しない。

(参考) 令和3年度始業日時点での各学校種における「教師不足」

学校種	学校に配置されている教師の数(A)	学校に配当されている定数(B)	不足(C)	不足率(C/B)	全体の学校数(D)	教師不足が生じている学校数(E)	割合(E/D)
小学校	378,481	379,345	1,218	0.32%	18,991	937	4.9%
中学校	217,856	218,641	868	0.40%	9,324	649	7.0%
小・中学校合計	596,337	597,986	2,086	0.35%	28,315	1,586	5.6%
高等学校	159,368	159,576	217	0.14%	3,502	169	4.8%
特別支援学校	78,309	78,517	255	0.32%	1,086	142	13.1%
合計	834,014	836,079	2,558	0.31%	32,903	1,897	5.8%

「教師不足」に関する実態調査(令和3年度実施)②

- ✓ 小学校における本来学級担任ではない役割の教師が学級担任を代替する「学級担任不足」は5月1日時点で全国で474件。
- ✓ 学級担任を代替しているのは、①指導体制の充実のために配置を予定していた教員（143件）と②生徒指導の充実のため配置された教師（37件）、③主幹教諭・指導教諭・教務主任（205件）の他に、④管理職が代替するケース（53件）も存在。
- ✓ 中学校および高等学校において、当該教科の教師がいないことにより当該教科の必要な授業を行っていないという「教科担任不足」の発生している例は、5月1日時点で中学校で16校、高等学校で5校。ただし、教育委員会に対し聞き取りを行ったところ、5月中には概ね解消、遅くとも7月時点ではすべて解消している。

(表2) 令和3年度5月1日時点での小学校における学級担任の代替状況

	小学校の学級担任の総数	本来の学級担任を代替している人数	左記の内訳					左記が生じている学校数
			①指導方法工夫改善などの指導体制の充実のために配置を予定していた教員	②児童生徒支援などの運営体制の充実のために配置を予定していた教員	③主幹教諭・指導教諭・教務主任	④校長・副校長・教頭	⑤ その他	
小学校の学級担任不足	268,201	474 (0.18%)	143	37	205	53	36	367

(注) ⑤のその他には、初任者研修に係る拠点校指導教員などを含む。

(表3) 令和3年度5月1日時点での中学校・高等学校における「教科担任不足」の状況

中学校			
担当教科	学校数	担当教科	学校数
数学	1	技術	1
理科	1	家庭	8
音楽	2	外国語(英語)	1
美術	2	合計	16

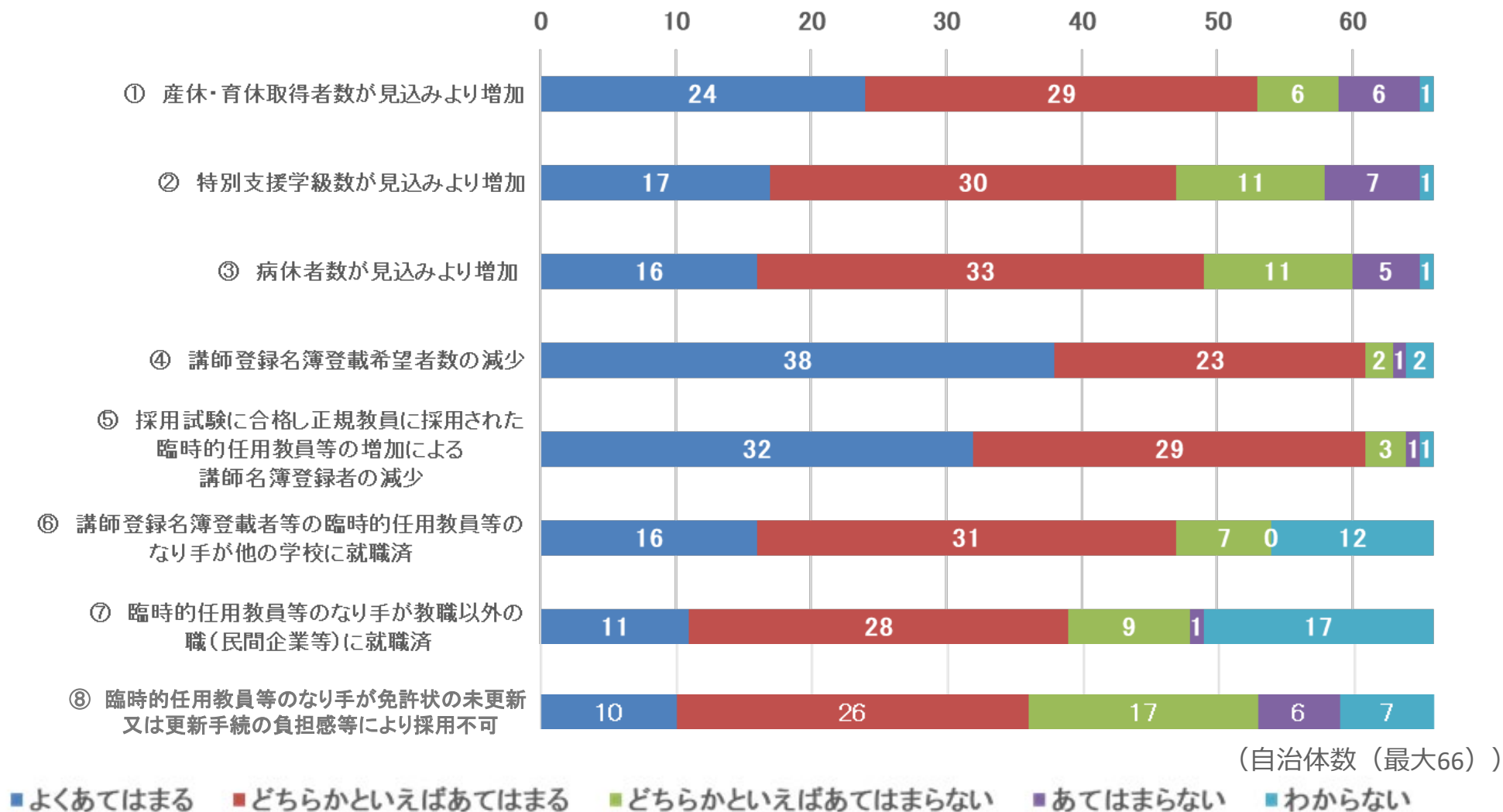
高等学校	
担当教科	学校数
国語	1
理科	1
保健体育	1
家庭	2
合計	5

(参考) 中学校全体は9,324校、高等学校全体は3,502校。

「教師不足」に関する実態調査(令和3年度実施)③

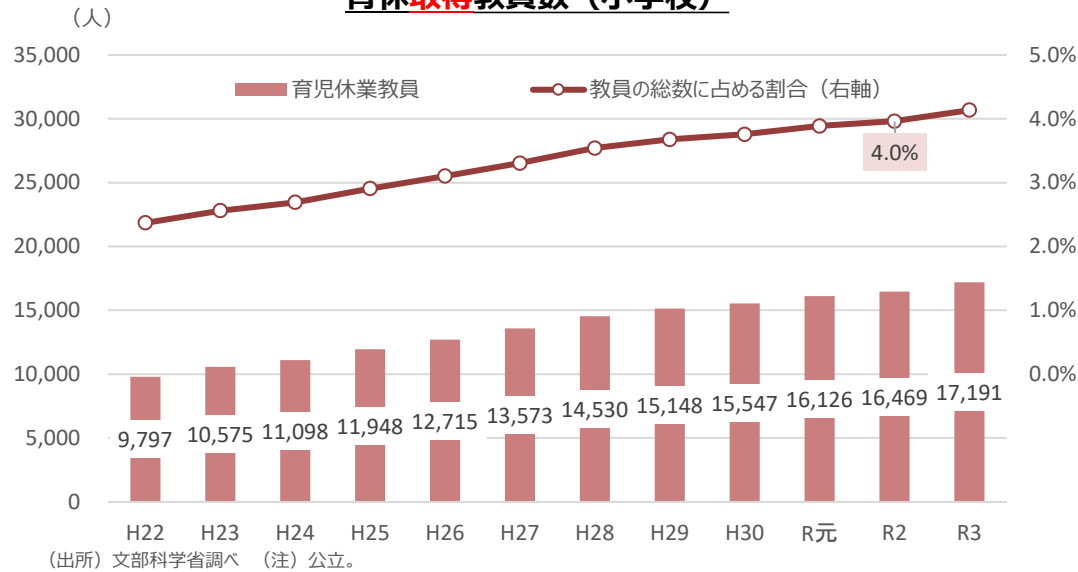
- ✓ 教育委員会が認識している「教師不足」の発生要因としては、産休・育休取得者数、特別支援学級数、病休者数の増加により必要となる臨時的任用教員が見込みより増加したこと。
- ✓ また、もともと臨時的任用教員として勤務していた者の正規採用が進んだこと、臨時的任用教員のなり手がすでに他の学校や民間企業等に就職済であることによる講師名簿登録者の減少が大きい。

教師の確保の状況に関するアンケート結果

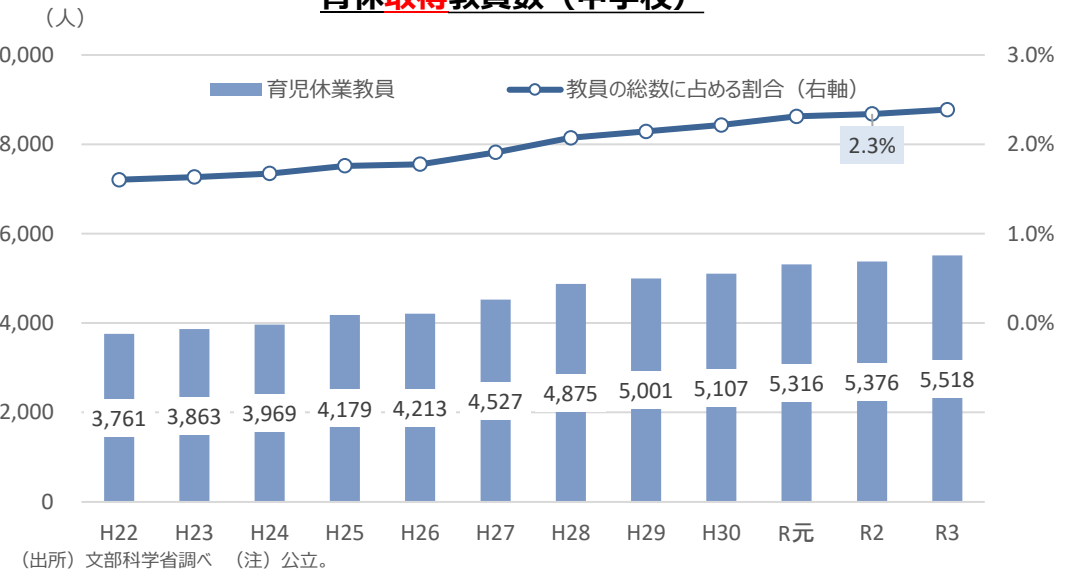


➤ 教師の年齢構成の偏りにより若手層が増加していることを背景に、産休・育休代替教員数は増加している。

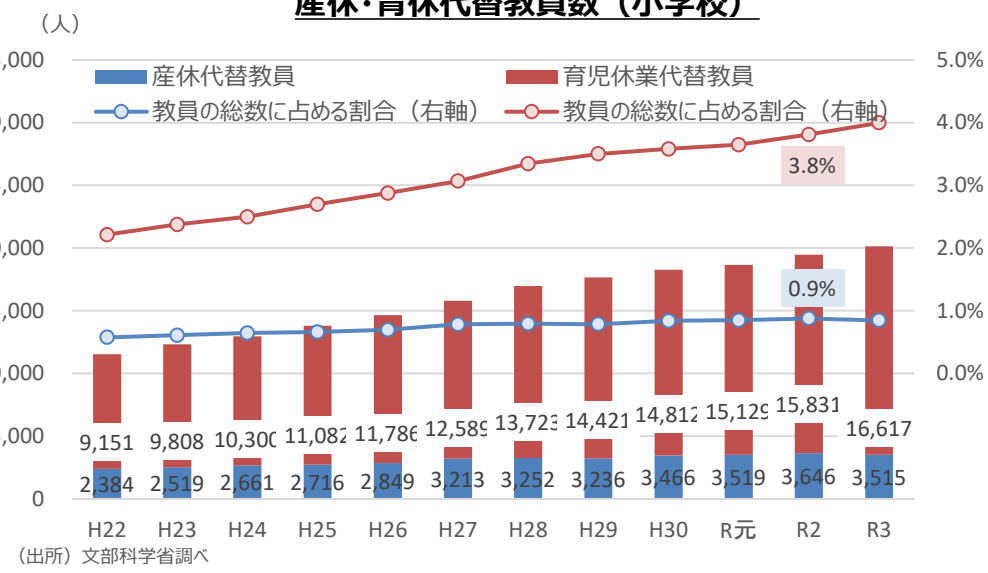
育休取得教員数（小学校）



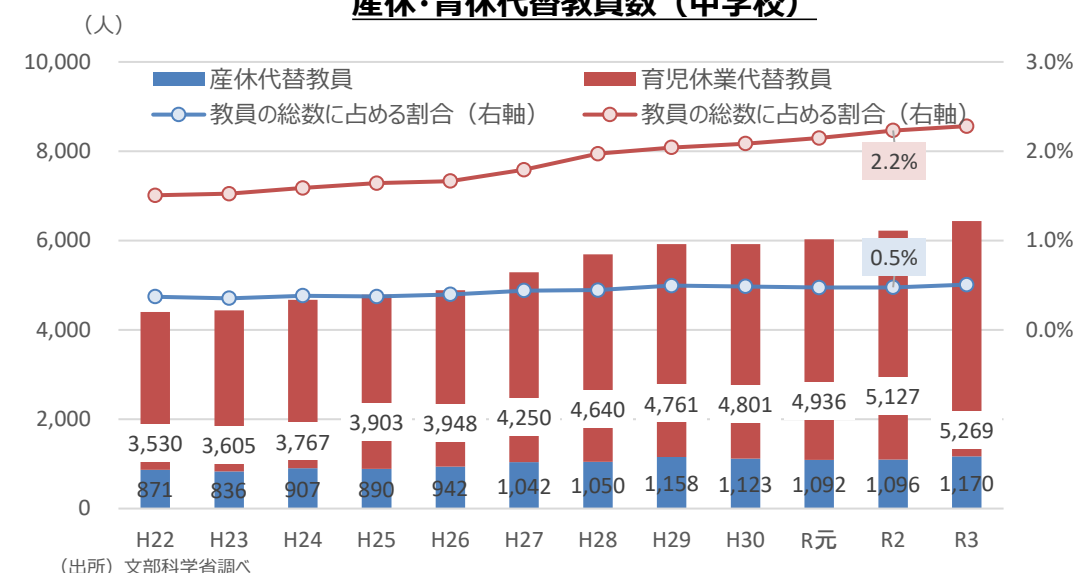
育休取得教員数（中学校）



産休・育休代替教員数（小学校）

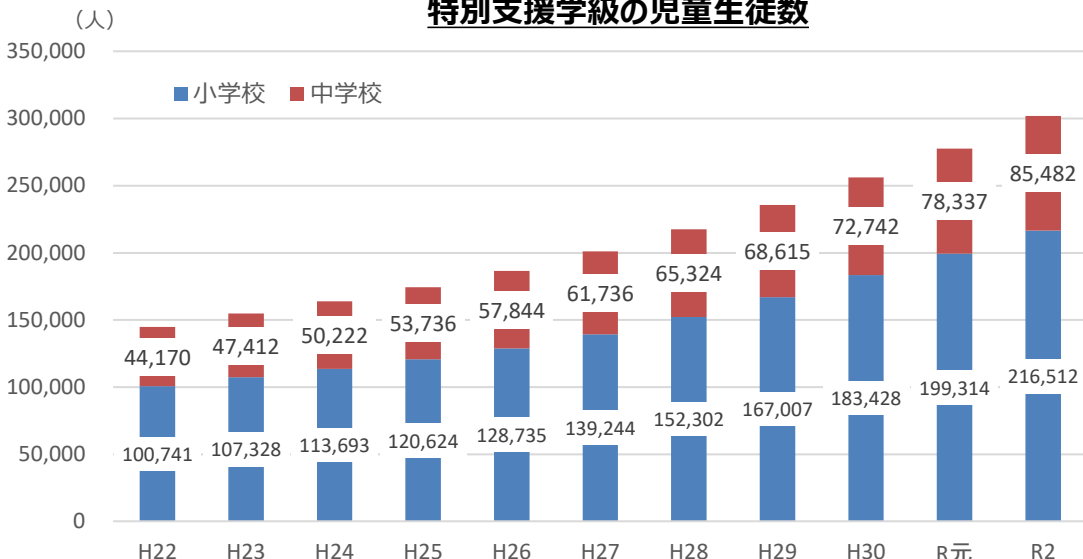


産休・育休代替教員数（中学校）



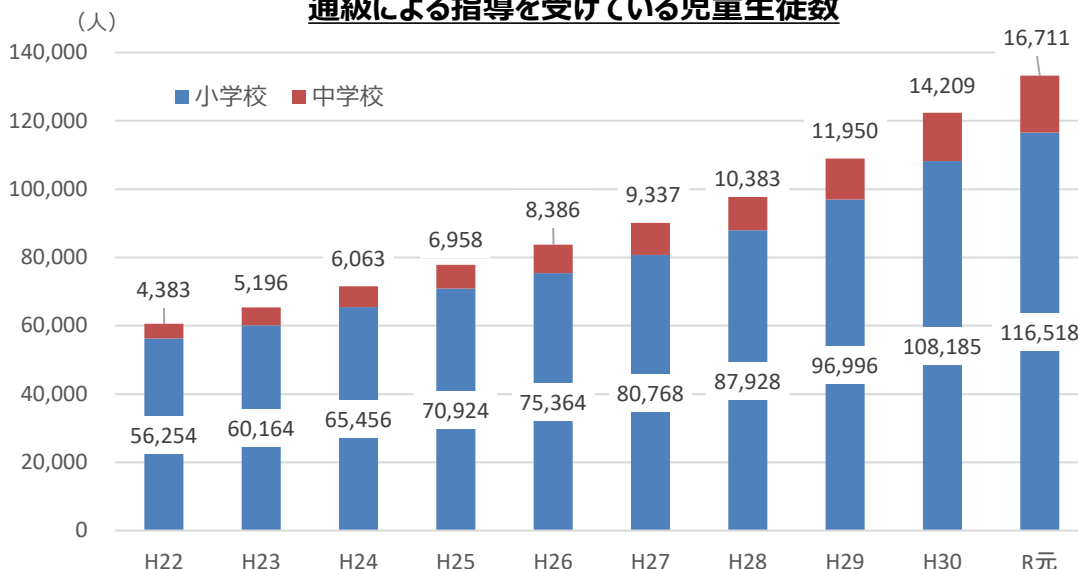
▶ 特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒数、日本語指導が必要な児童生徒数等は増加している。

特別支援学級の児童生徒数



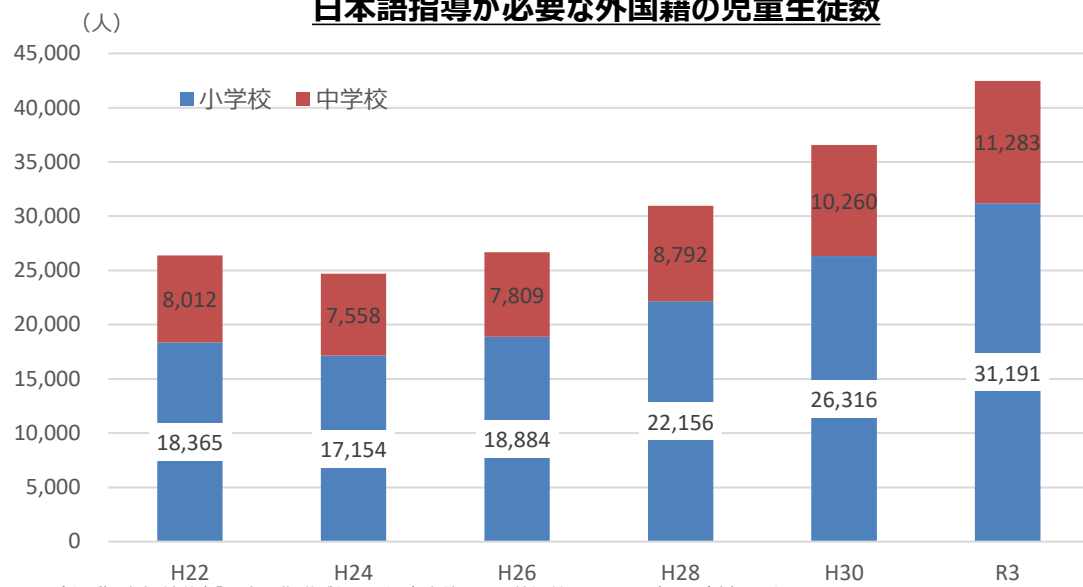
(出所) 文部科学省「学校基本統計」
(注) 公立。義務教育学校は中学校に含む。

通級による指導を受けている児童生徒数



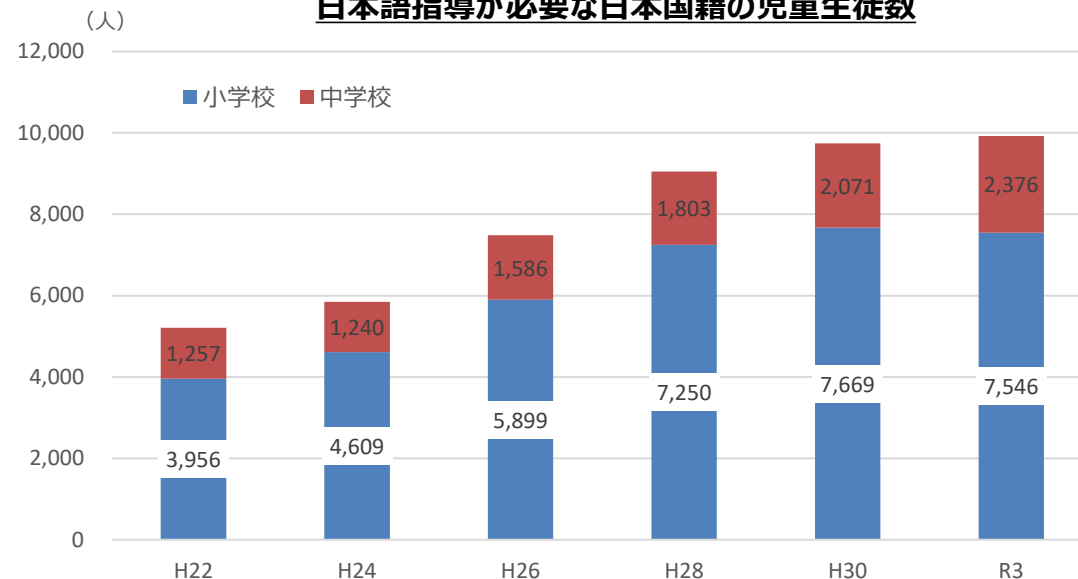
(出所) 文部科学省「通級による指導実施状況調査」
(注) 公立。

日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数



(出所) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」 (注) 公立。

日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数

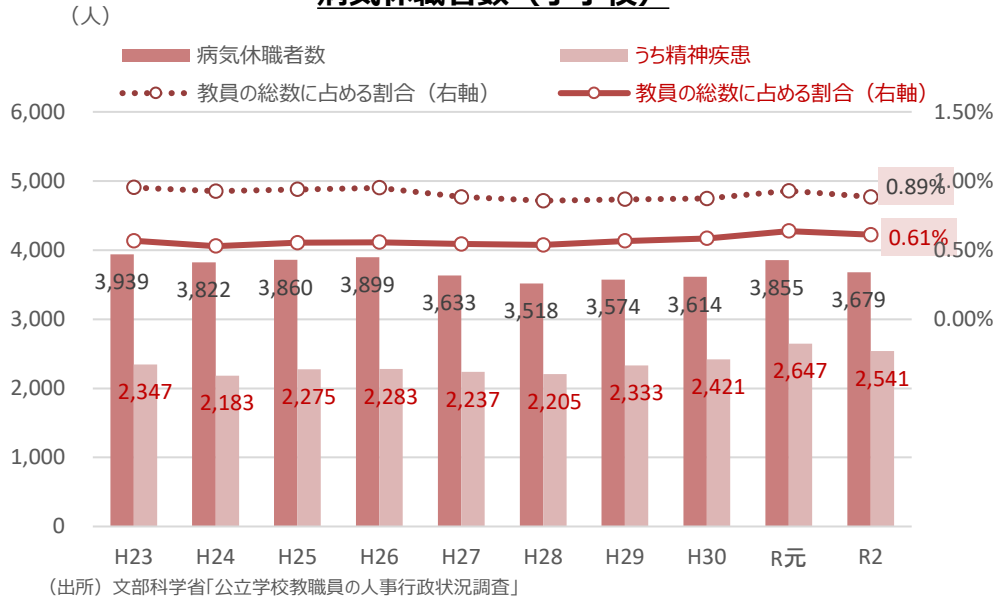


(出所) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」 (注) 公立。

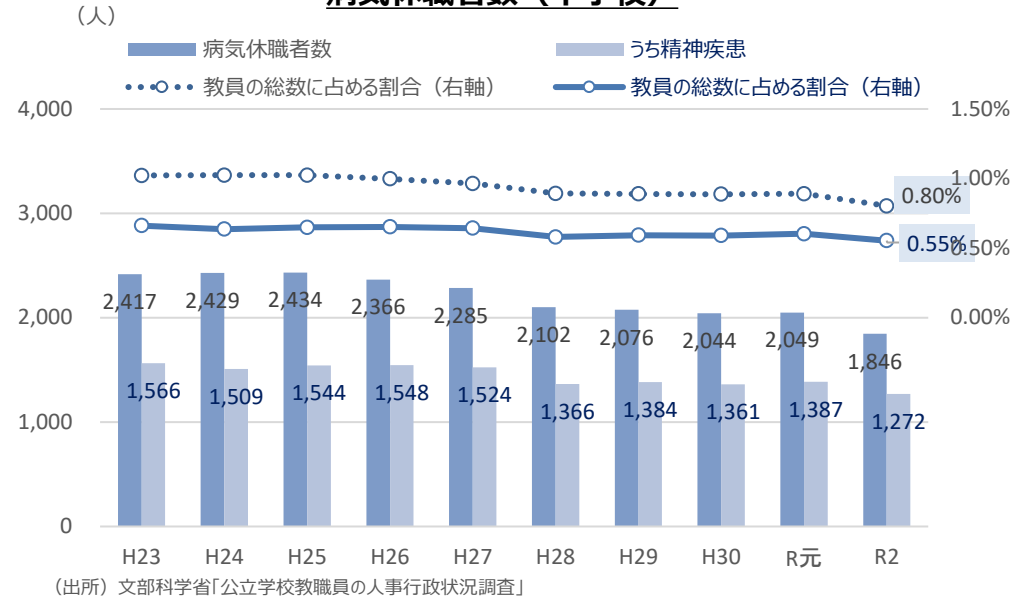
いわゆる「教師不足」について一見込み以上の必要教師数の増加③

- ▶ 精神疾患による病欠休職者数の教員の総数に占める割合（令和2年度）は、小学校で0.61%、中学校で0.55%となっている。
- ▶ 定年退職者数の増加に伴い、退職者数は高い水準で推移している。

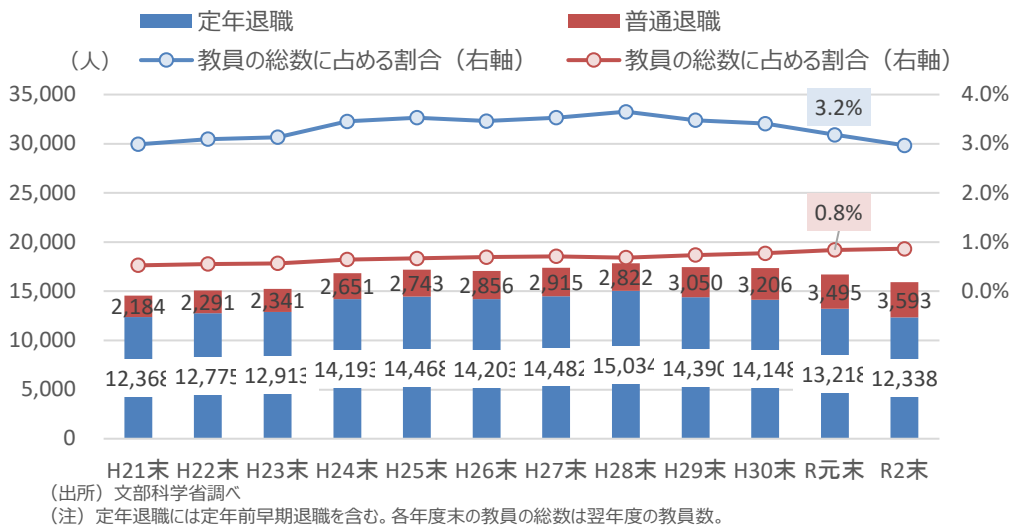
病欠休職者数（小学校）



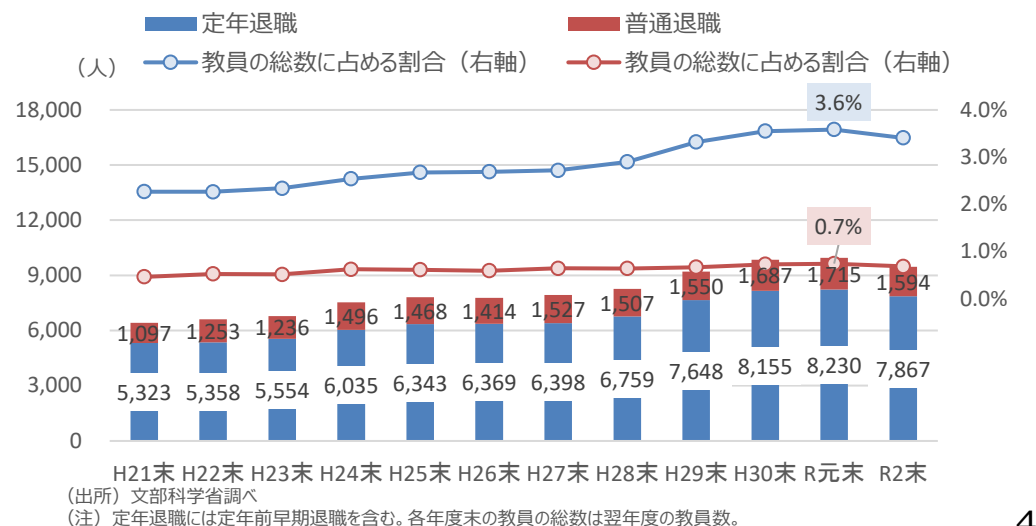
病欠休職者数（中学校）



退職者数（小学校）



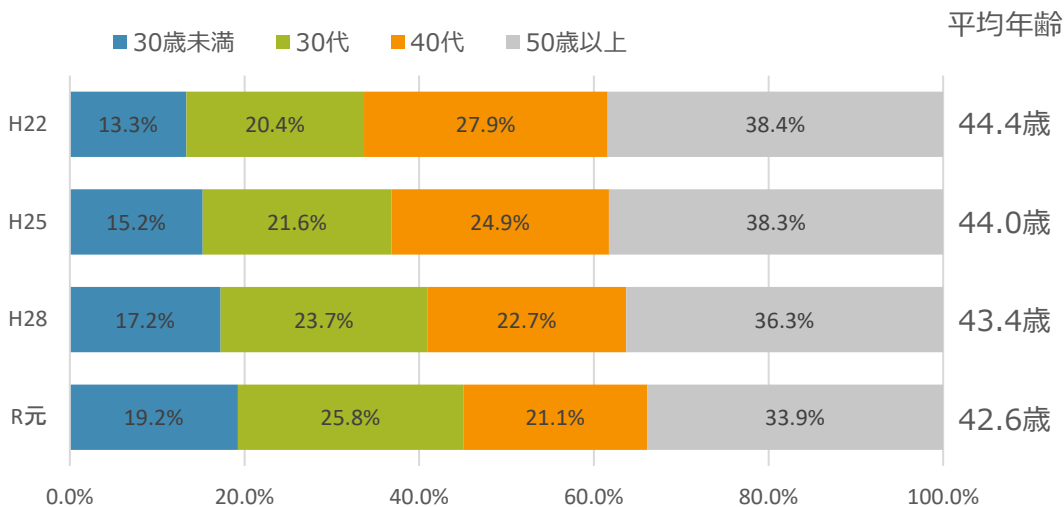
退職者数（中学校）



いわゆる「教師不足」について—その他の関連指標

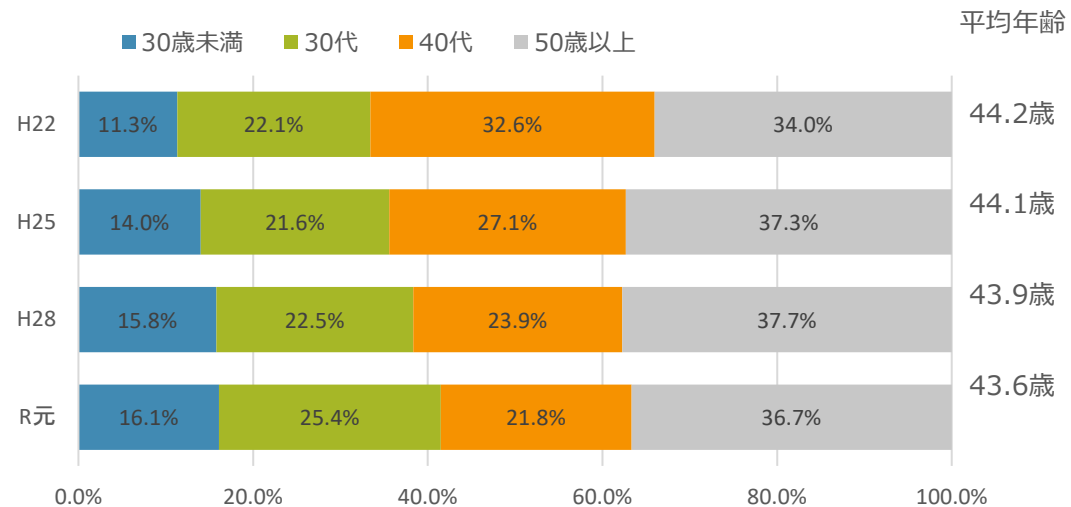
- ▶ 教師の年齢構成は、30歳未満・30代の比率が高く、40代の比率が低くなっている。
- ▶ 定年退職者数の増加などに伴い、再任用者数は増加している。

年齢構成（小学校）



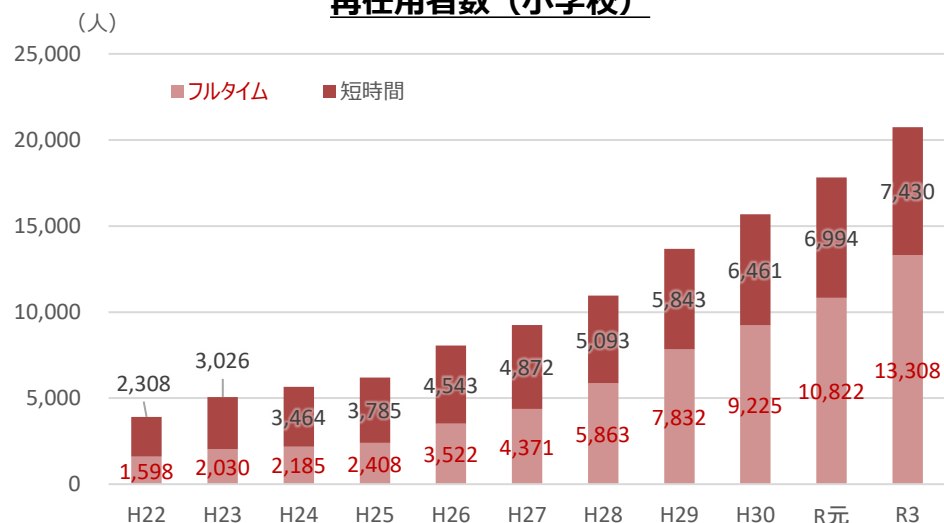
(出所) 文部科学省「令和元年度学校教員統計」 (注) 公立。

年齢構成（中学校）



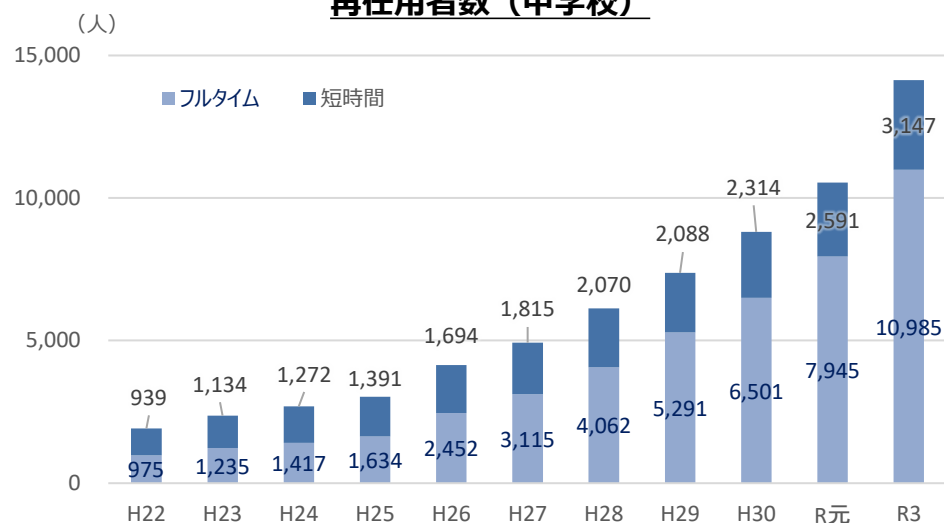
(出所) 文部科学省「令和元年度学校教員統計」 (注) 公立。

再任用者数（小学校）



(出所) 文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」
 (注1) 事務職員等も含む。
 (注2) 令和2年度は調査未実施

再任用者数（中学校）



(出所) 文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」
 (注1) 事務職員等も含む。
 (注2) 令和2年度は調査未実施

公立小中学校教員の離職状況（年齢別）

公立小中学校教員の年齢別の離職状況（令和2年度間）

	合計	年齢別内訳				
		25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上
離職教員数 (A)	5,313	330	1,640	2,004	749	590
うち男性教員数	1,840	93	532	695	255	265
うち女性教員数	3,473	237	1,108	1,309	494	325
(参考) 本務教員数 (B)	526,373	20,099	71,968	146,792	116,263	171,251
割合 (A / B)	1.01%	1.64%	2.28%	1.37%	0.64%	0.34%

(出所) 文部科学省調べ

(注1) 「離職教員数」は、令和2年度間(令和2年4月1日から令和3年3月31日)の離職教員数。教育委員会等への異動を除く。

(注2) 「本務教員数」は、令和2年5月1日現在の公立小中学校の本務教員数。なお、養護教諭等、栄養教諭等は含まない。

(参考) 民間企業等の離職率（令和2年）

○年齢階級別

計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
14.2%	37.4%	28.8%	17.8%	13.8%	11.5%	8.9%	8.8%	8.1%	8.9%	16.1%	22.4%

○産業別

鉱業、採石業、 砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業
5.6%	9.5%	9.4%	10.0%	9.2%	13.3%	13.1%	7.7%
不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・ 技術サービス業	宿泊業、飲食サービス 業	生活関連サービス業、 娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業 (他に分類されないもの)
14.8%	10.3%	26.9%	18.4%	15.6%	14.2%	7.8%	19.3%

(出所) 厚生労働省「令和2年雇用動向調査」

(注1) 「離職率」は、常用労働者数に対する離職者数の割合。

(注2) 「常用労働者」は、①期間を定めずに雇われている者、②1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する労働者。

(注3) 「離職者」は、常用労働者のうち、調査対象期間中に事業所を退職したり、解雇された者をいい、他企業への出向者・出向復帰者を含み、同一企業内の他事業所への転出者を除く。

公立小中学校教員の離職状況(3年以内)

公立小中学校教員(3年以内)の理由別の離職状況(令和2年度間)

	合計	理由別内訳							
		病気のため (精神疾患・ その他)	死亡	転職のため (教職以外)	他都市の教員として 転出、臨任教員 転職のため	大学等入学の ため	家庭の事情のため (育児・結婚・介 護・その他)	その他	把握していない
離職教員数 (A)	1,111	149	5	157	254	4	189	143	210
うち男性教員数	416	62	4	70	125	2	16	62	75
うち女性教員数	695	87	1	87	129	2	173	81	135
割合(A/全体)	100%	13.4%	0.5%	14.1%	22.9%	0.4%	17.0%	12.9%	18.9%
割合(A/採用者数)	1.47%	0.20%	0.01%	0.21%	0.34%	0.01%	0.25%	0.19%	0.28%

(出所)文部科学省調べ

(注)「採用者数」は、令和2年度採用、令和元年度採用・平成30年度採用者数の合計(75,427人)。なお、養護教諭等、栄養教諭等は含まない。

(参考) 民間企業等における就職後3年以内の離職率(令和2年10月調べ)

○産業別(H29年3月新規大卒離職率)

全産業合計	鉱業、採石業、 砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業
	14.0%	29.5%	20.4%	11.4%	29.4%	25.6%	30.4%、39.3%	24.8%
32.8%	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・ 技術サービス業	宿泊業、飲食サービ ス業	生活関連サービス業、 娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業 (他に分類されないも の)
	34.2%	33.7%	52.6%	46.2%	45.6%	38.4%	27.6%	37.2%

○産業別(H29年3月新規高卒離職率)

全産業合計	鉱業、採石業、 砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業
	23.7%	45.8%	29.2%	12.0%	40.8%	36.1%	40.5%、49.5%	28.4%
39.5%	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・ 技術サービス業	宿泊業、飲食サービ ス業	生活関連サービス業、 娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業 (他に分類されないも の)
	43.8%	39.5%	64.2%	59.7%	55.8%	47.0%	30.7%	43.8%

(出所)厚生労働省「新規学卒就業者の離職状況調査」

(注)「新規学卒就業者」は平成29年3月1日から平成29年6月30日までに新規学卒として雇用保険に加入したものを指す。

公立小中学校教員の離職状況(全体)

公立小中学校教員の理由別の離職状況(令和2年度間)

	合計	理由別内訳							
		病気のため (精神疾患・ その他)	死亡	転職のため (教職以外)	他都市の教員として 転出、臨任教員 転職のため	大学等入学の ため	家庭の事情のため (育児・結婚・介 護・その他)	その他	把握していない
離職教員数 (A)	5,313	563	163	524	1,277	26	1,116	504	1,140
うち男性教員数	1,840	194	100	291	594	14	85	206	356
うち女性教員数	3,473	369	63	233	683	12	1,031	298	784
割合(A/全体)	100.0%	10.6%	3.1%	9.9%	24.0%	0.5%	21.0%	9.5%	21.5%
割合(A/本務教員数)	1.01%	0.11%	0.03%	0.24%	0.20%	0.01%	0.21%	0.10%	0.22%

(出所)文部科学省調べ

(注)「本務教員数」は令和2年5月1日現在(小中学校合計は526,373人)。なお、養護教諭等、栄養教諭等は含まない。

(参考) 地方公務員の離職率(令和元年)

区分	離職者数A	総職員数B	割合(A/B)
一般行政職	12,309	922,764	1.33%
税務職	486	65,502	0.74%
医療職	6,540	202,966	3.22%
福祉職	2,486	368,660	0.67%
消防職	1,457	162,076	0.90%
企業職	7,880	351,002	2.25%
教育職	11,173	1,014,962	1.10%
警察職	4,056	289,849	1.40%

(出所)総務省「平成31年地方公共団体定員管理調査結果」及び「令和元年度地方公務員の退職状況等調査」

(注)「離職者数」は、①普通退職②分限免職③懲戒免職④失職⑤死亡退職の合計(定年退職、早期退職募集制度による退職、勸奨退職を除く)

以下11の都道府県・指定都市の協力を得て、アンケートを実施した。

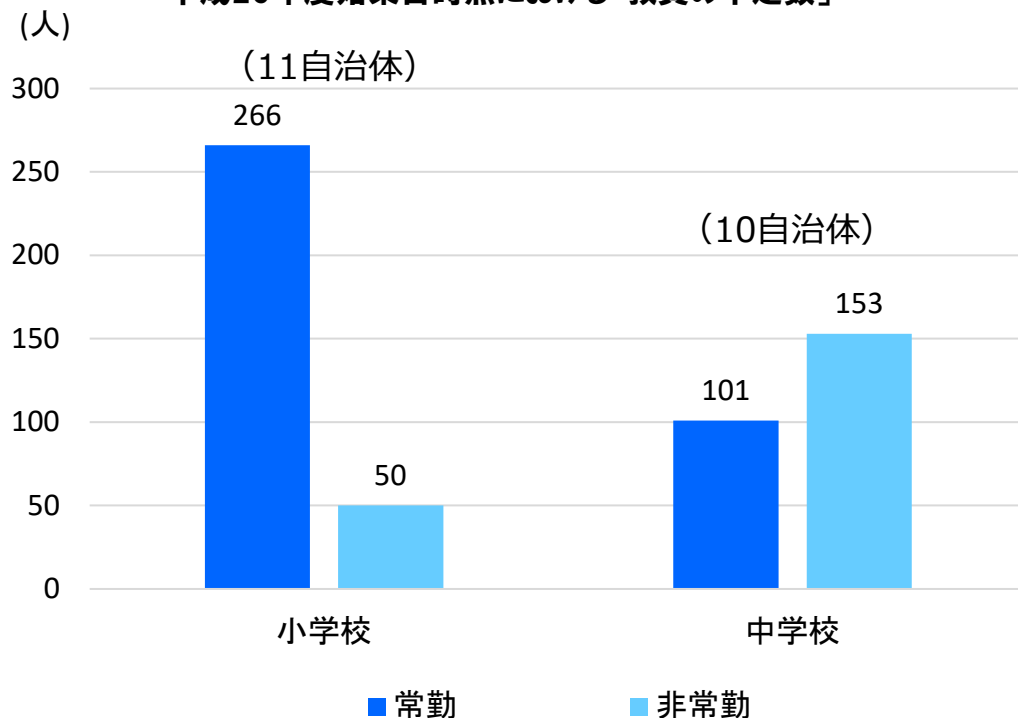
平成30年8月2日
中央教育審議会 教員養成部会配布資料を一部加工
調査実施日：平成29年12月27日～平成30年1月23日

＜都道府県＞ 北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、愛知県、福岡県、大分県、鹿児島県

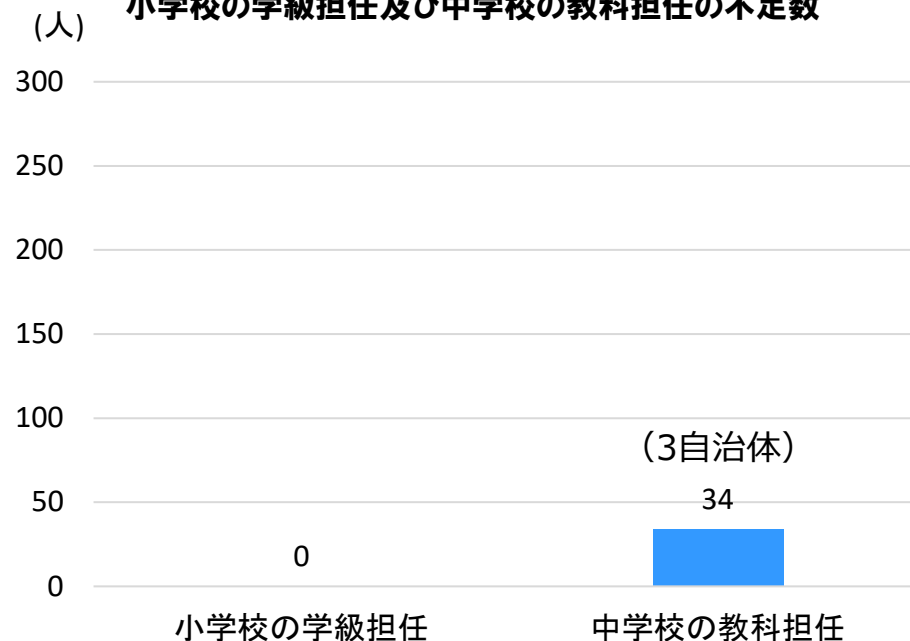
＜政令指定都市＞ 大阪市、北九州市、福岡市

「教員の不足数」

平成29年度始業日時点における「教員の不足数」



平成29年度始業日時点における「教員の不足数」のうち
小学校の学級担任及び中学校の教科担任の不足数



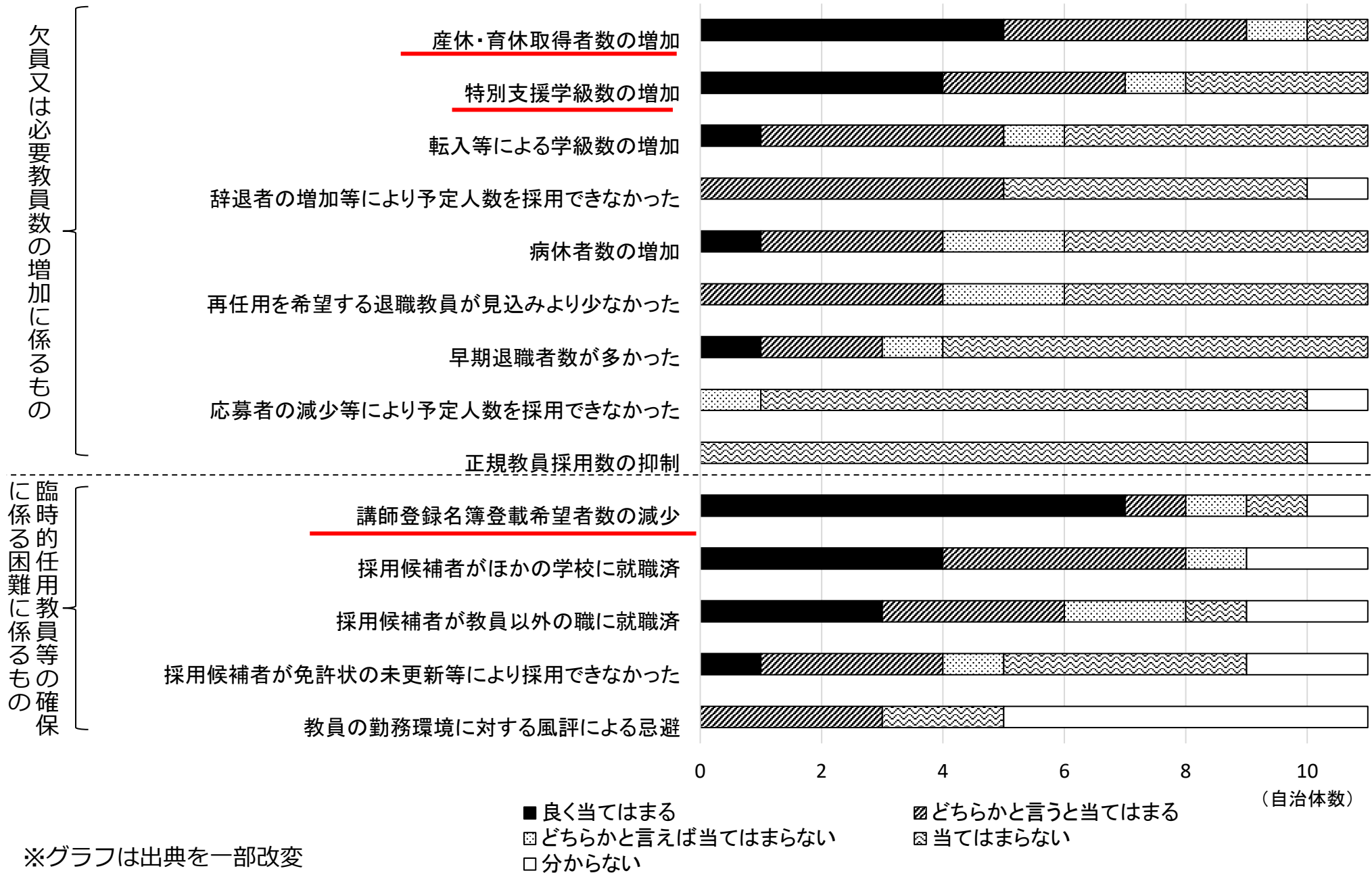
※「教員の不足」とは、学校に配置されている教員の数が、各自治体において学校に配置することとしている教員の数を満たしていない状態を指す。

※「小学校の学級担任の不足」及び「中学校の教科担任の不足」とは、少人数教育等のための教員が確保できない場合等と異なり、当該教員がいないことで必要な授業が行えない又は授業時間を確保できない場合を指す。

※小学校には義務教育学校の前期課程、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。

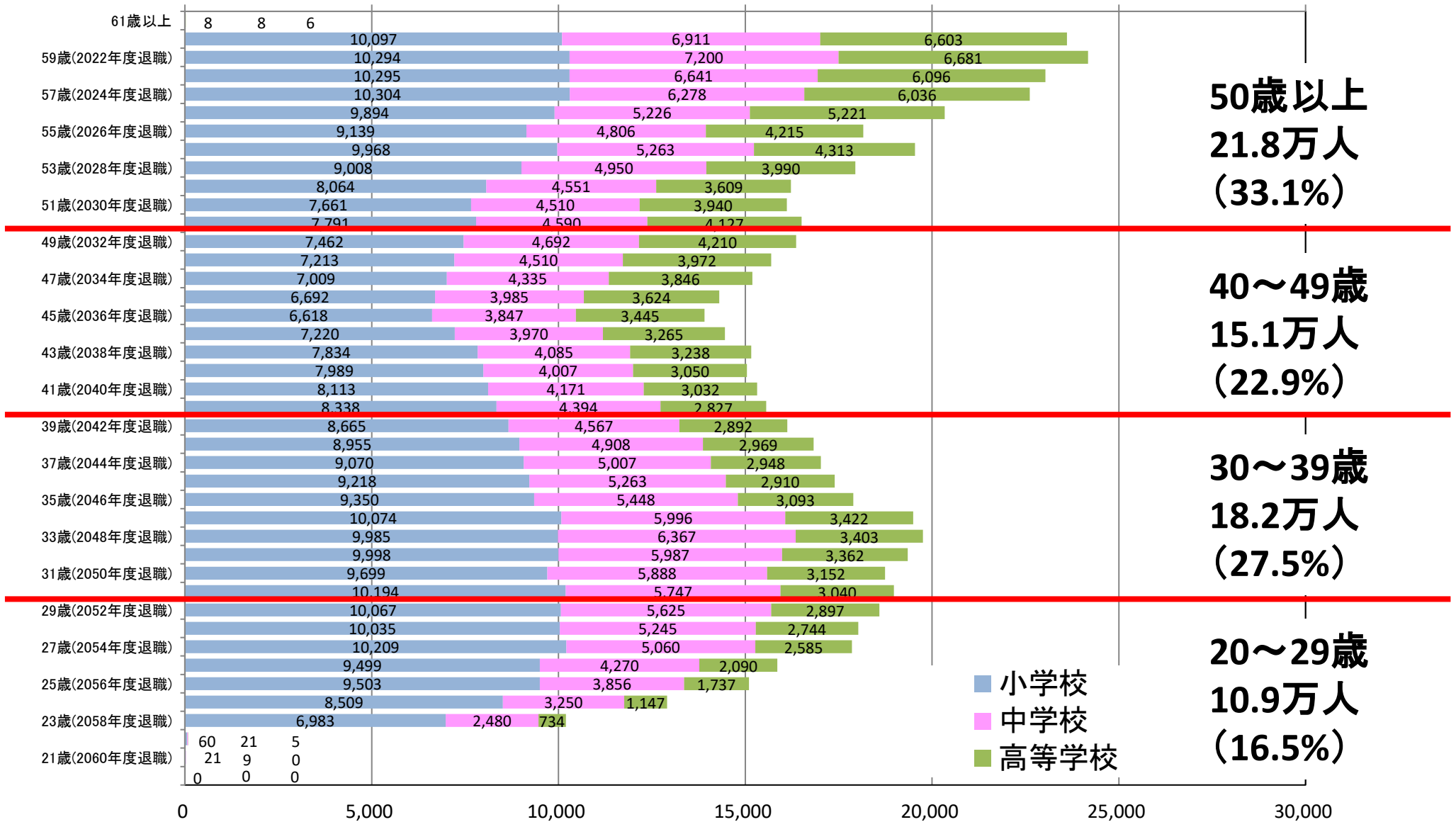
※(参考) 平成29年5月1日時点における小学校の本務教員数は157,032人、兼務教員数は延べ13,181人(11自治体計)
中学校の本務教員数は88,477人、兼務教員数は延べ7,958人(10自治体計) (平成29年度学校基本調査)

「教員の不足」の要因



※グラフは出典を一部改変

公立学校年齢別教員数(令和3年度)



	合計	平均年齢		合計	平均年齢
【小学校】	337,105人	41.4歳	【高校】	134,476人	45.0歳
【中学校】	187,924人	42.2歳	【合計】	659,505人	42.3歳

(出典) 文部科学省調べ

(注1) 令和3年5月1日現在で在職する正規教員の数(校長, 副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 助教諭, 講師(非常勤講師を除く。))

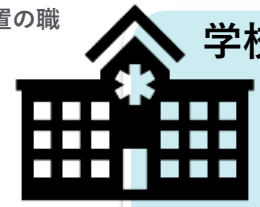
(注2) 年齢は、令和3年度末時点

学校を取り巻く支援スタッフ等の全体像 (全ての人材を置いた場合のイメージ：小中学校)

学校を取り巻く人材等の配置にあたっては、国の予算補助、地方財政措置、地方単独事業等、様々な形で措置されているが、小中学校に配置可能な人材の全体像は以下のとおり。

※これらすべてが各学校に配置されているわけではなく、学校や地域の実情に応じて、部分的にそれぞれの職が必要に応じて配置されている状況。

★法令上必置の職



学校

学校業務を支援する支援スタッフ

教員の負担軽減



部活動指導員・外部指導者



教員業務支援員 (スクール・サポート・スタッフ)

ICT活用支援



GIGAスクール サポーター 情報通信技術支援員 (ICT支援員)

PTA会員



指導教諭



★養護教諭



栄養教諭・学校栄養職員



★校長

副校長・★教頭

主幹教諭



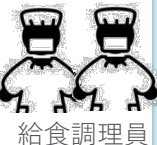
★教諭・講師等



★事務職員



学校用務員



給食調理員

授業等の支援



学習指導員 外国語指導助手 観察実験 アシスタント 学校司書

学校運営協議会 (コミュニティ・スクール)



学校運営協議会委員 (保護者や地域住民等)

地域学校協働活動推進員 (地域コーディネーター等)

地域学校協働本部



★学校医

★学校歯科医

★学校薬剤師

心理・福祉の専門家



スクール カウンセラー

スクール ソーシャル ワーカー

特別な支援を必要とする子供への支援



特別支援教育 支援員

医療的ケア 看護職員

特別支援教育の充実を図るための外部専門家 (医師等) 日本語指導補助者 日本語支援員 母語支援員

学校評議員



(保護者や地域住民等)

放課後子供教室

地域未来塾

文部科学省



ICT活用教育 アドバイザー

教育委員会



スクールロイヤー

地域



スクールガード・リーダー

土曜学習 応援団

学校に置かれる主な職等（学校を取り巻く人材）について①

職名（名称）	職務内容	免許／資格	配置状況等	設置の位置づけ	常駐／非常駐（※）	配置（予算積算上）の考え方	財政上の措置	備考
校長	校務をつかさどり、所属職員を監督する。	普通免許状	31,969 ※学校基本調査	必置	常駐	-	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	免許不要の場合あり（学教法施行規則第22条）
副校長	校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。 校長に事故があるときはその職務を代理する。	普通免許状	3,854 ※学校基本調査	任意	常駐	-	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	免許不要の場合あり（学教法施行規則第22条）
教頭	校長を助け、校務を整理し、必要に応じて児童生徒の教育をつかさどる。 校長に事故があるときは校長の職務を代理する。	普通免許状	32,627 ※学校基本調査	必置	常駐	-	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	免許不要の場合あり（学教法施行規則第22条）
主幹教諭	校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。	普通免許状	21,703 ※学校基本調査	任意	常駐	-	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
指導教諭	児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。	普通免許状	2,714 ※学校基本調査	任意	常駐	-	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
教諭	児童生徒の教育をつかさどる。	普通免許状	698,692 ※学校基本調査	必置	常駐	-	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
養護教諭	児童生徒の養護をつかさどる。	普通免許状	35,058 ※学校基本調査	必置 ※高校のみ任意	常駐	-	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
栄養教諭	児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。	普通免許状	6,758 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	-	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
事務職員	事務をつかさどる。	なし	54,274 ※学校基本調査	必置	常駐	-	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
助教諭	教諭の職務を助ける。	臨時免許状	2,600 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	-	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
講師	教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。	臨時免許状	62,514 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	-	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	

学校に置かれる主な職等（学校を取り巻く人材）について②

職名（名称）	職務内容	免許／資格	配置状況等	設置の位置づけ	常駐／非常駐（※）	配置（予算積算上）の考え方	財政上の措置	備考
養護助教諭	養護教諭の職務を助ける。	臨時免許状	3,057 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	-	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。高校籍については全額一般財源。	
実習助手	実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	なし	12,472 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	-	全額一般財源	高校、中等教育学校及び特別支援学校に置くことのできる職。
寄宿舎指導員	寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。	なし	4,192 ※学校基本調査	必置	常駐又は非常駐	-	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。高校籍については全額一般財源。	寄宿舎を設ける特別支援学校に置かなければならない。
学校栄養職員	教育職員免許法第4条第2項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法第2条第1項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するもののうち、栄養教諭以外の者	左記のとおり	4,607 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	-	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。高校籍については全額一般財源。	
事務長	校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括する。	なし	-	任意 ※高校のみ必置	常駐	-	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。高校籍については全額一般財源。	事務職員を充てる。
事務主任	校長の監督を受け、事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。	なし	-	任意 ※高校のみ置 かれない	常駐	-	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。高校籍については全額一般財源。	事務職員を充てる。
技術職員	技術に従事する。	なし	725 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	-	全額一般財源	
学校用務員	学校の環境の整備その他の用務に従事する。	なし	23,463 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	-	全額一般財源	
学校給食調理員	学校給食の調理に携わる。	なし	45,476人（教育委員会採用分のみ）※学校給食実施状況等調査（H30.5.1時点）	任意	-	-	地方交付税措置	外部委託を行うケースもある。
学校医	学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。	医師免許	93,620 ※学校基本調査	必置	非常駐	-	地方交付税措置	

学校に置かれる主な職等（学校を取り巻く人材）について③

職名（名称）	職務内容	免許／資格	配置状況等	設置の位置づけ	常駐／非常駐（※）	配置（予算積算上）の考え方	財政上の措置	備考
学校歯科医	学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。	歯科医師免許	40,300 ※学校基本調査	必置	非常駐	-	地方交付税措置	
学校薬剤師	学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。	薬剤師免許	32,704 ※学校基本調査	必置	非常駐	-	地方交付税措置	
スクールカウンセラー	心理に関する専門的知見を有する者として、児童生徒、保護者、教職員に対してカウンセリング、情報収集・見立て、助言・援助等を行う。	公認心理師、臨床心理士等	11,544人（R2）	任意	非常駐	週3～4時間、年間35週	1/3予算補助	
スクールソーシャルワーカー	福祉の専門性を有する者として、児童生徒のニーズの把握及び関係機関との連携を通じた支援、保護者への支援、学校への働き掛け、自治体への体制整備への働き掛けを行う。	社会福祉士、精神保健福祉士等	3,660人（R2）	任意	非常駐	1中学校区に対し週3時間、年間42週	1/3予算補助	
医療的ケア看護職員	学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する者。	看護師、准看護師、保健師、助産師	3,272人（R3） ※補助実績	任意	非常駐	-	1/3予算補助	
特別支援教育の充実を図るための外部専門家（専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など）	特別支援学校等において、自立活動の個別指導計画の作成や実際の指導に当たっての指導・助言を行う。	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など	775人（R3） ※補助実績	任意	非常駐	-	1/3予算補助	
特別支援教育支援員	教育上特別の支援を必要とする児童生徒等の学習又は生活上必要な支援を行う。	なし	56,959人（R3.5.1時点）	任意	常駐又は非常駐	-	地方交付税措置	
GIGAスクールサポーター	学校におけるICT環境整備の初期対応を行う。	なし	3,630人（R3） ※補助実績	任意	非常駐	4校に2名配置 雇用単価／年230万円 配置期間6か月	1/2等予算補助	
情報通信技術支援員（ICT支援員）	教員のICT活用（授業、校務等）の支援を行う。	なし	3,538人（R3.3月時点）	任意	非常駐	-	地方交付税措置	

学校に置かれる主な職等（学校を取り巻く人材）について④

職名（名称）	職務内容	免許／資格	配置状況等	設置の位置づけ	常駐／非常駐（※）	配置（予算積算上）の考え方	財政上の措置	備考
学校司書	学校図書館の日常の運営、管理、教育活動等を支援を行う。	なし	19,729人 (R2.5.1時点)	任意	常勤又は非常駐	-	地方交付税措置	
部活動指導員	教員に代わって顧問を担う、部活動の指導を行う。	なし	6,435人 (R3) ※補助実績	任意	非常駐	週6時間、年間35週	1/3予算補助 ※高等学校等は地方財政措置	
外部指導者（部活動）	部活動における技術指導を行う。	なし	26,631人 (R2)※運動部活動の外部指導者数（中体連・高体連調査）	任意	非常駐	-	なし	
外国語指導助手（ALT）	小学校の外国語活動や、小・中・高等学校の外国語の授業等の補助を行う。	なし	5,234人 (R1.7.1時点) ※JETのみ	任意	非常駐	-	地方交付税措置	R2は新型コロナウイルス感染症の影響により来日日が中止されたことを受け、R1.7.1時点のものから人数の更新は公表なし
観察実験アシスタント	小学校、中学校における理科の観察・実験に使用する設備の準備・調整等を、設置者及び配置された学校の指示の下において行う。	なし	2,421人 (R3) ※補助実績	任意	非常駐	1回3時間 年間60回 等	1/3予算補助	対象：公立・私立の小中学校、中学校、特別支援学校（小学部及び中学部）
教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）	教員の負担軽減を図るための教員の業務支援を行う。	なし	17,672人 (R3)※補助実績	任意	非常駐	週30時間、年間40週	1/3予算補助	
学習指導員	補充学習や発展的な学習など、主として学力向上を目的とした学校教育活動のサポートを行う。	なし	36,528人 (R3) ※補助実績	任意	非常駐	週12時間、年間35週 等	1/3予算補助	
日本語指導補助者・母語支援員	外国人児童生徒に対し、日本語指導や教科指導における補助、外国人児童生徒や保護者からの教育相談への対応、また、教材や学校便り等の翻訳作業等を行う。	なし	11,374人 (R3) ※市区町村に対する調査の結果による	任意	非常駐	週16時間、年間35週 等	自治体が補助事業を活用して日本語指導補助者、母語支援員を派遣している場合は、1/3予算補助	配置状況等の人数は「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」令和3年調査（速報）において把握
スクールガード・リーダー	警察官OB等が学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して、見守り活動上のポイントや不審者への対応等について専門的な指導を行う。	なし	1,575人 (R3) ※補助実績	任意	非常駐	年間42日	1/3予算補助	学校に常駐する職ではなく、市町村が委嘱する有償ボランティアである。

学校に置かれる主な職等（学校を取り巻く人材）について⑤

職名（名称）	職務内容	免許／資格	配置状況等	設置の位置づけ	常駐／非常駐（※）	配置（予算積算上）の考え方	財政上の措置	備考
スクールロイヤー	学校における諸問題について、法務の専門家として、教育委員会や学校に対し法的なアドバイスなどを行う。	法曹資格等	今後調査予定	任意	非常駐	—	地方交付税措置	
学校評議員	校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる。	なし	学校評議員を設置している学校数は27,426校（国公私、幼稚園を除く）、人数は75.0%が3～6人（H26）	任意	非常駐	—	なし	
学校運営協議会委員	校長の作成した、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項についての基本的な方針を学校運営協議会として承認する。	なし	学校運営協議会を設置している学校は9,551校（幼稚園を除く）（R2.7.1）、委員人数は平均約14人（R2）	努力義務 ※学校運営協議会は教育委員会の下部組織であり、その委員は学校に置かれる者ではない。	非常駐	—	地方交付税措置	・公立学校のみ
地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター等）	教育委員会の施策に協力して地域住民等と学校との間の情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。	なし	31,012人（R3.5.1時点）	任意 ※概念的には地域学校協働本部と学校とのコーディネート役を担う者であり、学校に置かれるとは限らない。	非常駐	年間75日×2時間	1/3予算補助	・委嘱が主である。 ・公立学校のみ補助
放課後子供教室、地域未来塾などの地域学校協働活動に参画する者	子供たちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象とした、学習や体験・交流活動のほか退職教員や大学生等の地域住民等の協力により実施する原則無料の学習支援などを行う。	なし	地域学校協働活動を行う地域学校協働本部の数は11,439本部（R3.5.1時点）	—	—	—	1/3予算補助	

学校に置かれる主な職等（学校を取り巻く人材）について⑥

職名（名称）	職務内容	免許／資格	配置状況等	設置の位置づけ	常駐／非常駐（※）	配置（予算積算上）の考え方	財政上の措置	備考
土曜学習応援団の賛同企業・団体等	土曜日をはじめとして、夏休み、冬休み、平日の授業や放課後等に出席授業や施設見学等を、企業・団体・大学等に提供してもらい、特色・魅力ある教育活動を推進している。	なし	賛同団体等： 873団体（R4.5時点）	—	—	なし	なし	
PTA会員	PTAとは、父母と教師によって、子どもの健やかな育成のために自ら組織する社会教育団体であり、具体的な組織の在り方や活動については、それぞれのPTAが地域の状況等に応じて協議し、決めていく。	なし	公益社団法人日本PTA全国協議会は、約25,000（約772万人）の公立小中学校のPTAで構成 一般社団法人全国高等学校PTA連合会は、約4,000（約208万人）の高等学校で構成	任意		—	なし	
ICT活用教育アドバイザー	学校設置者を対象に学校における教育の情報化に関する専門的な助言や研修支援を行う。	なし	109人（R4.3時点）	※ICT活用教育アドバイザーは、学校設置者等に助言支援を実施する者であり、学校に置かれる者ではない。	非常駐	—	委託事業において助言支援に関する経費を負担	学校設置者による依頼に基づいて助言支援を実施。

※各地方公共団体における全ての実態を網羅的に把握・整理しているものではない。

学校に置かれる担当者（一覧）【概要】

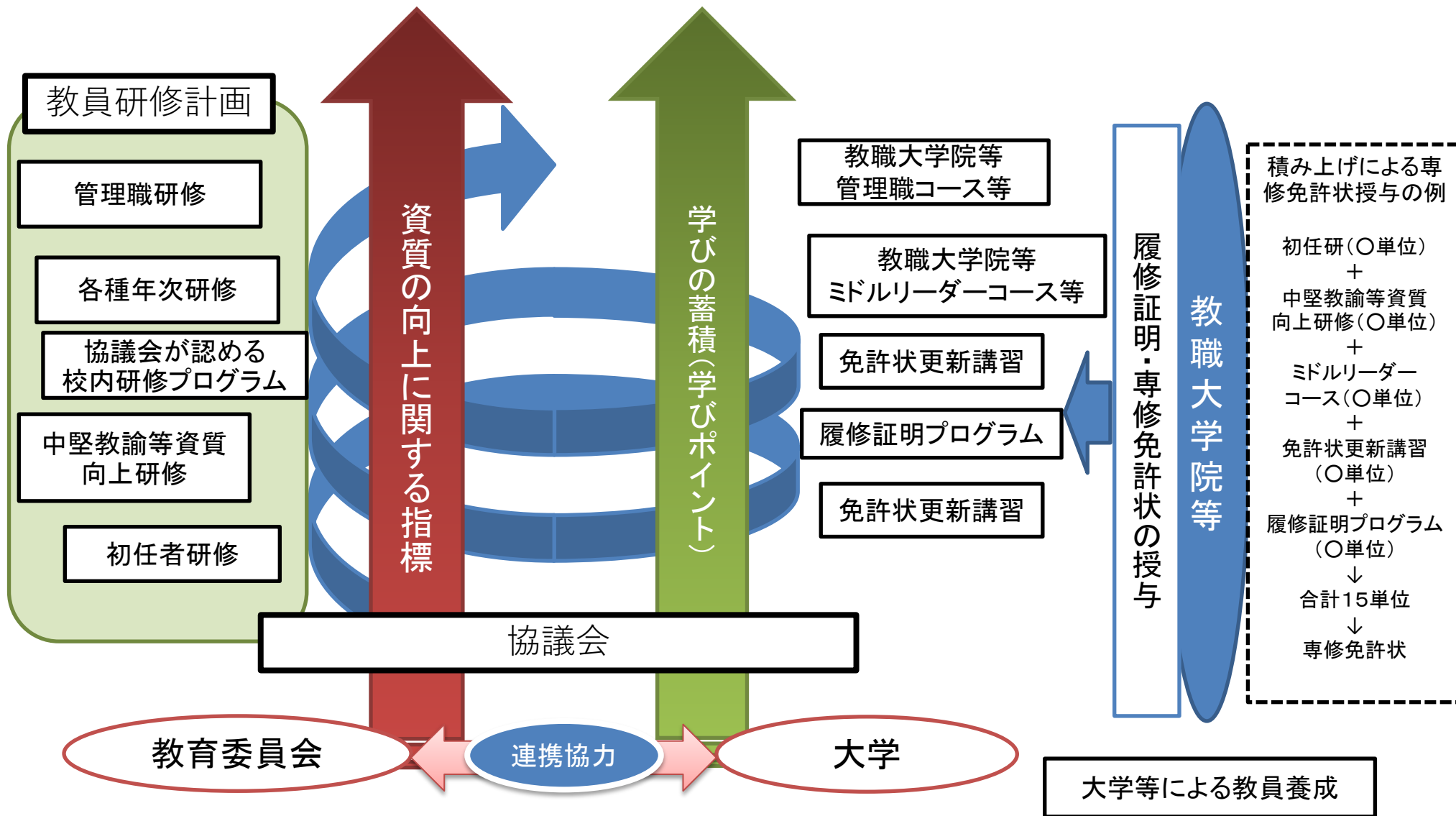
主な根拠	法令における設置の必要性	学習指導関係		生徒指導関係		学校運営関係	
		担当	根拠	担当	根拠	担当	根拠
法令	○	教務主任	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)	学年主任【再掲】	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)	司書教諭【再掲】	◆学校図書館法(昭和二十八年法律第八十五号)
		学年主任	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)	生徒指導主事	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)	保健主事【再掲】	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)
		司書教諭	◆学校図書館法(昭和二十八年法律第八十五号)	進路指導主事	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)	教職員の労働安全衛生管理担当者(衛生管理者・衛生推進者)	◆労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)等
		保健主事	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)			防火管理者	◆消防法(昭和二十三年法律第八十六号)等
		道徳教育推進教師	◆小学校・中学校学習指導要領(文部科学省)(平成29年3月)等			研修担当*	◆教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)等
通知	—	特別支援教育コーディネーター	○「特別支援教育の推進について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長通知)(平成19年4月1日付)	教育相談コーディネーター	○「児童生徒の教育相談の充実について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長通知)(平成29年2月3日付)	学校給食主任	○学校給食の実施について(文部省管理局通達)(昭和31年6月5日付)
		部活動担当	○「中学校・高等学校における運動部の指導について」(文部省初等中等教育局長通達)(昭和32年5月16日付)	特別支援教育コーディネーター【再掲】	○「特別支援教育の推進について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長通知)(平成19年4月1日付)	地域連携担当	○「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について(通知)」(文部科学事務次官通知)(平成29年3月31日付)
答申、報告書等	—	外国語担当(中核教員)	□「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(中央教育審議会)(平成28年12月21日)	不登校担当	□「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」(不登校に関する調査研究協力者会議)(平成28年7月)	学校安全担当	□第2次学校安全の推進に関する計画(平成29年3月24日閣議決定)
		人権教育担当	□人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)(平成20年3月)	人権教育担当【再掲】	□人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)(平成20年3月)	教育実習担当	□「今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)」(中央教育審議会)(平成18年7月11日)
						学校教育情報セキュリティ・システム担当	□「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(文部科学省)(平成29年10月18日)
						人権教育担当【再掲】	□人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)(平成20年3月)

※学校において設置する担当者で、法令、通知、答申、報告書等(国(主に文部科学省)から出されているもの)に根拠があるものが対象

※根拠の区分は、◆:法令、○:通知、□:答申、報告書等

* 指導教員のみ法令で必置

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
省令上の主任等	教務主任(17,719人)	教務主任(9,045人)	教務主任(5,172人)	教務主任(1,715人)
	学年主任(70,428人)	学年主任(25,130人)	学年主任(14,282人)	学年主任(4,897人)
	保健主事(17,807人)	保健主事(8,851人)	保健主事(4,311人)	保健主事(1,117人)
		生徒指導主事(9,381人)	生徒指導主事(5,012人)	生徒指導主事(1,375人)
		進路指導主事(9,039人)	進路指導主事(5,081人)	進路指導主事(1,299人)
			学科主任(6,073人)	学科主任(377人)
			農場長(326人)	農場長(3人)
各教育委員会等により置かれている主任等の例	分校主任、研究主任(研修主任)、防災主任、寮務主任、図書主任、小学校の生徒指導主事			
	寮務主任(274人)			



協議会の協議において、資質の向上に関する指標の策定を行うとともに、指標を踏まえつつ、各種研修、免許状更新講習、履修証明プログラム、教職大学院コースをそれぞれ単位化し、それらの積み上げによって履修証明や専修免許状を授与する取り組みの推進を図り、学び続ける教員の具現化を図る。

※「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成27年12月中央教育審議会答申)より(一部加工)

(1) 人事評価制度の概要

- 能力・実績に基づく人事管理を徹底し、より高い能力を持った公務員を育成するとともに組織全体の士気高揚、公務能率の向上を通じて、住民サービス向上を図る目的で、平成26年5月、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」（平成26年法律第34号）が成立し、人事評価制度が導入された（平成28年4月1日施行）。
- 教員の能力と業績を適正に評価し、評価結果が処遇上も報われるようにすることは、教員全体への信頼性を高め、頑張る教員を励まし応援していく上で重要。
- 公立学校の教員のうち、県費負担教職員の任命権者は都道府県教育委員会であるが、人事評価については、都道府県教育委員会の計画の下に市町村教育委員会が行うものとされている。（地教行法第44条）

人事評価制度のポイント

- ①「能力評価」と「業績評価」の2つを実施
- ②人事評価の結果は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用される

能力評価

職員が職務を遂行するにあたり発揮した能力を把握

（項目例）責任感、連携・協働姿勢、リーダーシップ（管理職）、知識・技能、企画・計画力、判断力、規律性など

業績評価

職員が果たすべき職務をどの程度達成したかという業績を把握

（項目例）教育成果、工夫改善、効率性、指導育成実績（管理職）、など

※人事評価は、公正に（地公法第23条第1項）、定期的に（地公法第23条の2第1項）行わなければならない。

(2) 人事評価結果の活用

- 任命権者である教育委員会は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされている。（地公法第23条第2項）
- 人事評価結果の活用状況は右記の通り。
（対象：47都道府県・20指定都市）

活用分野	教諭等	管理職
昇任	32県7市	32県7市
昇格・降給	39県16市	40県18市
勤勉手当	39県14市	39県18市
免職・降任	18県4市	20県4市
配置転換	18県6市	16県4市
研修	26県7市	23県7市

活用分野	教諭等	管理職
人材育成・資質向上等	32県12市	30県12市
表彰	18県6市	16県3市
条件附採用期間の勤務状況判定	26県10市	6県2市
指導改善研修の認定	19県7市	-
再任用の決定	8県5市	7県5市

出典：平成30年度公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省調べ）
（管理職：校長、副校長、教頭 教諭等：管理職以外の教育職員）

【兵庫教育大学】外部との連携による学校管理職・教育行政トップリーダーの養成・

- 全国に先駆け教職大学院に教育政策リーダーコースを設置し、教育長等教育行政職幹部職員の養成・研修を実施
- 教育長をはじめ教育行政幹部職員及び学校管理職を対象とした「教育行政トップリーダーセミナー」を全国主要都市で開催（参加者：H29～R2年 448人）
- 平成16年度から兵庫県と共催で新任の教頭・指導主事等管理職を対象とした「学校管理職・教育行政職特別研修」を実施（毎年度約250人が受講，受講者総数は4,000人を超える）。また，教職大学院学校経営コースのカリキュラムに研修の成果を一部反映
- 県内の教育委員会において，ミドルリーダー育成に対応する研修を実施
- 学校管理職の組織運営能力を向上させるプログラムを開発し，学校管理職マネジメント研修として，都道府県教育委員会や教育センター等と共催して実施
- 学校管理職リーダーシップ研修及び教員マネジメント研修を開発し全国で実施
- 平成29年度から地元の自治体との連携による子育て支援ルーム「かとうGENKi」を設置し，地域の子どもたちの健やかな育ちを支援（令和元年度利用者数延べ 4,844人）

教育行政トップリーダーセミナー



兵庫県・神戸市と共催の「学校管理職・教育行政職特別研修」



【岐阜大学】教育委員会と連携した学校管理職の養成

1 背景

高度化・複雑化する教育課題を解決する学校管理職の力量向上が求められている。岐阜大学教職大学院は岐阜県教育委員会と連携して、任用前の養成と任用後の研修という体系的なシステムとコンテンツを開発した。

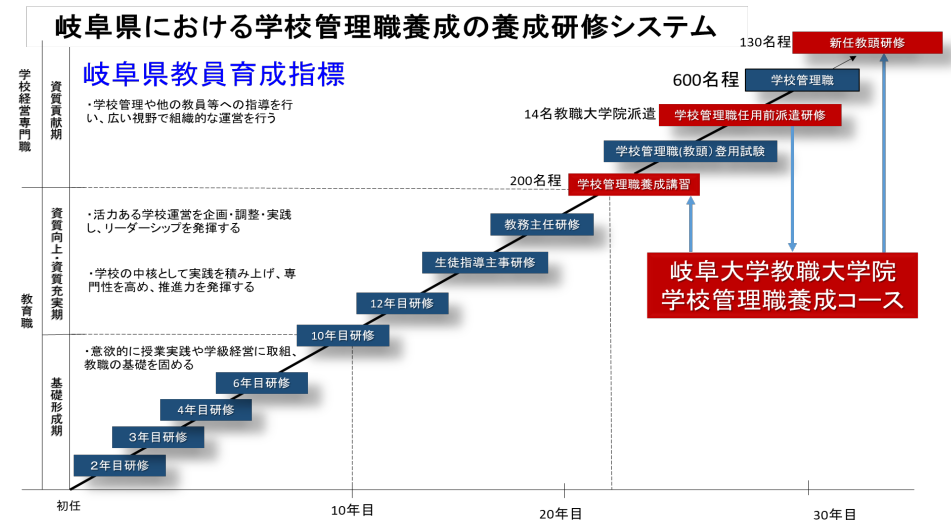
2 岐阜県教育委員会と連携した取組

● 学校管理職任用前の養成

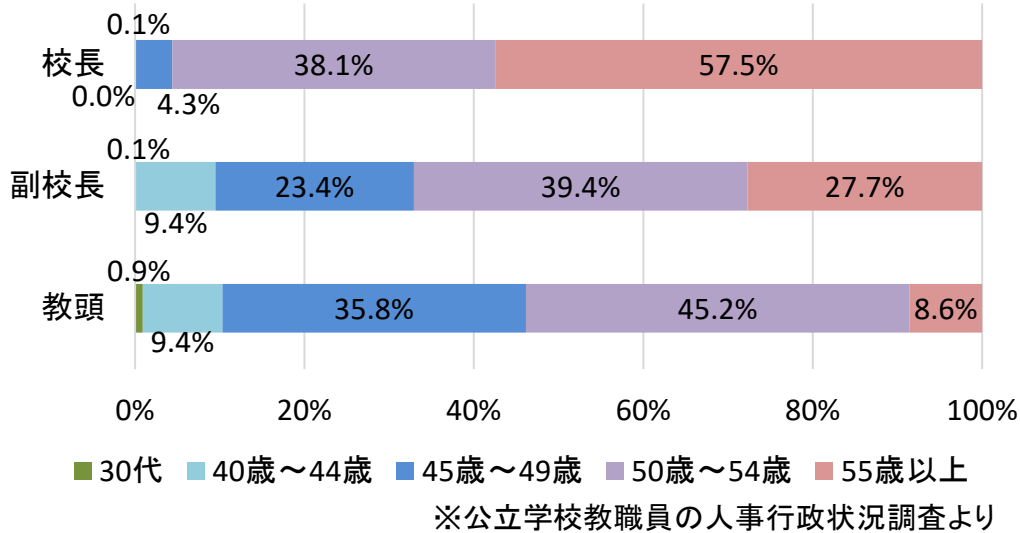
- ① 教職大学院の再編：県教委からの学校管理職候補者（教頭登用試験合格者等）の派遣教員を対象とした「学校管理職養成コース」を設置。教頭のコンピテンシーを養成するための教育行政実習や学校経営実習を開発。
 - ② 岐阜県の教員研修：新任主幹教諭への悉皆研修として，学校管理職養成講習を開始。希望者に科目等履修制度により教職大学院の単位付与。
- 学校管理職任用後の研修：新任教頭研修（職能開発演習）を実施。

3 取組の効果

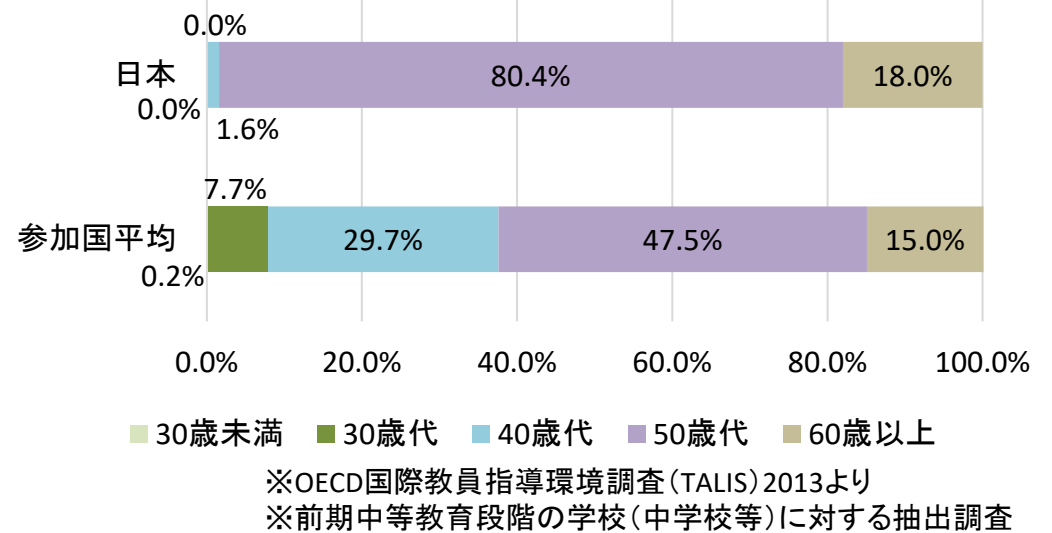
所属長や受講者評価から、課題解決力の向上が認められた。



校長・副校長・教頭の年齢別登用状況(令和3年度)

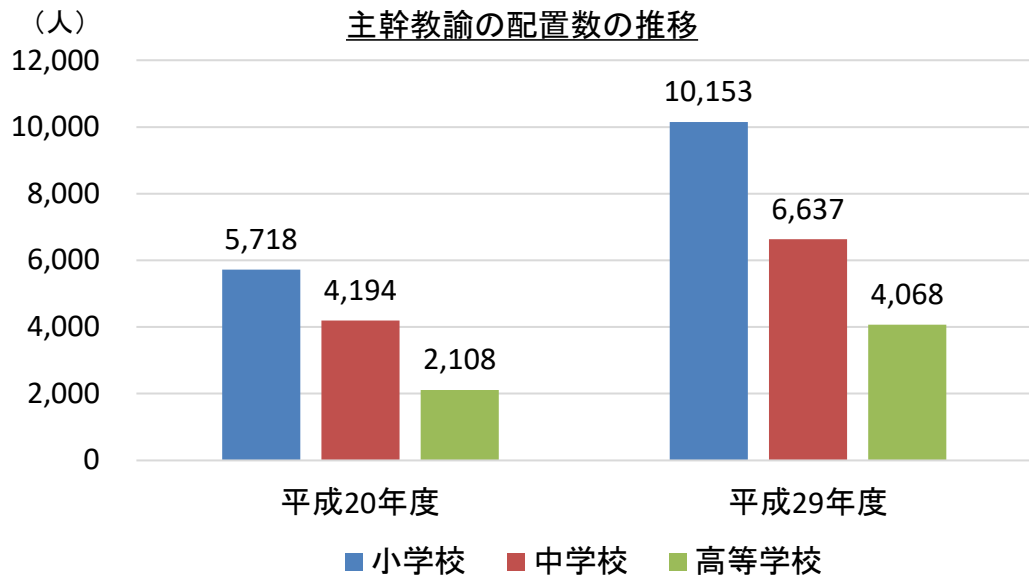


校長の年齢層別の割合(国際比較)



主幹教諭の配置促進

主幹教諭の配置数の推移



※学校基本調査より
※高等学校は通信制を除く。

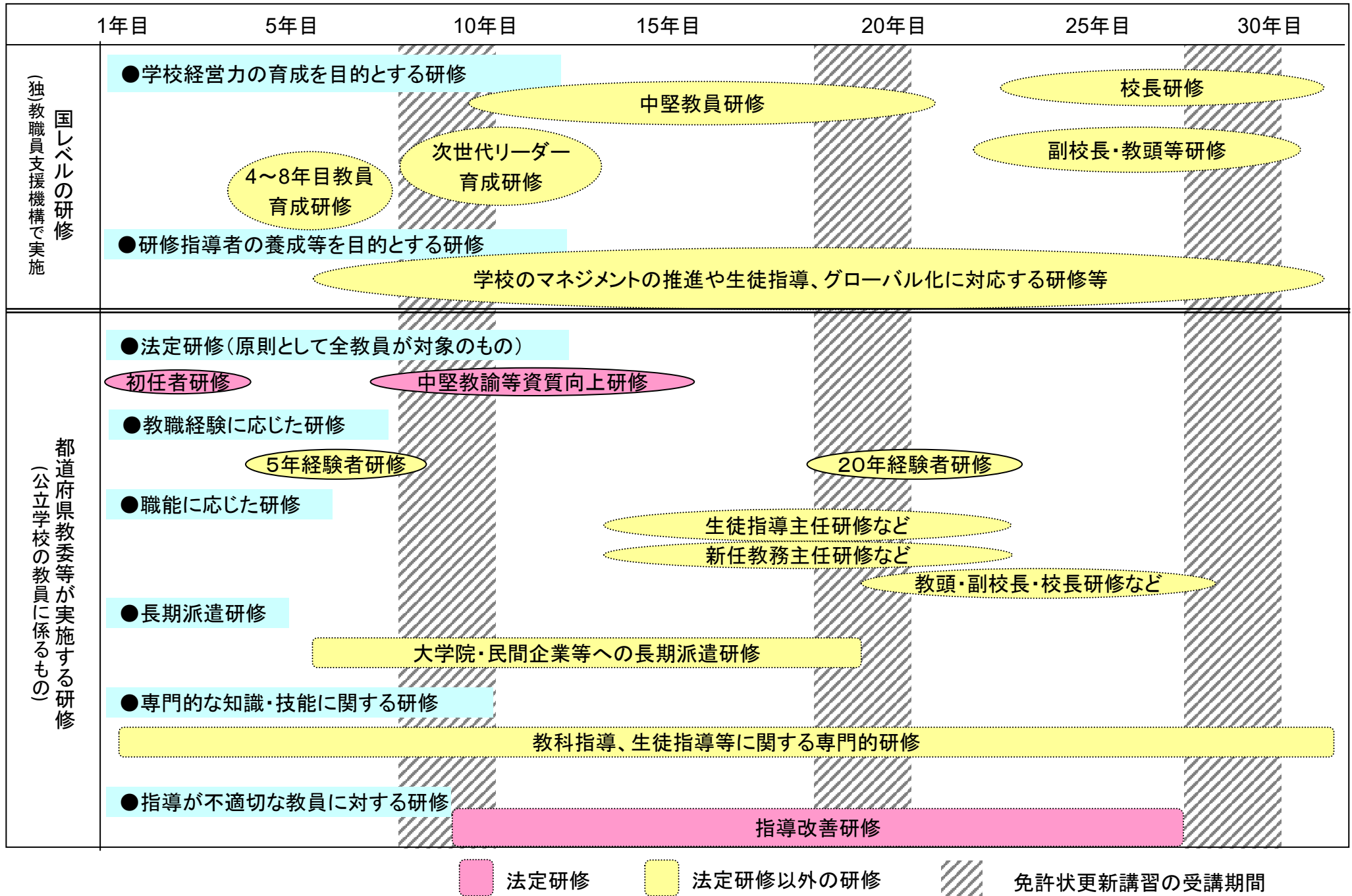
令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果に係る留意事項について(通知)
(令和4年3月31日付3文科初第2685号) 【抜粋】

第2 教職員人事に関する各種施策

4 校長・副校長・教頭の登用状況等

学校が自主性・自律性を発揮し、家庭や地域と連携した学校教育活動を展開するためには、社会の変化や近年の学校を取り巻く状況の変化、地域や学校の特長・課題を適確に把握し、リーダーシップを発揮して、組織的・機動的な学校運営を行うことができる人材を、校長・副校長・教頭に確保することが重要である。

このため、管理職の育成に当たっては、マネジメント能力を重視するとともに、学校と異なる組織への派遣等の人材交流なども含む多様な経験を積ませることや、企業等における取組を参考とした研修などの効果的な研修の工夫を行うことなども含め、取組の一層の充実を図ること。また、登用等の際には、次代を担う児童生徒にとって何を優先すべきかを見定め、時間を最も効果的に配分し、可能な限り短い時間で教育の目標を達成する成果を上げられるかどうかの能力や働き方改革への取組状況を適正に評価すること。さらに、副校長の配置や教頭の複数配置など校長の補佐体制を強化するとともに、副校長・教頭が力を発揮することができるよう、事務職員との分担の見直しなど事務体制の整備や主幹教諭の配置等の取組を進め、さらには、教員出身でない者の登用など管理職選考の工夫を行うなどして、優秀な人材の確保に努めること。



1. 目的 : 新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を修得させる
2. 対象者 : 公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
3. 実施者 : 任命権者（都道府県・指定都市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会）
※ただし、中核市は、中核市教育委員会が行う
4. 根拠法 : 教育公務員特例法第23条（昭和63年制度創設、平成元年度から実施）
5. 研修内容 : 実施者が定める

<文部科学省が教育委員会に示した目安>

I. 校内研修

時間数：週10時間以上、年間300時間以上
指導教員を中心とする指導及び助言

II. 校外研修

日数：年間25日間以上

- ①教育センター等における教科等に関する専門的な指導
- ②企業・福祉施設等での体験研修
- ③社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修
- ④宿泊研修

初任者研修の実施状況

○研修対象者数

小学校：15,847人 中学校：8,669人
高等学校：4,141人 特別支援学校：3,005人 計31,662人

○初任者1人にかかる1週間当たりの校内研修の指導時間

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
7.3時間	7.3時間	7.6時間	7.4時間

○研修内容

教科指導、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、安全に関する指導、公務員倫理・サービス、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

○初任者1人にかかる校外研修の年間指導日数

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
14.3日	14.3日	14.8日	14.3日

出典：文部科学省 初任者研修実施状況(令和2年度)調査結果
※調査対象：127都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

1. 目的

教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図る

2. 対象者

公立の小学校等の教諭等（指標や教員研修計画等の研修体系を踏まえ任命権者の責任で決定）

※指標とは、地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標

※教員研修計画とは、指標を踏まえ、校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画

3. 実施者

任命権者（都道府県・指定都市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会）

※ただし、中核市は、中核市教育委員会が行う

※幼稚園については、任命権者（ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会）

4. 根拠法 教育公務員特例法第24条（平成29年度から実施）

5. 研修内容 任命権者が定める

＜十年経験者研修（中堅教諭等資質向上研修の前身）について文部科学省が教育委員会に示した目安＞

※中堅教諭等資質向上研修においては、日数の目安を示していない

I. 長期休業期間等の研修

日数：20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場 所：教育センター等

講 師：ベテラン教員、指導主事

内 容：教科指導、生徒指導等に関する研修

II. 課業期間の研修

日数：20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場 所：主として学校内

指導助言：校長、教頭、教務主任等

内 容：授業研究、教材研究等

中堅教諭等資質向上研修の実施状況

○研修対象者数

小学校：14,224人 中学校：7,968人
 高等学校：5,406人 特別支援学校：2,964人
 幼稚園：440人 幼保連携型認定こども園：258人 計31,260人

○研修の年間実施日数（平均）

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園
20.4日	20.4日	19.4日	19.0日	12.0日	11.9日

○研修内容

教科指導、教育課程の編成、主体的・対話的で深い学び、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、人権教育・男女共同参画、公務員倫理・サービス、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

出典：文部科学省 中堅教諭等資質向上研修実施状況（令和2年度）調査結果
 ※調査対象：119都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

○ 十年経験者研修の見直し（教育公務員特例法の一部改正（平成29年4月1日施行））

十年経験者研修を**中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化**を図るとともに、中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修とする。

○ 初任者研修に係る教職員定数の基礎定数化（義務標準法の一部改正（平成29年））

初任者研修に係る加配定数を2026年度までに漸次6人に1人の割合で基礎定数化し、初任者に対する指導体制を安定的に確保。



拠点校方式による初任者のみを対象とした指導に加え、ベテランの教員やミドルリーダークラスの教員がメンターとして若手教員等の指導や助言を行ったり、授業研究などを行ったりしながら**チーム内で学びあう中で初任者等の若手教員を育成するいわゆるメンター方式**における研修のコーディネーター等としての活用等が可能に。

○ 初任者研修の弾力化（初任者研修の弾力的実施について（平成30年6月26日通知））

- 各地域における初任者研修を含めた若手教員に対する研修全体の実施状況等を踏まえ、**初任者研修の校内研修の実施時間及び校外研修の実施日数を弾力化**。
- 教職大学院修了者、採用前に臨時的に任用された講師等の勤務経験者、「教師養成塾」出身者等に対する**個別的対応の促進**。

○ 「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について」（令和元年6月28日通知）

- 教員研修計画の策定に際して、単に教員等が受講する研修の絶対量のみが増加し、教員等の多忙化に拍車をかけるようなことにならないよう配慮すること。
- 都道府県と市町村の教育委員会間等で重複した内容の**研修の整理**等、夏季等の長期休業期間中の業務としての**研修の精選**を行うとともに、研修報告書等についても、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図ること。
- 実施時期の調整や**I C Tを活用したオンライン研修の実施**などの工夫をすることにより、教師がまとまった休暇を取りやすい環境にも配慮すること。その際、**免許状更新講習の科目と中堅教諭等資質向上研修をはじめとする現職研修の科目の整理・合理化や相互認定の促進**を図ることも、教員の負担の軽減に効果的であること。
- 教師が確実に休日確保できるようにする観点からも、初任者研修・中堅教諭等資質向上研修について、**実施時間及び日数を弾力的に設定**すること。



独立行政法人 教職員支援機構

令和4年度運営費交付金:1,223百万円
令和3年度運営費交付金:1,212百万円

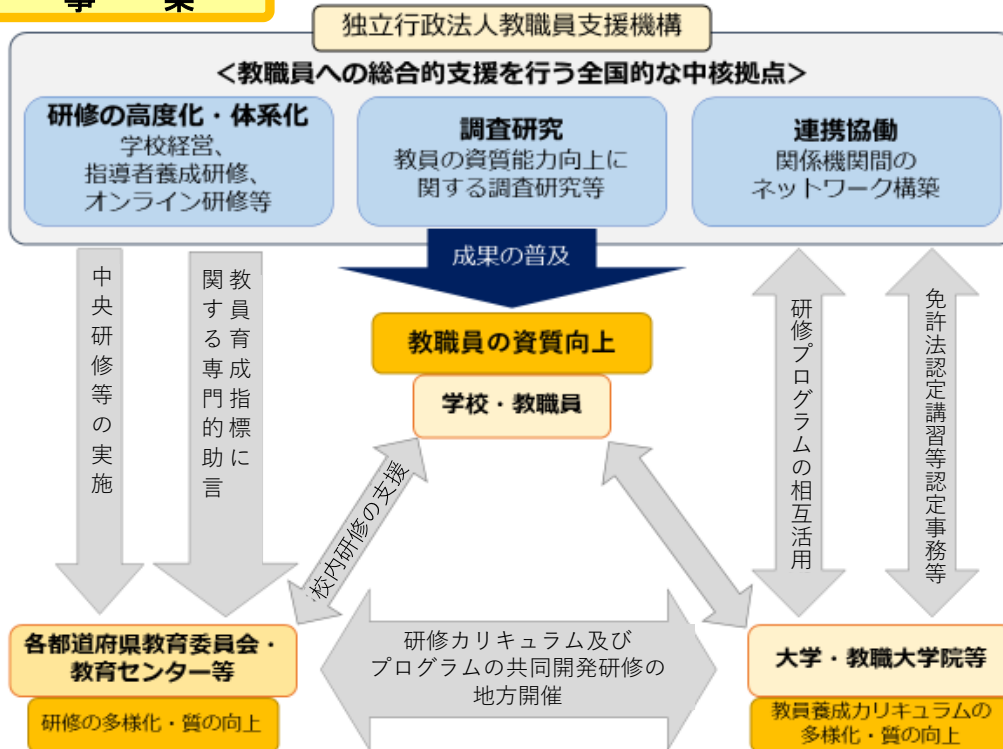
設立経緯

平成13年に設立された「独立行政法人教員研修センター」を前身とし、平成28年11月に独立行政法人教員研修センター法（平成12年法律第88号）等が一部改正されたことを受け、平成29年4月1日より新たに発足。

目的

全国の教職員の養成・採用・研修を担う関係機関との中核拠点として、研修の実施のみならず、各都道府県教育委員会や教育センター及び大学・教職大学院等と連携・協力体制を構築し、研修の高度化・体系化の促進を図るとともに、教職員の資質能力の向上に関する調査研究とその成果の普及その他の支援を行うことにより、教職員の資質の向上を図ることを目的。

事業



教職員支援機構事業一覧

1. 学校教育関係職員に対する研修
 - (1) 学校経営力の育成を目的とする研修
 - ・教職員等中央研修（校長研修、副校長・教頭等研修、中堅教員研修、次世代リーダー育成研修、4～8年目教員育成研修、事務職員研修）
 - (2) 学校の組織基盤の強化を目的とする研修
 - ・学校のマネジメントを推進する基盤研修
 - ・生徒指導及び教育相談を推進する基盤研修
 - ・児童生徒の統合的な発達を促進する基盤研修
 - (3) 研修のマネジメントを推進する指導者の養成等を目的とする研修
 - ・児童生徒の安全・健康を促進する指導者養成研修
 - ・学校のグローバル化を促進する指導者養成研修
 - ・現代の教育課題に対応する指導者養成研修
2. 指標を策定する任命権者に対する専門的な助言
3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助
 - (1) オンライン研修講座「校内研修シリーズ」「実践力向上シリーズ」
 - (2) 表彰事業（NITS大賞）
 - (3) 教職大学院等コラボ研修プログラム支援事業
 - (4) マネジメント研修高度化推進事業
 - (5) 研修講師としての職員派遣
 - (6) 相談窓口
 - (7) メールマガジン
 - (8) 海外の大学等に対する支援
4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及（調査研究プロジェクト例）
 - ・現場のニーズを踏まえた実証的研修体系モデルの構築
 - ・ポストコロナ時代の新たな研修スタイルの確立
 - ・教職員等中央研修の高度化・体系化 など
5. 免許法認定講習等の認定に関する事務
6. 教員資格認定試験の実施に関する事務

IV. 教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し関係

1. 教員免許制度の意義

公の教育を担う教員の資質の保持及び向上並びにその証明を目的とする制度

2. 免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない（免許法第3条第1項）。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

3. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

① 普通免許状

専修免許状（修士課程修了程度）

一種免許状（大学卒業程度）

二種免許状（短大卒業程度）

② 特別免許状

③ 臨時免許状 (有効期限3年)

- 授与権者：都道府県教育委員会
- 免許状の有効範囲
 - ・普通免許状：全ての都道府県
 - ・特別免許状 } 授与を受けた
 - ・臨時免許状 } 都道府県内

普通免許状

① 大学における養成

学士の学位等

+

教職課程の履修

〔 教科及び教職に関する科目 〕 ⇒

教員免許状

② 教員資格認定試験（幼稚園、小学校）の合格

③ 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験や大学等で所要単位により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状（学校種及び教科ごとに授与）

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望・教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

※教育職員検定は、都道府県教育委員会が受験者の人物、学力、実務、身体について行うこととされており、具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められている。

4. 免許主義の例外

① 特別非常勤講師

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。**教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能**（任命・雇用する者が、**あらかじめ**都道府県教育委員会に**届出**をすることが必要）。

② 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、**校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等（講師は不可）が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能**（校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に**申請し、許可を得る**が必要）。

趣旨

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、**公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定を削除する**等の措置を講ずる。

概要

1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等(教育公務員特例法の一部改正)

① **任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成**しなければならない。

＜記録の範囲＞

- ・研修実施者※1が実施する研修
- ・大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- ・任命権者が開設した認定講習及び認定通信教育による単位の修得
- ・その他任命権者が必要と認めるもの

② **指導助言者※2は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行う**ものとする。その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、①の記録に係る情報を活用する。

③指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構（NITS）や大学等に情報の提供等の協力を求めることができることとする。

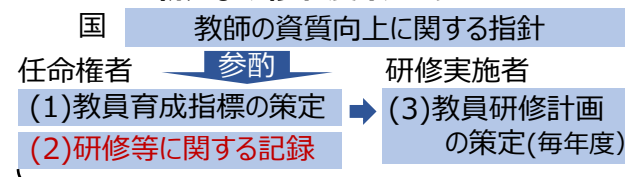
④教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える。

※1 研修実施者は中核市の県費負担教職員の場合は中核市教育委員会、その他の校長及び教員の場合は原則任命権者。

※2 指導助言者は県費負担教職員の場合は市町村教育委員会、その他の校長及び教員の場合は任命権者。

※3 教員への指導助言等は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施することを想定。

新たな研修制度イメージ



指導助言者は、(1)～(3)に基づき、
 ・校長及び教員からの**相談対応**、
 ・資質の向上の機会に関する**情報提供**
 ・資質の向上に関する**指導助言**を行う※3。

指導助言者の求めに応じ、資質の向上の機会に関する**情報の提供等**

教職員支援機構、大学等

2. 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等(教育職員免許法の一部改正)

① **普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除**する。

②施行の際現に効力を有し、**改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする**等の経過措置を設ける。

3. その他(教育職員免許法の一部改正)

①普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要な最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大する。

②主として社会人を対象とする教職特別課程（普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位の修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程）について、修業年限を1年以上に弾力化する。

施行期日

令和4年7月1日（1.の規定は令和5年4月1日）

令和4年7月1日以降の教員免許状の扱いについて ※改正教育職員免許法施行時

- 施行日時点で有効な教員免許状（**休眠状態のものを含む**）は、**手続なく、有効期限のない免許状となる。**
- 施行日前に有効期限を超過した教員免許状の扱いは次のとおり。

新・旧の別 (注1)	現職教師 (注2)	非現職教師 (ペーパーティーチャー等)
新免許状	失効	失効
旧免許状	失効	休眠

※失効した免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請手続（注3）を行うことで、有効期限のない免許状の授与を受けることが可能。（注4）

（注1）新免許状、旧免許状の別は以下のとおり。

新免許状：更新制導入後（平成21年4月1日以降）に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状

旧免許状：更新制導入前（平成21年3月31日以前）に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状

※旧免許状保有者が更新制導入後に新たに他の免許状の授与を受けた場合、新たに授与されたものも含め、「旧免許状」として取り扱われる。

このため、同一の者が新・旧免許状を両方保有することはない。

（例：平成21年3月31日以前に中学校教諭免許状を取得し、平成21年4月1日以降に小学校教諭免許状を取得した場合など）

（注2）「現職」「非現職」の判定時点は、有効期限の日現在。「現職教師」には、産休・育休中の者等も含む。

（注3）再授与申請手続に必要な書類等については、各都道府県教育委員会が定めている。

（注4）極めて例外的なケース（平成12年の教育職員免許法改正に伴う経過措置により授与された免許状）については、免許状が再授与されない場合がある。

令和4年7月1日以降の教員免許状の扱いについて（補足説明）

「令和4年7月1日以降の教員免許状の扱いについて※改正教育職員免許法施行時」の補足説明です。

（注1の補足）新免許状には有効期間があり、旧免許状には有効期間はありませんが生年月日等に従って割り振られた修了確認期限が設定されています。本表ではこれらを合わせて「有効期限」と表記しています。「有効期限」の自己確認方法については文部科学省HPの以下のページを参考にしてください。

[トップ](#) > [教育](#) > [教員の免許、採用、人事、研修等](#) > [教員免許更新制](#) > [＜ケース別＞更新手続きの流れ](#) > [新免許状所持者（平成21年4月以降に初めて免許状を授与された方）](#)

[トップ](#) > [教育](#) > [教員の免許、採用、人事、研修等](#) > [教員免許更新制](#) > [修了確認期限をチェック](#)

（注2の補足）「現職」「非現職」の判定時点は、有効期限の日現在です。

「現職教師」には、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、病気休職等、休暇、休業、休職中の者も含まれます。

有効期限の日に退職した教員について、定年退職者は「現職教師」、自己都合退職、勸奨退職者は「非現職教師」の扱いとなります。

本表でいう「現職教師」とは「更新講習の受講義務者」を指します。具体的には以下のとおりです。

- 1) 校長、副校長、教頭、及び教員（ただし、指導改善研修受講中の者を除く。）
- 2) 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- 3) 2) に準ずる者として免許管理者が定める者

（注3の補足）再授与申請手続に必要な書類等については、各都道府県教育委員会が定めています。

- （必要書類の例）
- ・ 申請書
 - ・ 学力に関する証明書（学位と単位の取得・修得状況確認）
 - ・ 介護等体験証明書（小中学校教員に必要な体験実施状況）
 - ・ 戸籍抄本・謄本（原簿に登録するための氏名・本籍地の確認用）
 - ・ 宣誓書（免許授与の欠格要件に該当しないことの確認）

（注4の補足）平成12年改正教育職員免許法（平成12年法律第29号）附則第2項各号及び第3項の経過措置により授与された免許状は、失効した場合再授与されません。

- ◆ 免許状の授与を受けるために大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならない（教育職員免許法別表第1備考第5号イ）。
- ◆ 文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるにあたっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき、行うこととされている（教育職員免許法別表第1備考第5号イ）。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会が行っている。



（課程認定の審査）

・ 審査基準

教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び同法施行規則のほか、「教職課程認定基準」（教員養成部会決定）等に基づき行われる。

・ 主な審査事項

- ① 学科等の目的・性格と免許状との相当関係
- ② 教育課程 ③ 教員組織 ④ 施設・設備 ⑤ 教育実習

- ✓平成28年の法改正及び平成29年の省令改正により、学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応するため、**特別支援教育の充実や、ICTを用いた指導法等の内容が新たに盛り込まれた**ところ。
- ✓教職課程を有する全ての大学等（1,283校）に設置される合計1万9,416課程に上記内容が盛り込まれたことを国において審査・認定し、**平成31年4月より新たな教職課程が始まった**。

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(平成27年12月中央教育審議会答申)

教育職員免許法の改正 (平成28年11月)

- 教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことを可能とする「教科及び教職に関する科目」に大括り化

教科及び教職に関する科目

教科の専門的内容と指導法を統合した科目など意欲的な取り組みが実施可能となる

教科の専門的内容の例

- ・物理学
- ・化学
- ・生物学
- ・地学

教科の指導法の例

- ・学習指導要領における理科の目標と内容
- ・板書計画や指導案の作成
- ・模擬授業

教育職員免許法施行規則の改正 (平成29年11月)

- 学校現場で必要とされる知識や技能を養成課程で獲得できるよう、教職課程の内容を充実。

教職課程に新たに加える内容の例

- 【**単 位 化**】・特別支援教育 ・外国語教育
- 【**必修内容として明確化**】・ICTを用いた指導法 ・道徳教育の理論 ・学校体験活動
- ・チーム学校への対応 ・総合的な学習の時間の指導法 ・アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善 ・学校安全への対応 ・学校と地域との連携 ・キャリア教育 等

教職課程コアカリキュラムの作成 (平成29年11月)

- 教科や学校種によって異なる教職課程のうち、共通性の高い「教職に関する科目」において、全大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化
- 教職課程の認定を行う際に確認すべき事項として活用
(平成30年の全大学の課程認定から活用)
- 教科のうち、英語については特に指導法、専門科目についても作成

教職課程コアカリキュラムの例（各教科の指導法の場合）

全体目標	教科における教育目標等について理解し、学習指導要領の内容と背景となる学問とを関連させて理解を深めるとともに、授業設計を行う方法を身に付ける。
一般目標	具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
到達目標	学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業計画と学習指導案を作成できる。
	模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

全大学の教職課程の審査・認定 (平成30年)

平成31年4月1日から、認定を受けた1,283校の大学等の合計1万9,416課程で履修内容を充実させた教育課程の開始

普通免許状の取得に当たって修得を要する単位

■ 小学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教科に関する専門的事項※1 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2 	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 道徳の理論及び指導法※4 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法※5 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法 	10	10	6
教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
	教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		26	2	2

教職部分 **+** 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）

- ※1 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目を修得
- ※2 専修免許状又は一種免許状の場合は、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上、二種免許状の場合には6以上教科の指導法に関する科目について、それぞれ1単位以上を修得
- ※3 1単位以上を修得
- ※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得
- ※5 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」（令和3年8月4日公布、令和4年4月1日施行）により、1単位以上を修得

■ 中学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教科に関する専門的事項※1 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2 	28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 道徳の理論及び指導法※4 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法※5 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法 	10	10	6
教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
	教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		28	4	4

教職部分 **+** 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）

- ※1 例えば、数学の場合、代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータについて、それぞれ1以上の科目を修得
- ※2 専修免許状又は一種免許状の場合は8単位以上、二種免許状の場合には2単位以上を修得
- ※3 1単位以上を修得
- ※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得
- ※5 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」（令和3年8月4日公布、令和4年4月1日施行）により、1単位以上を修得

教職課程を有する大学等数

IV-7

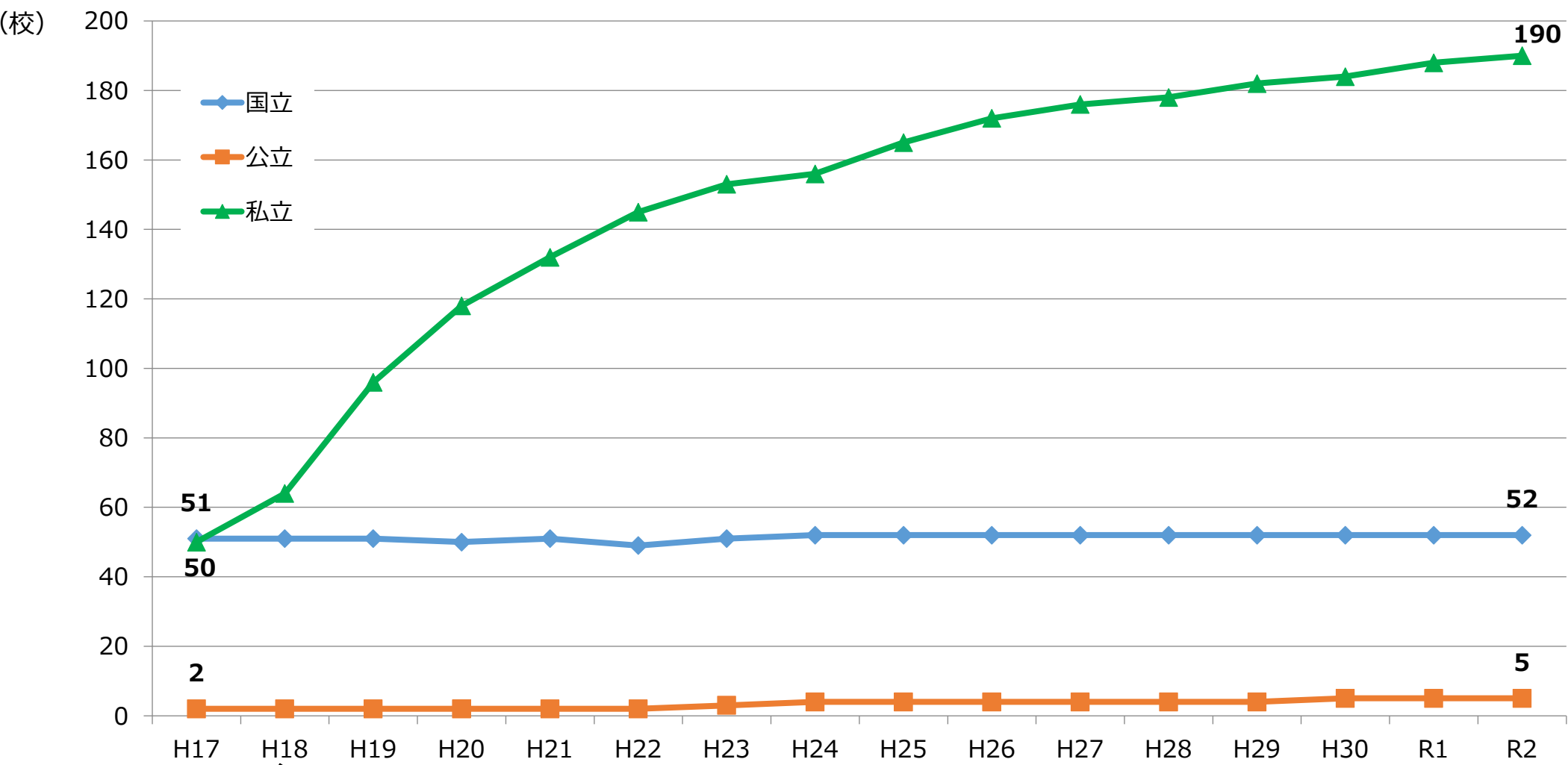
(令和2年4月1日現在)

区分	大学等数	教職課程を有する大学等数		免許状の種類別の教職課程を有する大学数等							
				幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護教諭	栄養教諭	特別支援学校教諭	
大学	国立	82	76	92.7%	50	52	71	76	21	3	50
	公立	92	64	69.6%	12	5	44	52	17	21	7
	私立	599	467(24)	75.6%	205(14)	190(14)	402(16)	421(18)	93(4)	116	107(5)
	計	773	607(24)	76.1%	267(14)	247(14)	517(16)	549(18)	131(4)	140	164(5)
短期大学	国立	0	0	0.0%	0	0	0		0	0	0
	公立	14	7	50.0%	4	0	3		0	1	0
	私立	293	218(8)	70.8%	199(7)	21	36(1)		9	45	2
	計	307	225(8)	69.2%	203(7)	21	39(1)		9	46	2
合計		1,080	832(32)	74.1%	470(21)	268(14)	556(17)	549(18)	140(4)	186	166(5)
大学院	国立	86	77	89.5%	48	53	70	77	31	9	49
	公立	84	38	45.2%	3	3	30	36	6	4	0
	私立	476	294(11)	61.8%	58(5)	72(5)	244(6)	269(9)	25	31	12(1)
	計	646	409(11)	63.3%	109(5)	128(5)	344(6)	382(9)	62	44	61(1)
専攻科	国立	13	13	100%	0	0	0	1	0	0	12
	公立	12	1	8.3%	0	1	0	0	0	0	0
	私立	46	17	37.0%	3	6	12	13	1	0	0
	計	71	31	43.7%	3	7	12	14	1	0	12
専攻科 短期大学	国立	0	0	0.0%	0	0	0		0	0	0
	公立	3	1	33.3%	1	0	0		0	0	0
	私立	91	16	17.6%	11	2	0		5	0	0
	計	94	17	18.1%	12	2	0		5	0	0
(専門学校等) 養成機関	国立	7	7		0	0			6	0	1
	公立	1	1		0	0			1	0	0
	私立	28	28		26	1			1	2	0
	計	36	36		26	1			8	2	1

※1 括弧内の数値は、各欄における教職課程を有する大学等数のうち、通信教育課程を有する大学等数。

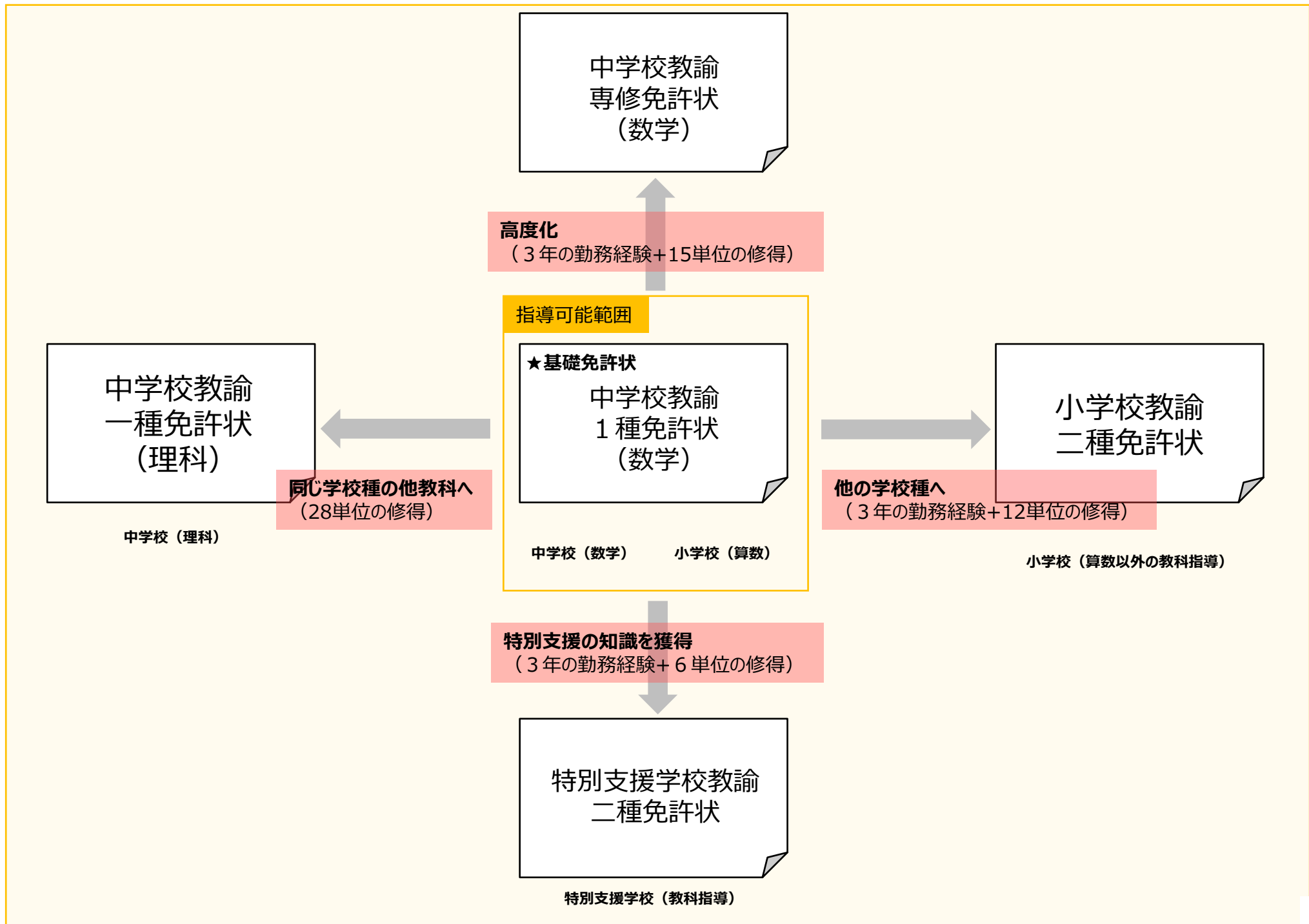
※2 通信教育課程を有する大学においても、教職課程の科目のうち教育実習等の一部の科目は通学昼間スクーリングで実施される。

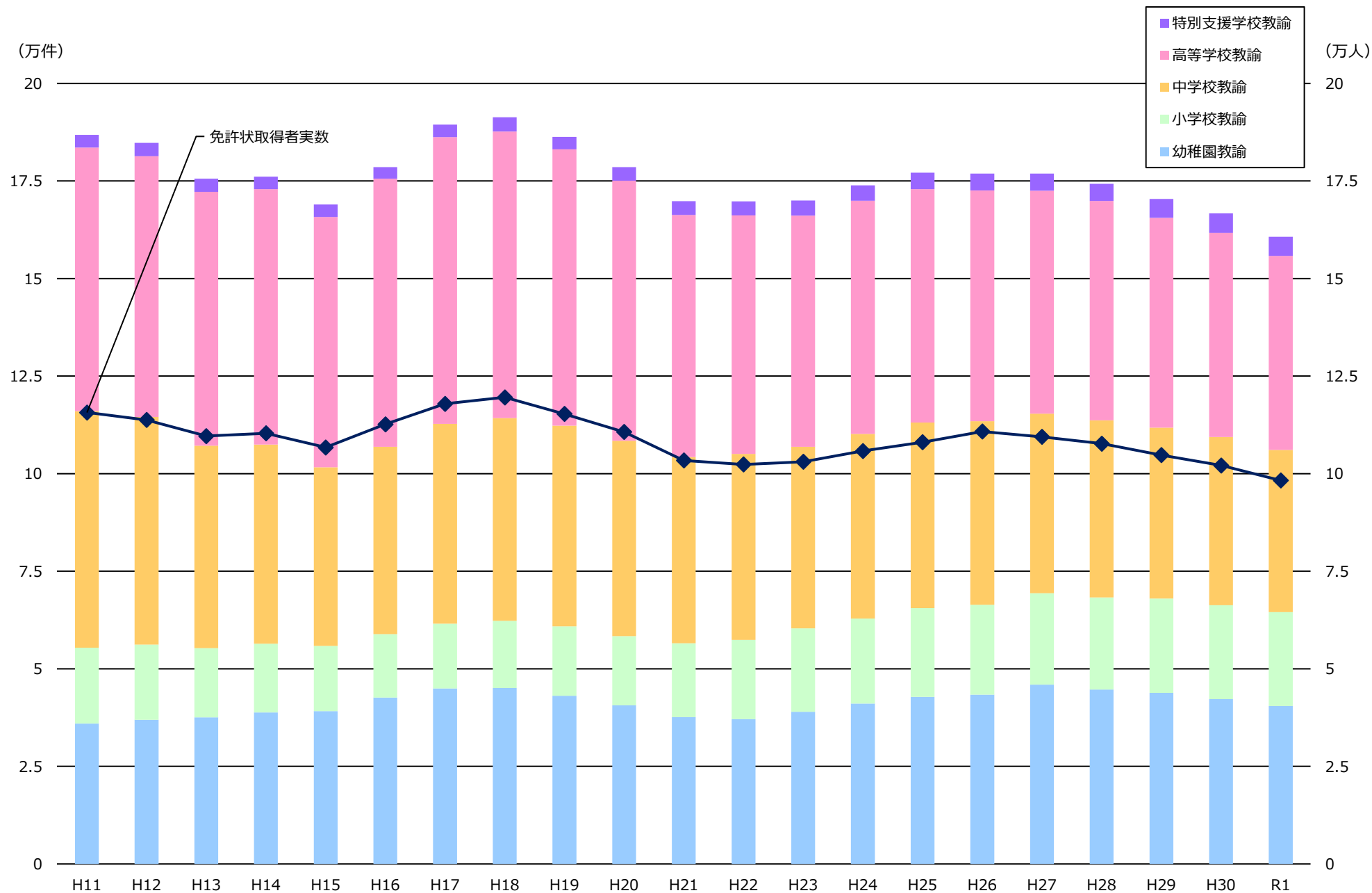
(教育人材政策課作成)



教員分野に係る大学等の設置又は
収容定員増に関する抑制方針の撤廃

出典：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ





(出典) 令和元年度教員免許状取得状況調査

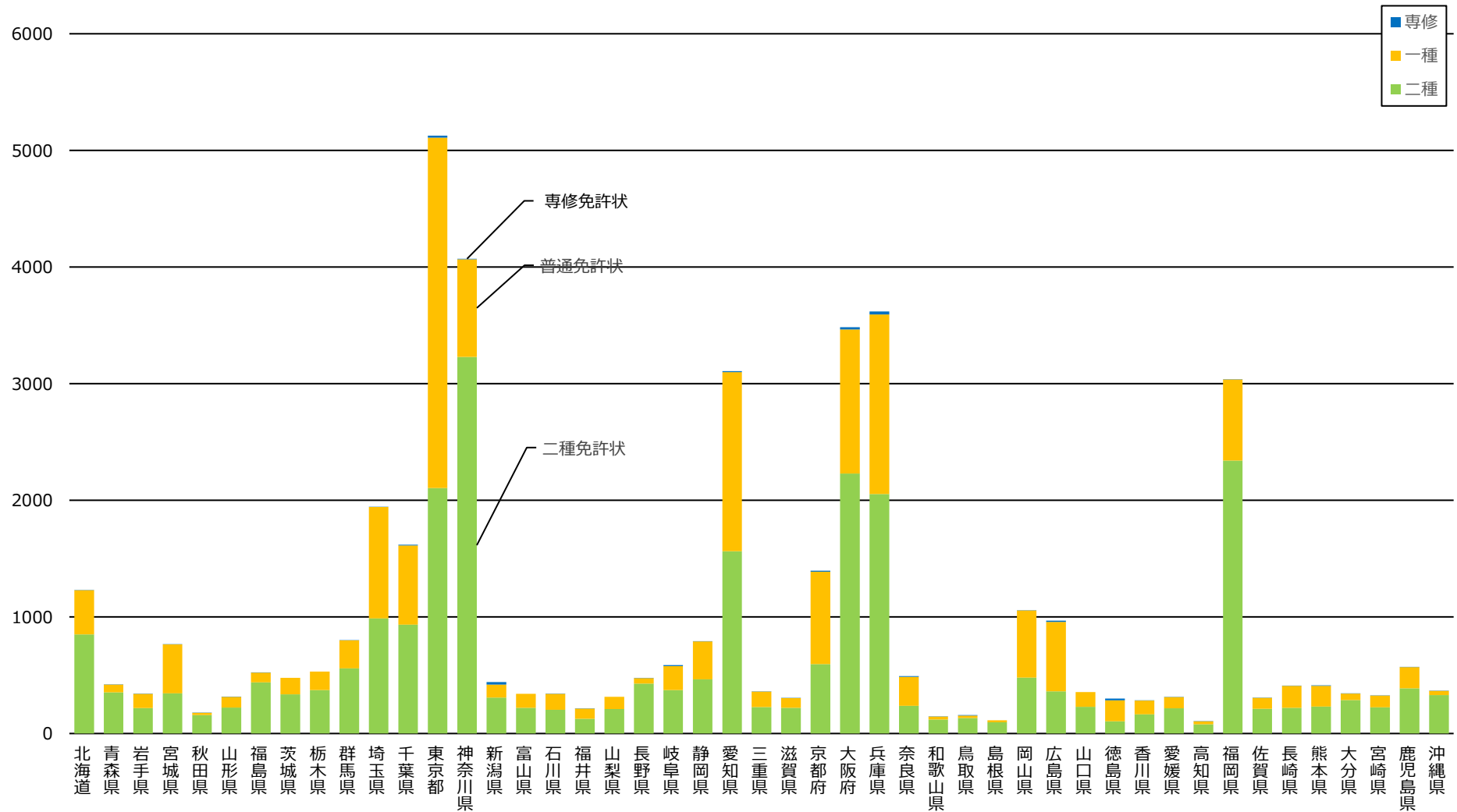
(令和2年度)

	専修免許状	一種免許状	二種免許状	合計
幼稚園	206	17,208	26,811	44,225
小学校	1,480	23,262	3,445	28,187
中学校	4,152	37,739	2,406	44,297
高等学校	5,064	47,565		52,629
特別支援学校	207	5,488	6,605	12,300
養護教諭	77	2,799	1,058	3,934
栄養教諭	10	988	473	1,471
特別支援学校自立教科等		25	2	27
合計	11,196	135,074	40,800	187,070

※ 高等学校教諭の普通免許状については、学士以上を要件としており、二種免許状は設けられていない。

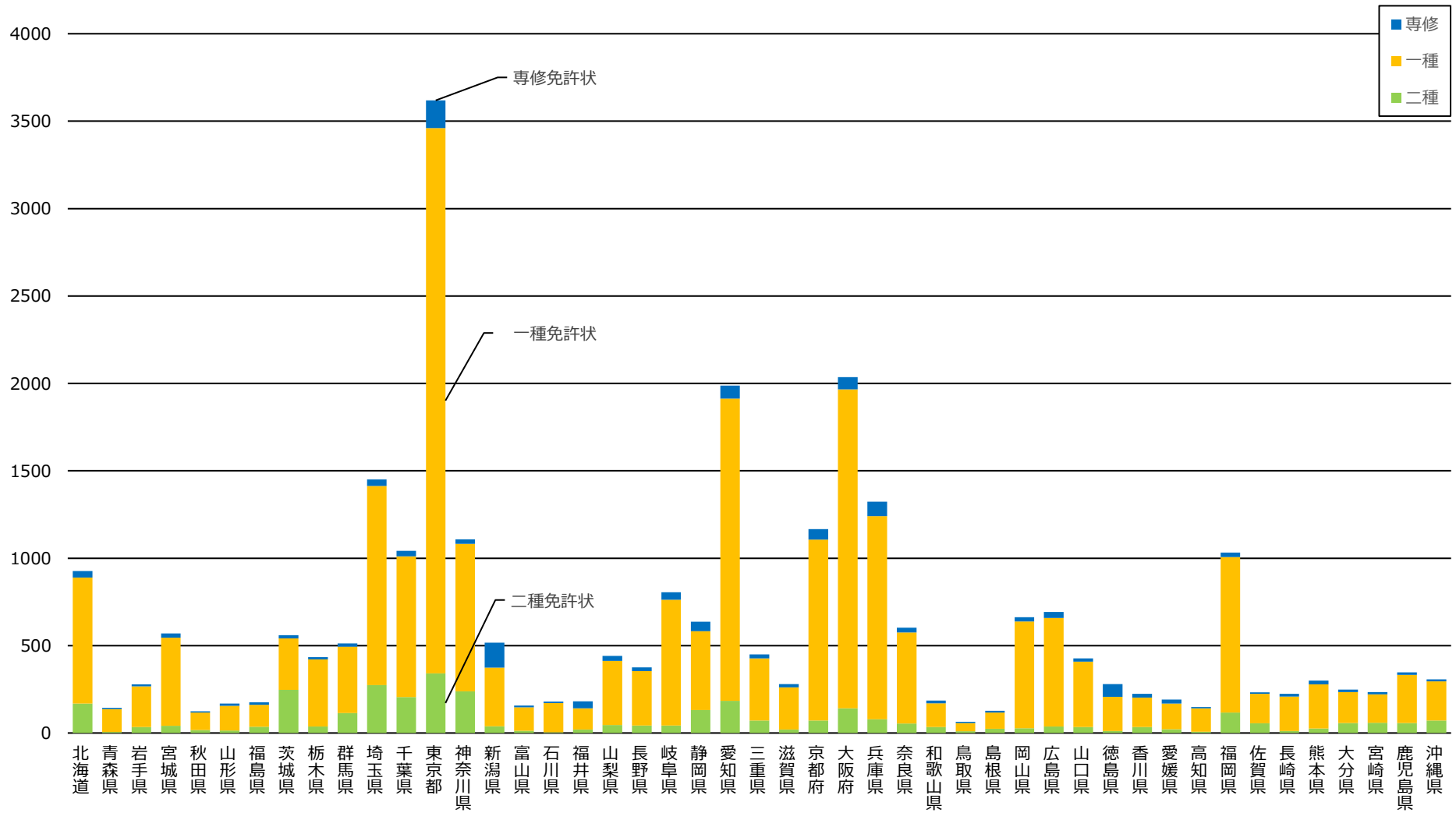
(出典) 令和2年度教員免許状授与件数等調査

① 幼稚園教諭



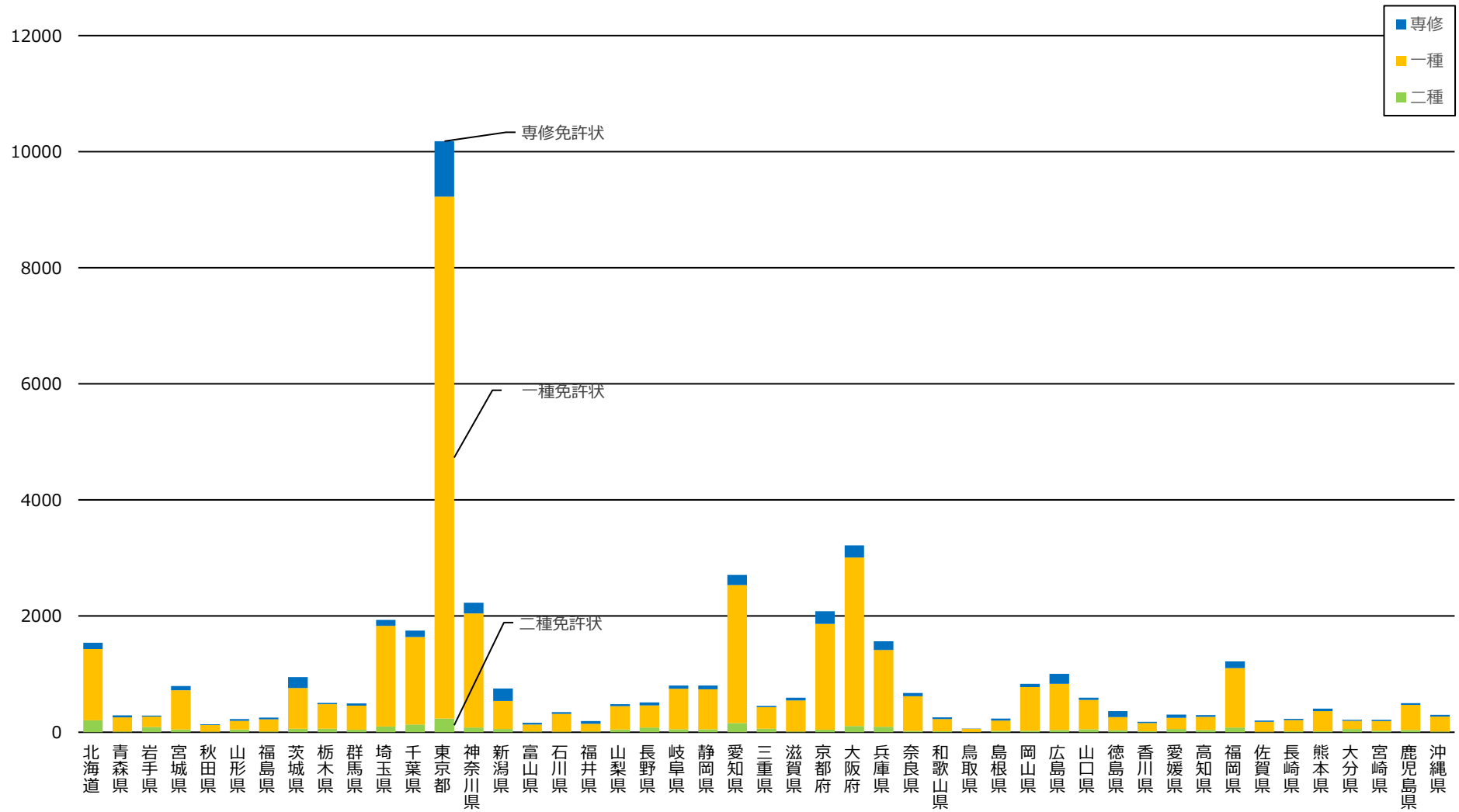
(出典) 令和2年度教員免許状授与件数等調査

②小学校教諭



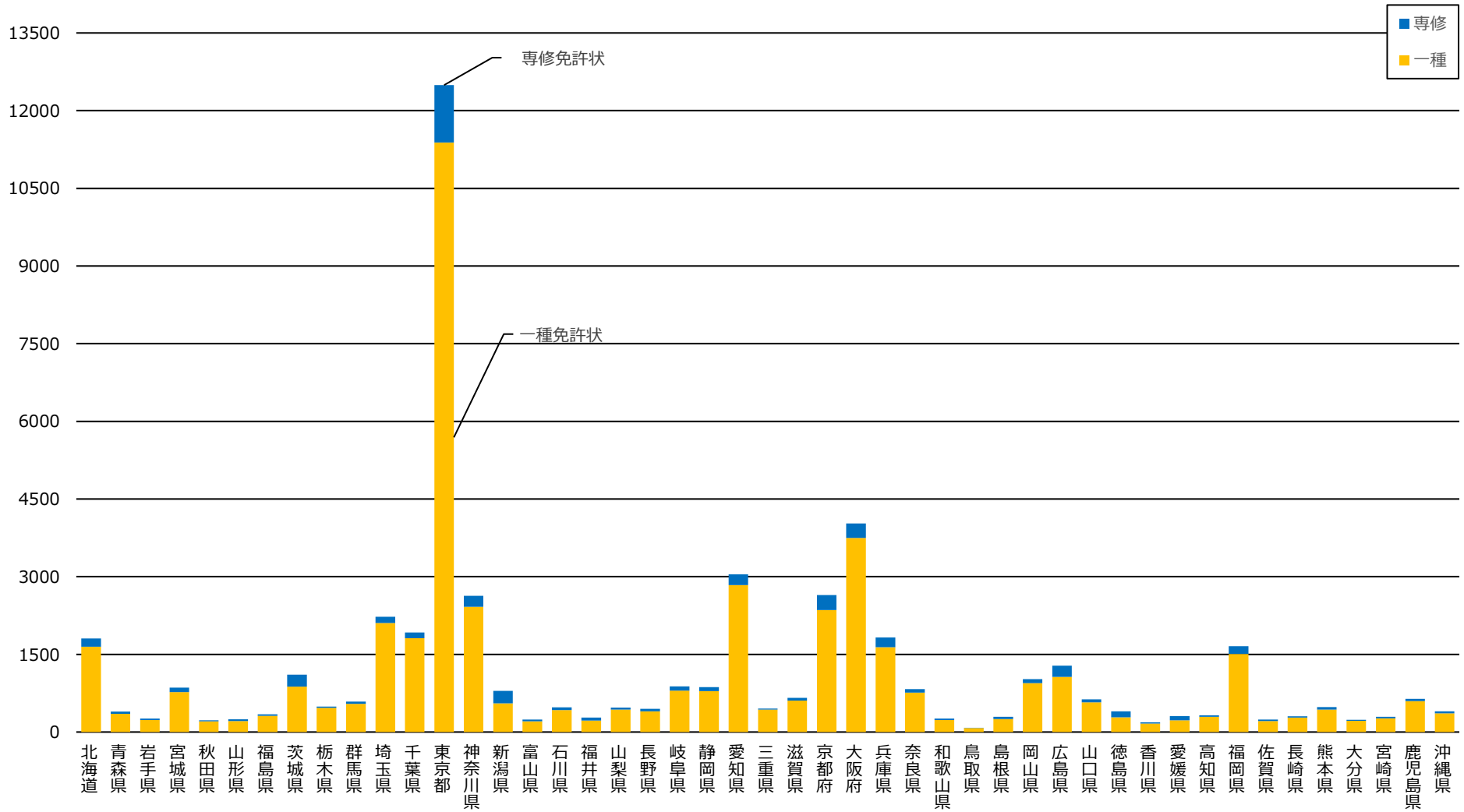
(出典) 令和2年度教員免許状授与件数等調査

③中学校教諭



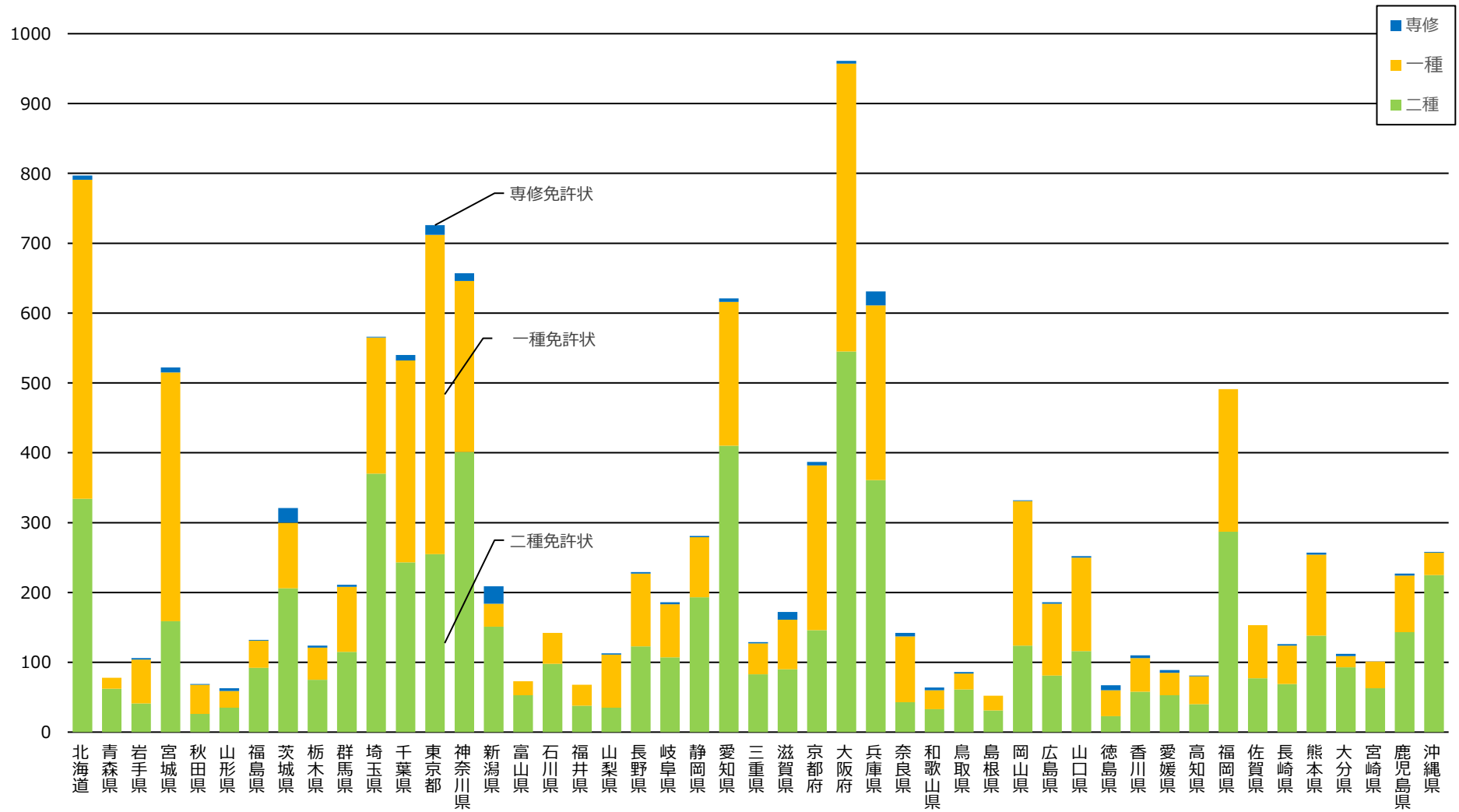
(出典) 令和2年度教員免許状授与件数等調査

④高等学校教諭



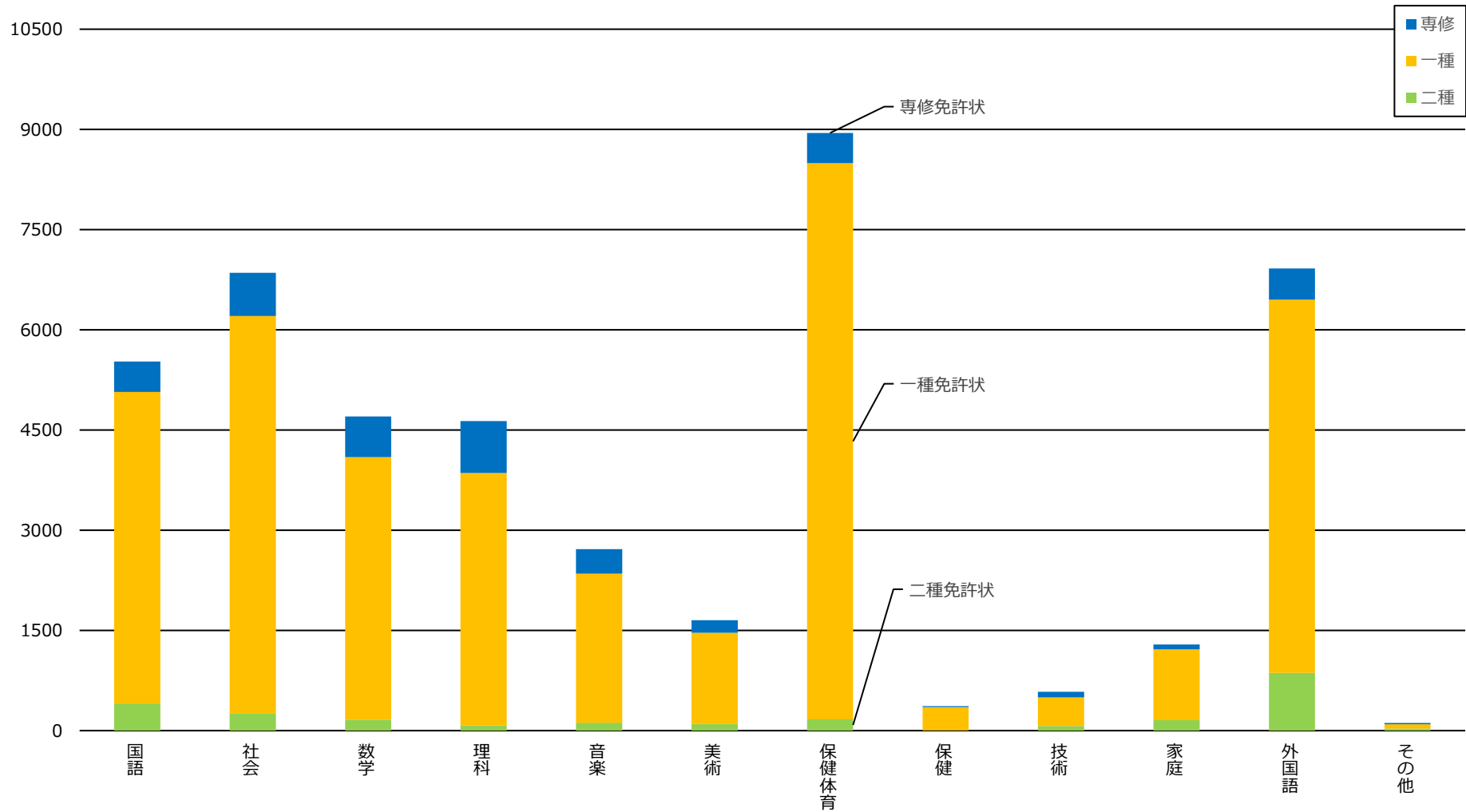
(出典) 令和2年度教員免許状授与件数等調査

⑤ 特別支援学校教諭



(出典) 令和2年度教員免許状授与件数等調査

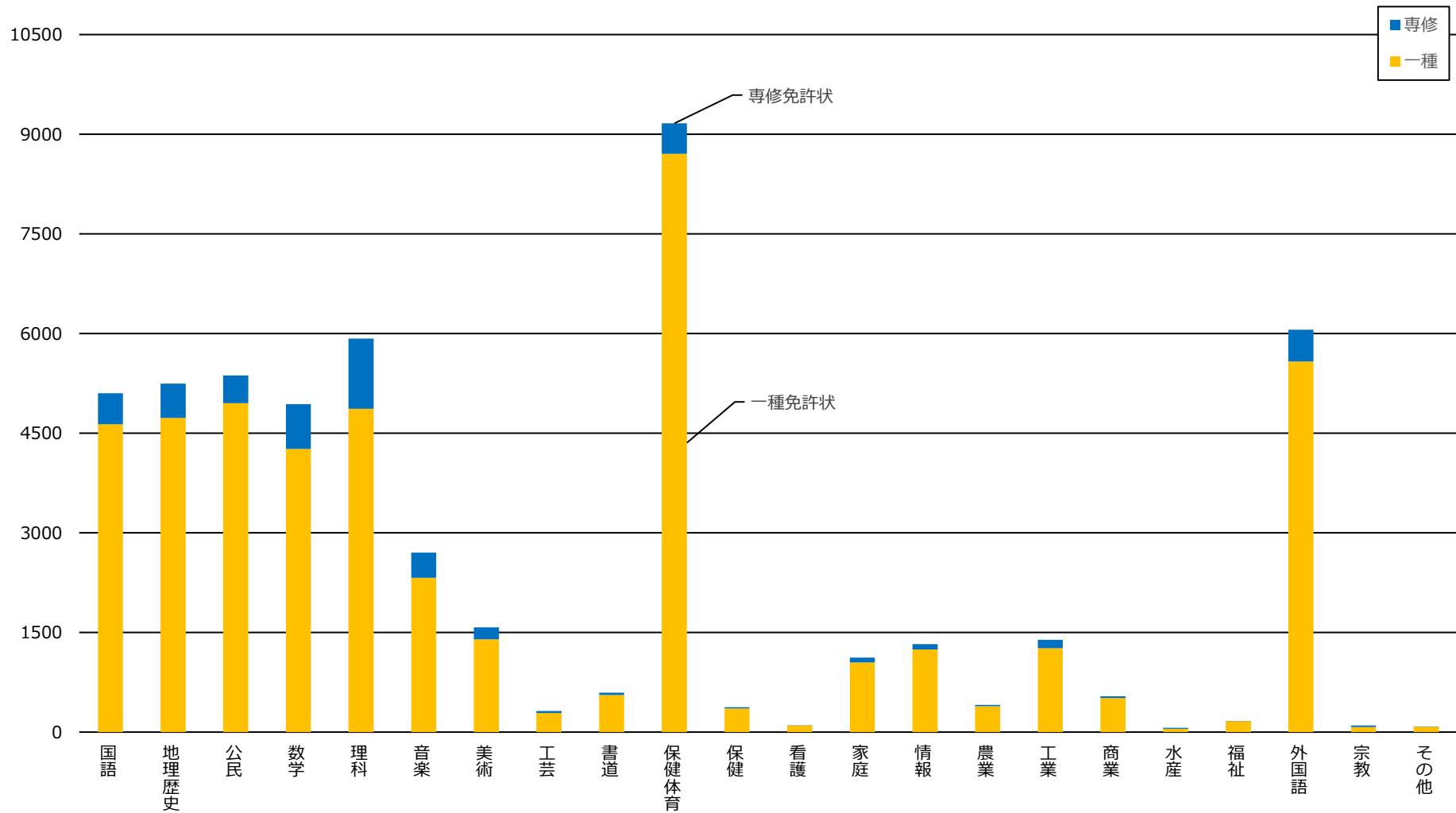
⑥中学校教諭教科別



※ その他：職業、職業指導、職業実習、宗教

(出典) 令和元年度教員免許状授与件数等調査

⑦ 高等学校教諭教科別

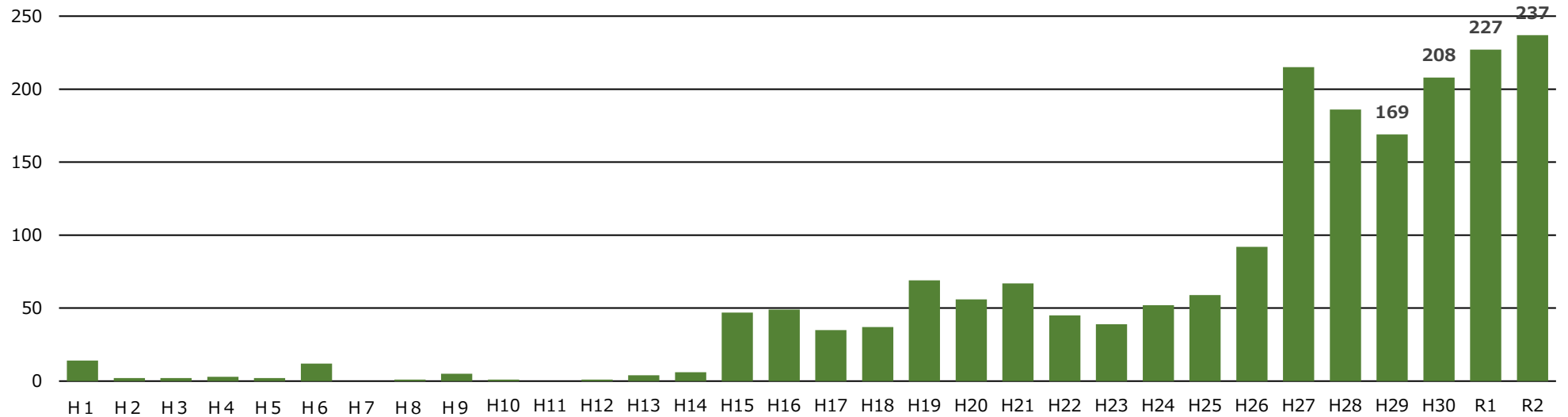


※ その他：職業指導、看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船、商船実習

(出典) 令和 2 年度教員免許状授与件数等調査

特別免許状の授与件数の推移

IV-13



令和2年度に授与された特別免許状の内訳

小学校	国立	0	
	公立	16	英語（16件）
	私立	6	英語（5件）理科（1件）
中学校	国立	0	
	公立	22	英語（15件）数学（4件）理科（2件）技術（1件）
	私立	38	英語（34件）数学、技術（各2件）
高等学校	国立	0	
	公立	62	英語（18件）看護（17件）工業（7件）数学（5件）理科、家庭、水産、福祉（各2件）地理歴史、公民、美術、保健体育、情報、農業、韓国語（各1件）
	私立	82	英語（46件）看護（21件）数学（3件）家庭、情報、中国語（各2件）国語、地理歴史、公民、理科、保健体育、工業（各1件）
特別支援学校	国立	0	
	公立	11	肢体不自由（11件）
	私立	0	
合計		237	<特別免許状所持者の主な職歴> アスリート（オリンピック等）、システムエンジニア、英会話講師、看護師、大学教員



課題 高等学校に偏っており、小学校についてほとんど授与されていない、教科が英語や看護に偏っている、公立学校での授与が進んでいない 等

（出典）令和2年度教員免許状授与件数等調査

外国語（英語）

札幌市立札幌開成中等学校
ディクセツ・ラクッシ 氏



<職歴>

- ・イギリスの高等学校における日本語教師
- ・英会話講師
- ・日本の高等学校における特別非常勤講師

ディクセツ・ラクッシ氏の採用により多様な文化や価値観を尊重しながら学び合える学校の雰囲気醸成されつつあると感じています。



(札幌市教育委員会 学校教育部教育課程担当課 指導主事)

保健体育

京都市立嵯峨中学校
田本 博子 氏



<職歴>

- ・アスリート（元オリンピック日本代表）

ソフトボールを引退した後に、講習会や講演会の機会を与えて頂き、聴きにきてくれていた子どもたちが食い入るように私の話しに耳を傾けてくれたことが非常に印象に残りました。

世界で戦った経験をもとに、子どもたちに夢を持つ素晴らしさを伝えていきたいと感じ教員を目指しました。



(御本人)

算数・数学

埼玉県 開智小学校（開智学園総合部）
本間 靖佳 氏



<職歴>

- ・予備校講師
- ・児童養護施設職員

特別免許状を授与された教員が、一般的な教職課程を履修してきた教員と比較して、何かに劣る・不安を感じるということは一切なく、むしろあらゆる意味で、他に良き影響を与える存在となっています。



(開智小学校 教頭)

理科

和歌山県立海南高等学校
大畠 麻里 氏



<職歴>

- ・博士研究員
- ・学芸員

生物の実験の授業において、干潟にすむカニ類のハサミ振り行動の研究についての話を聞きました。研究内容について熱心に話されるので、先生が研究対象であるカニのことをすごく好きだということと研究に取り組む情熱が伝わってきました。



(授業を受けた生徒)

令和3年5月11日公表

- 特別免許状とは、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、都道府県教育委員会が授与する免許状。
- 全国で200件程度の活用に留まり、**私立高校や英語・看護の教科に偏った授与状況を改善し、公立学校や小中学校でより一層の特別免許状の活用が進むよう指針を改訂**する。

【主な基準】（1、2及び3を満たすこと）

※黒字は改訂前、赤字は改訂後のポイント

1. 教員としての資質の確認

改訂のポイント1

確認基準によらない特別免許状の授与

例) オリンピック等国際大会の出場者 → 体育等
 国際的なコンクールや展覧会 → 音楽、美術等
 博士号取得者 → 専攻分野に相当する教科

(1) 教科に関する専門的な知識経験又は技能（①又は②の**いずれか**に該当すること）。

① 学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は在外教育施設等において**教科に関する授業に携わった経験**

【最低1学期間以上にわたる概ね計600時間以上】

改訂のポイント2

600時間要件の廃止。例えば、特別非常勤講師制度を活用して継続的に1学期間以上勤務する場合も含まれる。

② **教科に関する専門分野に関する勤務経験等**（企業、外国にある教育施設等におけるもの）

又は

【概ね3年以上】

改訂のポイント3

NPO等での多様な勤務経験も加味

(例) ・企業等における英語等による勤務経験
 ・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験
 ・外国にある教育施設における勤務経験
 ・大学における助教、助手、講師経験 等

(2) 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な**熱意と識見**（推薦状や志願理由書により確認）

改訂のポイント4

学習指導員やフリースクールでの勤務経験も加味

2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により**学校教育が効果的に実施されることを確認**する。

改訂のポイント6

市町村教委や学校法人の要望を考慮、受付時期や手続処理の利便性の向上

3. 第三者の評価を通じた資質の確認

学識経験者の面接により、授与候補者の教員としての資質を確認する。

改訂のポイント5

任命者及び雇用者が勤務状況を把握している場合は、面接によらない確認も可能

【その他】

(1) 各都道府県教育委員会においては、**域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携**し、特別免許状の授与の要望を酌み取り、適切に手続きが行われるよう、**申請手続の整備及び周知を行う**こと。

改訂のポイント7

都道府県教委等による研修の促進

(2) 勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で**特別免許状所有者の研修計画を立案、実施**すること。

(3) 基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。

(4) 特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の5割までとすること（2割を超えて配置する者は、3年以上の学校勤務経験があり、普通免許状所有者と同等に教育活動等を担当できる者とする）。

改訂のポイント8 配置割合の基準廃止

◆ 制度の目的・概要

地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部担任させることができる（昭和63年に創設）。

◆ 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における全教科、外国語活動、道徳、総合的な学習の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動（平成10年に対象教科を拡大）

◆ 手続・要件

任命・雇用しようとする者から授与権者（都道府県教育委員会）への届出が必要（平成10年に許可制から届出制に変更）。

※ 届出手続きに関して、市区町村教育委員会や学校法人等の負担軽減を図るために、平成30年に「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について」を発出

◆ 届出件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	4,599	4,796	4,472	4,235	3,930	3,668
中学校	2,466	2,382	2,384	2,505	2,348	2,348
高等学校	11,663	11,775	11,916	12,324	11,654	11,811
特別支援学校	1,613	1,818	1,604	1,772	1,442	1,430
合計	20,771	20,771	20,376	20,836	19,374	19,257

◆ 事例

医学・看護 (医師、看護師等)	2,986	外国語（外国語会話を含む） (英会話講師、通訳、ネイティブスピーカー等)		3,841	家庭科教育 (調理師、栄養士等)	1,865	
芸術 (彫刻家、写真家等)	2,347	福祉 (介護福祉士、手話講師等)	1,069	伝統芸能 (能楽師等)	666	競技スポーツ (元プロ野球選手等)	507
情報 (プログラマー等)	508	茶道・華道 (茶道家、華道家等)	524	書道・書写 (書道家・書道教室講師等)	549	製造現場体験 (建築家、大工等)	254
異文化理解 (通訳、JICA研修員等)	356	野外体験活動（農家、造園業等）	377	伝統工芸 (陶芸家、宮大工等)	264	地域文化理解 (宮司、元公民館長等)	282
環境教育 (農学研究者、ネイチャーガイド等)	160	朗読 (劇団員、図書館司書等)	101	理容・美容 (美容師、ネイリスト等)	127	その他 (NPO法人代表理事、CGクリエイター等)	1,044

◆ 制度の目的・概要

臨時免許状は、法令上、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、受検者の人物、学力、実務及び身体について教育職員検定を行うことにより授与されるもの。具体的には、法令を踏まえ都道府県教育委員会が個別に定める基準に基づき授与されている。
 臨時免許状の効力は、授与された都道府県内においてのみ有効であり、有効期間は3年間（更新無し）となっている。

◆ 臨時免許状の授与基準の策定状況

授与基準を定めているのは、平成27年度時点で、47都道府県中32都道府県

<授与基準例>

宮城県：原則として、他校種又は他教科の普通免許状を有すること又は普通免許状の授与を受ける見込みがあること

◆ 授与件数

【総授与件数】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
8,578	8,405	8,501	8,963	9,108	9,050

【令和2年度 教科別授与件数（中学校）】

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	外国語	宗教	その他	計
177	159	224	191	77	150	109	9	316	260	293	11	0	1,976

【令和2年度 教科別授与件数（高等学校）】

国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健体育	保健	看護
86	81	111	114	82	106	80	14	52	61	14	239
家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	外国語	宗教	その他	計	
230	258	60	171	68	36	92	353	23	33	2,364	

※ 令和2年度における臨時免許状の授与件数は、上記で示した中学校及び高等学校における臨時免許状の教科別授与件数の合計値のほか、幼稚園（230件）、小学校（3,774件）、特別支援学校（562件）、養護教諭（134件）及び特別支援学校の自立教科等（10件）の合計値が含まれている。

◆ 事例

- ・ 高等学校教諭臨時免許状（工業）を、近接領域の免許状（美術・工芸・農業）を持つ教員に授与
- ・ 専ら外国語で授業を実施する学校において、外国人を講師として採用するために授与

◆ 制度の目的・概要

免許外教科担任制度は、ある教科の免許状を有する教員を採用できない場合に、学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭からの申請に基づき、1年以内の期間に限り、都道府県教育委員会が当該学校のある教科について免許状を有しない主幹教諭、指導教諭又は教諭に対してある教科の教授を担当することを許可する制度。

(例) 高等学校教諭の普通免許状（情報）を有する者を採用できない場合に、高等学校教諭の普通免許状（数学）のみを有する教員に、情報の指導を担当することを許可する。

◆ 許可件数

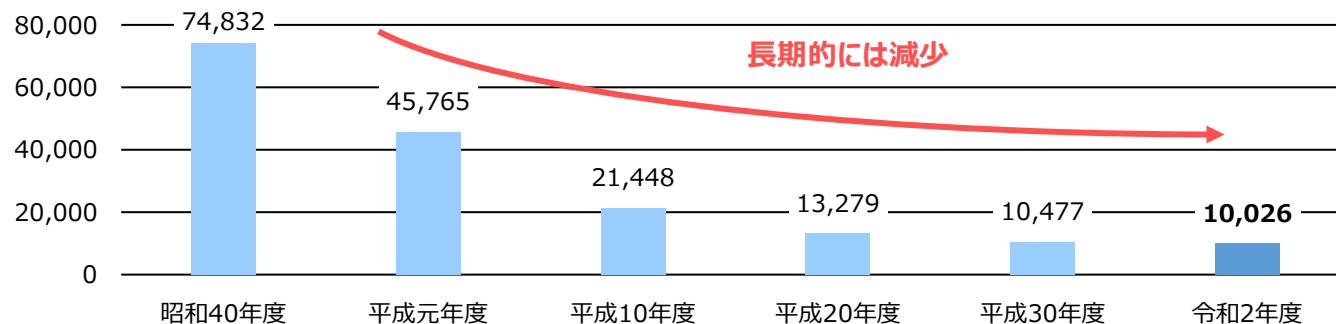
【令和2年度 教科別許可件数（中学校）】

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	外国語	宗教	その他	計
291	226	351	212	90	886	324	3	2,042	1,939	206	2	0	6,572

【令和2年度 教科別許可件数（高等学校）】

国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健体育	保健	看護
69	221	372	109	80	16	45	42	110	116	4	18
家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	外国語	宗教	その他	計	
189	1,074	159	287	114	108	167	138	8	8	3,454	

【教科別許可件数推移】

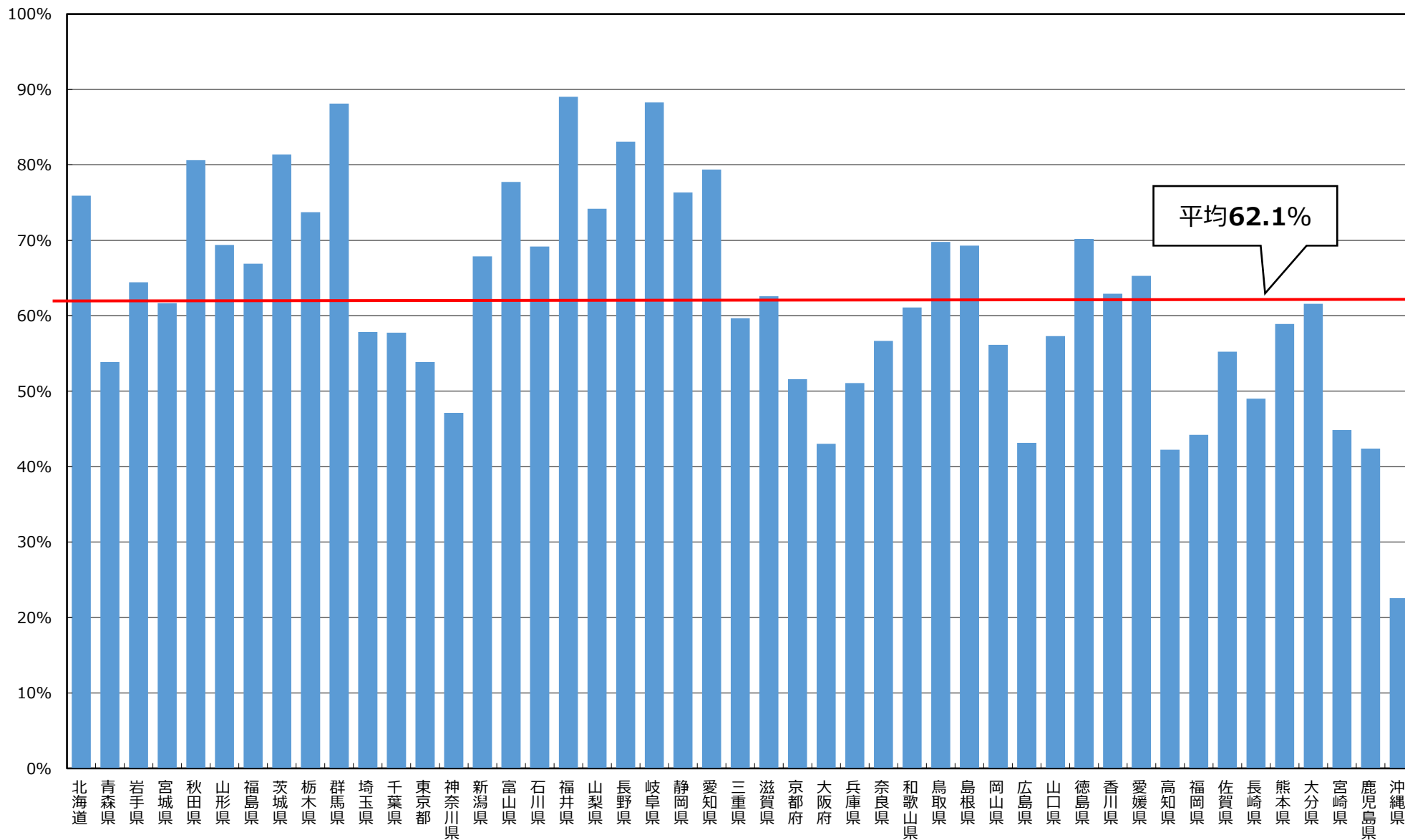


◆ 免許外教科担任制度に関する文部科学省の取組

- 免許外教科担任制度の運用指針を都道府県教育委員会に対して示し、同制度の厳格な運用や担当教師への支援等を要請
- 免許外許可担任の縮小に必要な教科等に関して、現職教員が新たな免許状を取得するための講習等を開発・実施

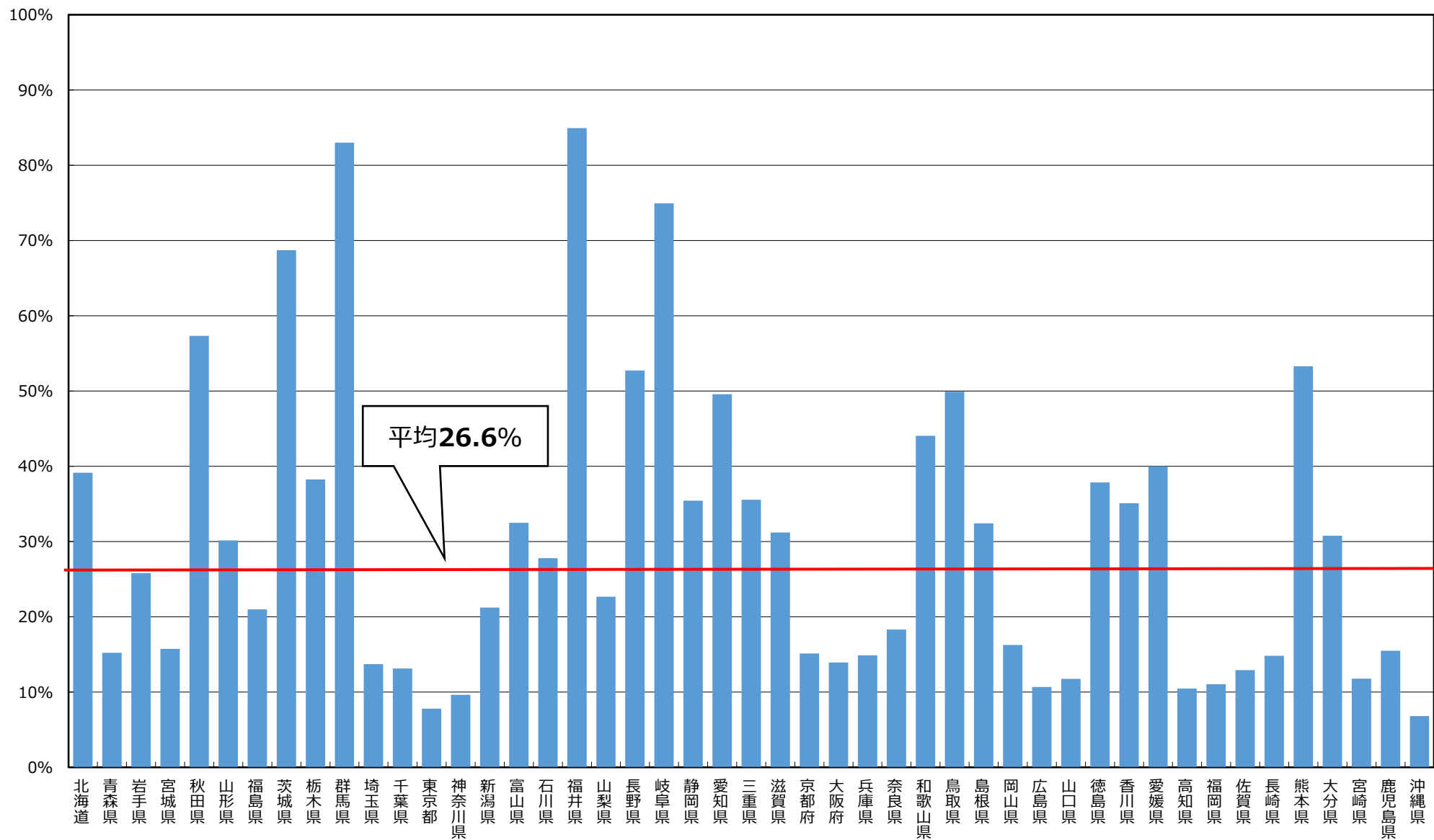
等

小学校で勤務している教員に占める中学校教諭の免許状を併有している者の割合



(平成28年度学校教員統計調査より教育人材政策課作成)

中学校で勤務している教員に占める小学校教諭の免許状を併有している者の割合



(平成28年度学校教員統計調査より教育人材政策課作成)

制度の趣旨

大学等で教職課程を取らなかった者で教育者としてふさわしい資質を身に付け、教職を志すに至った者に対し教職への道を開くことを目的として創設。本試験合格者は、免許管理者である都道府県教育委員会に申請することにより、教諭の普通免許状が授与される。

根拠法令

「教育職員免許法(昭和24年法律第147号)」

第16条の2 普通免許状は、第5条第1項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験(以下「教員資格認定試験」という。)に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

2(略)

3 文部科学大臣は、教員資格認定試験(文部科学大臣が行うものに限る。)の実施に関する事務を機構に行わせるものとする。

4 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

制度の経緯

昭和39年度 高等学校教員資格試験を創設

昭和48年度 教員資格認定試験を創設(実施種目は小学校、特殊教育、高等学校。高等学校教員資格試験は廃止)

平成16年度 高等学校教員資格認定試験を休止

平成17年度 幼稚園教員資格認定試験を開設

平成30年度 試験の実施に関する事務を(独)教職員支援機構に移管

令和2年度 小学校教員資格認定試験の見直し

現行の実施種目

(1) 幼稚園教員資格認定試験(幼稚園教諭二種免許状) (2) 小学校教員資格認定試験(小学校教諭二種免許状)

(3) 特別支援学校教員資格認定試験(特別支援学校自立活動教諭一種免許状。視覚障害教育・聴覚障害教育・肢体不自由教育・言語障害教育)

受験者数等

年度	小学校				特別支援学校				幼稚園			
	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率
平成30年度	1,018	849	112	13.2%	265	249	20	8.0%	102	98	21	21.4%
令和元年度	917	780	248	31.8%	160	144	31	21.5%	88	82	39	47.6%
令和2年度	819	742	167	22.5%	174	160	9	5.6%	26	24	8	33.3%
令和3年度	1,242	799	173	21.7%	189	132	7	5.3%	30	17	7	41.2%

令和2年度 小学校教員資格認定試験の見直しについて

IV-22

令和2年2月18日
公表資料より抜粋

見直しの経緯と方向性

- 本試験は、社会人等の教員免許未取得者や、既に他の学校種の教員免許を有する者が活動の場を広げようとする場合に、小学校教諭二種免許取得の道を開く重要な仕組み。
- 近年、受験者の減少傾向が続いていたことなども踏まえ、令和2年2月に令和2年度小学校教員資格認定試験の見直しを公表。
- 見直しに当たり特に重視した点は、以下の通り。
 - (ア)3次・計6日間にわたる試験の時間的負担等の軽減
 - (イ)知識・技能の確認より、教職への意欲や学校教育における活用能力の確認を重視すること
 - (ウ)台風等により試験が実施できなかった場合を想定し予備日を設けること

見直しの方針①(日程及び会場)

- 試験日程について、従来、第3次まで計6日間を要していた試験を第2次までの計3日間とし、試験日程についても待ち時間を短縮し、受験者の負担を軽減する。なお、最終合格発表は、各教育委員会の採用日程を考慮し、これまで通り1月下旬とする。
- 台風等の自然災害により試験が実施できない場合を想定し、予備日を設ける。
- 会場数については、受験者数及び予備日・会場の確保を考慮し、全国2会場とする。

試験日程と試験会場の変更点

(現行)

第1次試験(9月上旬) 2日間*

・全国6箇所の大学

※土日の実施

第2次試験(10月中旬) 2日間*

・全国5箇所の大学

※土日の実施

第3次試験(指導の実践に関する事項に係る試験)

(11月中旬～下旬)2日間*

・全国5か所の大学附属小学校

※平日の実施

合格発表(1月下旬)

(見直し後)

第1次試験(9月中旬) 1日間*

第1次試験予備日(9月下旬)

・全国2箇所(東日本と西日本を予定)

※土日の実施

第2次試験(実践的指導力に関する試験)(11月下旬)2日間*

第2次試験予備日(実践的指導力に関する試験)(12月初旬)

・全国1箇所(茨城県つくば市教職員支援機構)

※土日の実施

合格発表(1月下旬)

日数を減らし、受験生の負担を軽減
(6日間から3日間)

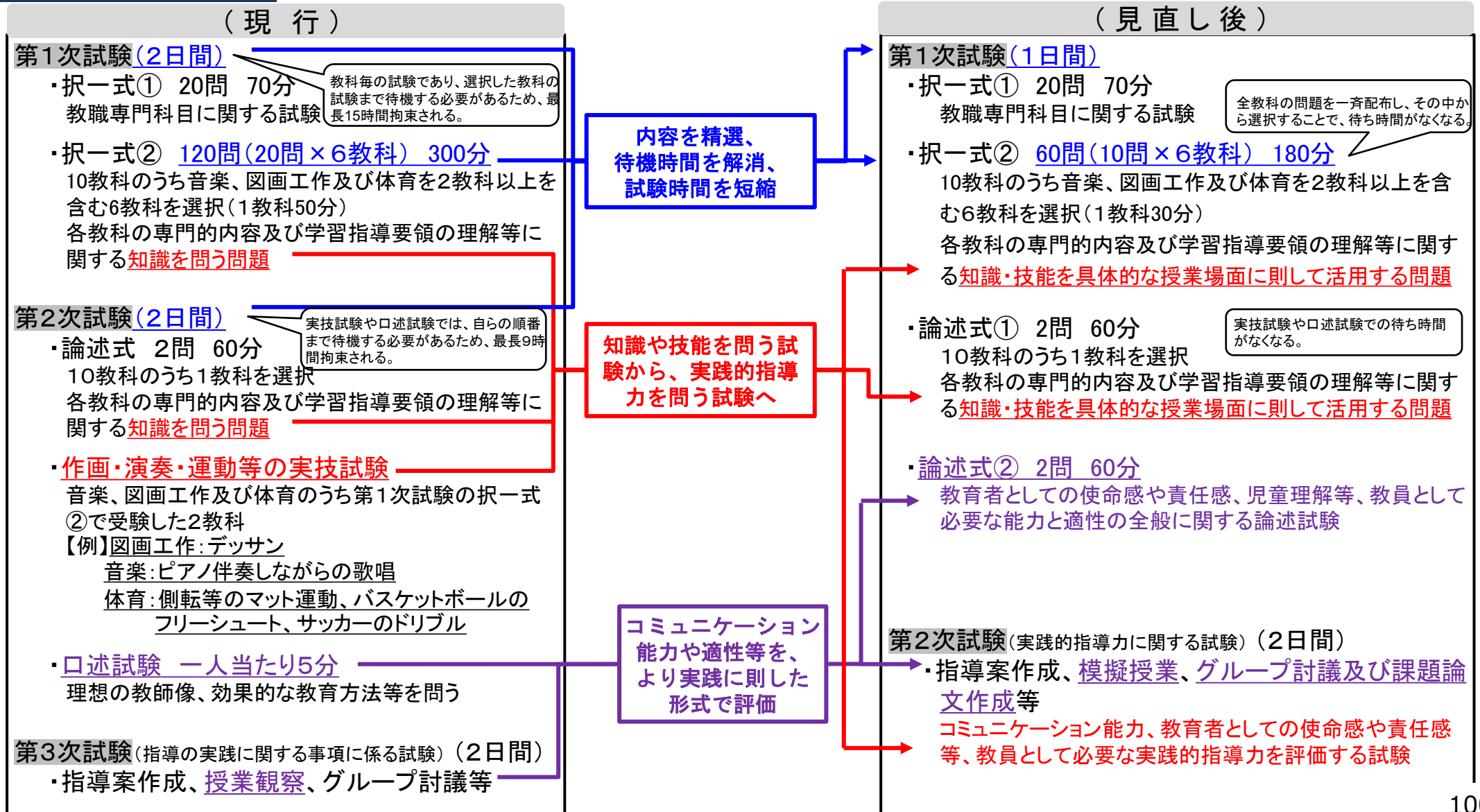
自然災害時には試験の中止としていた
運用を改め、予備日を設定



見直しの方針②(試験内容・方法)

- 試験内容について、知識・技能の評価から、それらを具体的な授業場面に即して活用する力を評価する問題に転換する(択一式、論述式)。
- コミュニケーション能力や教員としての適性を、より実践に即した形で評価するため、従来の口述試験に代えて模擬授業及びグループ討議等を実施することとする。
- 筆記試験の実施方法を見直し、選択した教科以外の教科の試験が実施されていた間の待ち時間をなくし、受験者の負担を軽減する。

試験内容の変更点



教員免許更新制について

I. 制度の目的

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的とし、平成21年4月から施行。

II. 制度の概要

- 2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請して手続を行うことが必要。
- 平成21年3月31日までに授与された免許状（旧免許状）：有効期間なし
 - ・現職教員には、10年ごとに免許状更新講習を受講する義務があり、受講しない場合には免許状は失効する。
 - ・現職教員ではない者が所定の期限を過ぎた場合には、免許状更新講習を受講した後でなければ教育職員になることはできない。
- 平成21年4月1日以降に授与された免許状（新免許状）：有効期間10年更新手続を行わないまま有効期間を経過すると失効する。

III. 免許状更新講習

- (1) 開設者
- ・大学
 - ・都道府県等の教育委員会 など

例年約9万人が免許状を
更新している

(2) 内容

① 必修領域（6時間）

受講者は、国の教育政策など、省令に定められた全ての事項を受講

② 選択必修領域（6時間） ※平成28年4月1日から導入

受講者は、英語教育や教育の情報化など、省令に定められた事項から自己の興味関心等に応じて選択して受講

③ 選択領域（18時間）

受講者は、大学等が自由に開設する講習の中から任意に選択して受講

教員免許更新制導入に当たっての検討経緯

1. 今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）

（平成18年7月11日 中央教育審議会）

- 「教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な知識技能の刷新（リニューアル）を図る」という観点から、教員免許更新制の導入を提言。（「教員免許状の有効期間は10年間が適当」と提言）

※教育基本法の改正（平成18年12月22日）

2. 社会総がかりで教育再生を ～公教育再生への第一歩～ 第一次報告

（平成19年1月24日 教育再生会議）

- 教員免許更新制の導入を提言。「メリハリのある講習とし、教員の実績や外部評価も勘案しつつ、講習の修了認定を厳格に行う」とする。
- 平成19年通常国会への法案提出を提言。

3. 教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について（答申）

（平成19年3月10日 中央教育審議会）

- 「教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な知識技能の刷新（リニューアル）を図る」として、教員免許更新制の導入を提言。（「教員免許状の有効期間は10年間と定めること」と提言）

⇒ 教育職員免許法の改正（平成19年6月27日成立）により、
教員免許更新制が平成21年4月1日から導入

教員免許更新講習の概要

領域	時間	事項	認定大学数等 (令和3年度)	講習数 (令和3年度)	受入予定人数 (令和3年度)	受講者満足度
必修領域	6時間以上	<ul style="list-style-type: none"> イ 国の教育政策や世界の教育の動向 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察 ハ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。) ニ 子どもの生活の変化を踏まえた課題 	349	828	246,563人	93.8%
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>「教員免許更新制度の改善に係る検討会議」報告(平成26年3月)を受け、平成28年度より「選択必修領域」を新設。「必修領域」は12時間以上⇒6時間以上に変更。これにより、現代的な教育課題への対応、現職経験に応じた履修内容の調整が可能となった。</p> </div>	6時間以上	<ul style="list-style-type: none"> イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 学習指導要領の改訂の動向等 ハ 法令改正及び国の審議会の状況等 ニ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ホ 学校における危機管理上の課題 ヘ 免許法施行規則第二条第一項の表備考第五号に規定するカリキュラム・マネジメント ト 育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 チ 教育相談(いじめ及び不登校への対応を含む。) リ 進路指導及びキャリア教育 ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働 ル 道徳教育 ヲ 英語教育 ワ 国際理解及び異文化理解教育 カ 教育の情報化(情報通信技術を利用した指導及び情報教育(情報モラルを含む。))等 ヨ その他文部科学大臣が必要と認める内容 	372	1,851	360,741人	94.1%
選択領域	18時間以上	<ul style="list-style-type: none"> 幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題 	492	7,423	427,508人	94.5%

教員免許更新講習の概要

領域	時間	事項	認定大学数等 (令和2年度)	講習数 (令和2年度)	受入予定人数 (令和2年度)	受講者 満足度	
必修領域	6時間以上	イ 国の教育政策や世界の教育の動向 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察 ハ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。) ニ 子どもの生活の変化を踏まえた課題	359	1,016	178,392人	93.8%	
「教員免許更新制度の改善に係る検討会議」報告(平成26年3月)を受け、平成28年度より「 選択必修領域 」を新設。 「 必修領域 」は12時間以上⇒6時間以上に変更。 これにより、 現代的な教育課題への対応、現職経験に応じた履修内容の調整が可能 となった。	選択必修領域	6時間以上	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 学習指導要領の改訂の動向等 ハ 法令改正及び国の審議会の状況等 ニ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ホ 学校における危機管理上の課題 ヘ 免許法施行規則第二条第一項の表備考第五号に規定するカリキュラム・マネジメント ト 育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 チ 教育相談(いじめ及び不登校への対応を含む。) リ 進路指導及びキャリア教育 ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働 ル 道徳教育 ラ 英語教育 ワ 国際理解及び異文化理解教育 カ 教育の情報化(情報通信技術を利用した指導及び情報教育(情報モラルを含む。)等) コ その他文部科学大臣が必要と認める内容	387	2,197	350,083人	94.1%
選択領域	18時間以上	幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題	512	8,350	296,314人	94.5%	

免許状更新講習の一例（令和2年度実施講習より）

必修領域

教育の最新事情 （公益社団法人学校教育開発研究所）

世界的視野から教育学や教育心理学の最新知見を紹介し、これから求められる教育課題解決への方策について解説。中でも学力向上、不登校・非行の未然防止、子どもの自尊心の向上等にめざましい成果をあげている包括的生徒指導アプローチ「誰もが行きたくなる学校づくり」プロジェクトチームの一員である講師が実践事例を交えながら全体像を紹介。

教育の最新情報（高田短期大学）

前半は、教育現場で特別な支援・配慮の必要な子どもについて、心理学的・障害児教育的側面から紹介する。さらに子どもと接する際のカウンセリングマインドの必要性についても解説する。後半は現代の幼児教育・保育をめぐる社会的動向を確認する。それらを踏まえて、について議論を深める。子どもや家族の抱える特徴や課題、保育者に求められる役割など、現代保育者の専門性を解説する。

選択必修領域

英語教育における「音楽」の位置づけ-理論的考察および効果的指導方法の検討-(長崎外国語大学)

言語と音楽には深い関係があると言われており、脳科学の分野などにおいて両者の関係の解明が進められている。一方、教育現場においても、音楽の有用性は広く認められ、英語の授業で音楽が用いられることは珍しいことではなくなっている。本講義では、言語学習における音声が果たす役割や言語と音楽の関係に関する最近の研究等を基に、英語教育における「音楽」の位置づけを理論的側面と実践的側面から考える。

18歳選挙権時代の教育 （北海道教育大学）

平成28年の参議院選挙から始まった18歳選挙権は、学校における主権者教育の推進を強く求めることになった。しかし、政治教育には中立性という課題もあり、日本においてはその蓄積が少ない状況にある。他国におけるシティズンシップ教育の歴史にも学びながら、社会科・公民科はもちろんのこと、多領域における主権者教育が創造されていく必要があり、本講習では、そのような状況とニーズに基づく講義と集団的検討を行う。

小学校のプログラミング学習 （岐阜聖徳学園大学）

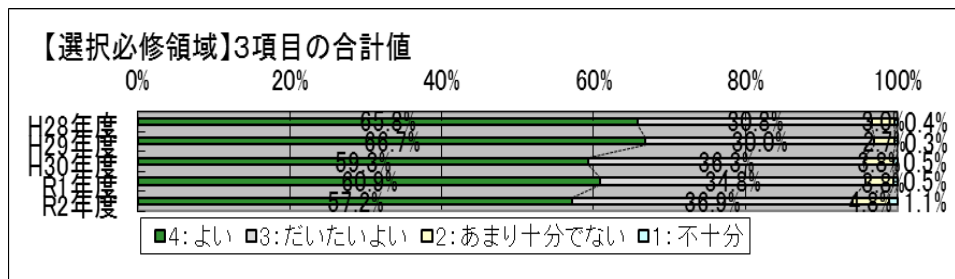
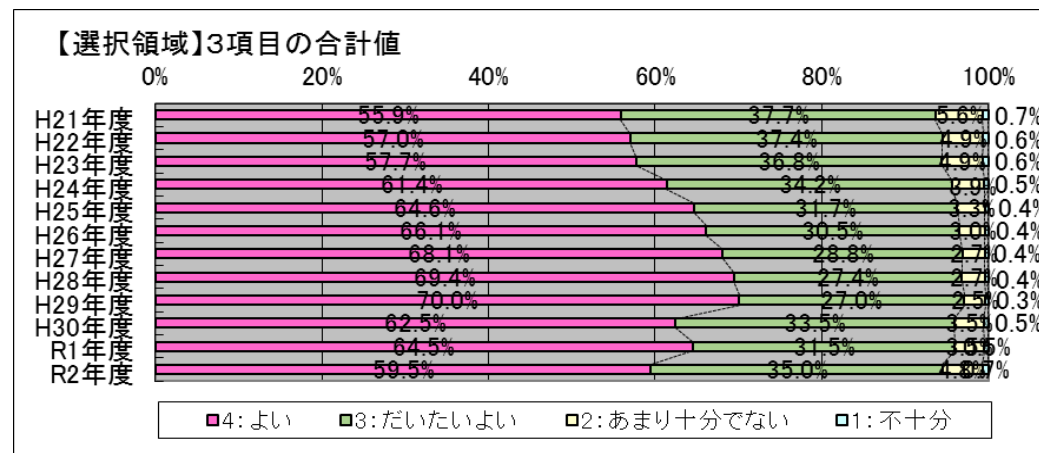
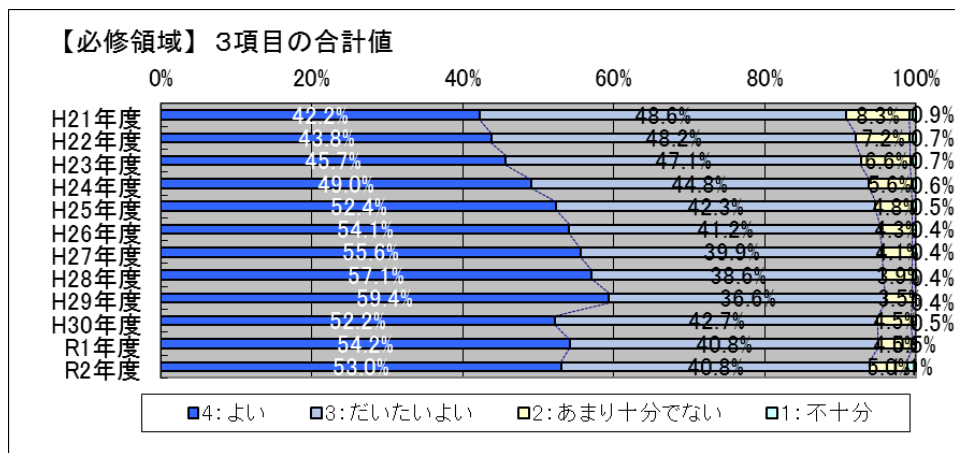
小学校の新しい学習指導要領ではプログラミング学習が必須となった。小学校における理想的なプログラミング学習とはどのような学習か、小学校1年生から6年生までの公立小学校での実践事例を解説するほか、実際にプログラミングを受講生が行い、実習（コーチングテクニック等）の在り方等を検討する。

外国にルーツを持つ子どもの育ちと教育をめぐる現状と課題（長崎大学）

外国にルーツを持つ子どもの数は、日本社会において今後ますます増加することが見込まれる。本講習では、外国にルーツを持つ子どもを教育の場でいかにして迎え、適切な支援と指導を行い、日本社会の一員として迎え入れるべきかを考察する。具体的には、近年の日本及び国際社会における外国人・移民受け入れにかかる政策動向について概説したのち、主に教育社会学と家族社会学の知見をもとに、日本や諸外国における外国にルーツを持つ子どもの育ちと教育に関する現状と課題を検討する。

令和2年度免許状更新講習 事後評価結果について

- 免許状更新講習の実施にあたっては、講習終了後に受講者による事後評価を行うこととし、その集計結果を2月以内に文部科学省に報告することを義務づけている。
- 評価方法については、以下の3項目についてそれぞれ4段階評価で行っている。
 - I. 講習の内容・方法についての総合的な評価
 - II. 講習を受講した受講者の最新の知識・技能の修得の成果についての総合的な評価
 - III. 講習の運営面（受講者数、会場、連絡等）についての評価
- 各大学等から報告を得ている集計結果について、講習毎の4段階評価の回答割合を算出し、全体の平均値を算定した結果、以下のような状況となっている。



教員免許更新制の改善に向けた取組①

○インターネット利用等による通信教育型の免許状更新講習の充実

インターネット等を利用した通信教育型の講習の充実により、自宅での通年の受講が可能となっている。

項目	H21実績①	H29実績②	H30実績③	R元実績④	R2実績⑤	増減比(⑤/①)
講習数	220講習	435講習	524講習	621講習	656講習	3.0倍
受講人数	15,235人	118,831人	213,484人	181,319人	331,364人	21.8倍

・通信教育型の免許状更新講習の講習数と受講人数(3領域(※)の合計)※3領域…必修領域、選択必修領域、選択領域(選択必修領域は平成28年度から)

○免許状更新講習と免許法認定講習の両方の認定を受けた講座を開設する大学数

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大学数	10大学等	12大学等	14大学等	16大学等	16大学等	9大学等	13大学等
大学等名	宮城教育大学、新潟大学、山梨学院大学、岐阜女子大学、四天王寺大学、兵庫教育大学、岡山大学、愛媛大学、鹿児島純心女子大学、国立特別支援教育総合研究所	宮城教育大学、福島大学、茨城大学、宇都宮大学、新潟大学、山梨学院短期大学、岐阜女子大学、四天王寺大学、兵庫教育大学、岡山大学、香川大学、愛媛大学	宮城教育大学、茨城大学、宇都宮大学、新潟大学、山梨学院短期大学、岐阜女子大学、四天王寺大学、兵庫教育大学、岡山大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、鹿児島純心女子大学、国立特別支援教育総合研究所	宮城教育大学、福島大学、茨城大学、宇都宮大学、新潟大学、山梨学院短期大学、岐阜女子大学、大阪教育大学、四天王寺大学、兵庫教育大学、岡山大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、鹿児島純心女子大学、国立特別支援教育総合研究所	宮城教育大学、茨城大学、千葉大学、新潟大学、山梨学院短期大学、岐阜女子大学、関西国際大学、四天王寺大学、兵庫教育大学、岡山大学、川崎医療福祉大学、香川大学、愛媛大学、鹿児島純心女子大学、島根県教育委員会、国立特別支援教育総合研究所	千葉大学、岡山大学、新潟大学、兵庫教育大学、四天王寺大学、川崎医療福祉大学、鹿児島純心女子大学、山梨学院短期大学、島根県教育委員会	岡山大学、新潟大学、香川大学、兵庫教育大学、四天王寺大学、川崎医療福祉大学、鹿児島純心女子大学、山梨学院短期大学、植草学園大学、びわこ学院大学、島根県教育委員会、国立特別支援教育総合研究所

教員免許更新制の改善に向けた取組②

○中堅教諭等資質向上研修と免許状更新講習の相互認定の状況

(1) 中堅教諭等資質向上研修について、免許状更新講習として認定

	受けている	受けていない	受けている都道府県市名
都道府県 (47)	11教委 (23.4%)	36教委 (76.6%)	北海道、岩手県、茨城県、栃木県、千葉県、福井県、長野県、 大阪府、島根県、大分県、鹿児島県
指定都市 (20)	1 (5.0%)	19 (95.0%)	福岡市
中核市 (53)	10 (17.5%)	47 (82.5%)	盛岡市、宇都宮市、柏市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、 豊橋市、松江市、鹿児島市
複数の自治体による 広域連携地区 (1)	0	1	
総計 (121)	22 (17.6%)	103 (82.4%)	

(2) 免許状更新講習の受講により中堅教諭等資質向上研修の一部を受けたこととする取組

	行っている	行っていない	行っている都道府県市名
都道府県 (47)	17教委 (36.2%)	30教委 (63.8%)	岩手県、宮城県、千葉県、富山県、石川県、山梨県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、岡山県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、大分県
指定都市 (20)	8 (40.0%)	12 (60.0%)	仙台市、さいたま市、相模原市、名古屋市、大阪市、堺市、岡 山市、福岡市
中核市 (53)	26 (45.6%)	31 (54.4%)	宇都宮市、柏市、横須賀市、富山市、金沢市、甲府市、長野市、 豊橋市、岡崎市、豊田市、大津市、高槻市、東大阪市、枚方市、 八尾市、寝屋川市、奈良市、和歌山市、倉敷市、松山市、高知 市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、那覇市
複数の自治体による 広域連携地区 (1)	0	1	
総計 (121)	51 (40.8%)	74 (59.2%)	

教員免許更新制や研修をめぐる包括的な検証について（概要） （次期教員養成部会への申し送り事項）（1）

中央教育審議会初等中等
教育分科会教員養成部会
(令和3年2月8日)

I. 包括的な検証の経過報告

1. 教員免許更新制の評価について ～ 制度創設時の狙いが達成できているか～

趣旨である「最新の知識・技能の修得」には一定程度の効果がある一方で、費やした時間や労力に比べて効率的に成果の得られる制度になっているかという点では課題がある。また、学校内外で研修が実施されていることに鑑みれば、10年に一度の更新講習の効果は限定的である。

2. 教員免許更新制の課題について 【関係者へのヒアリングの際の意見】

①教員免許更新制の制度設計について

教員免許状の更新手続のミス（いわゆる「うっかり失効」）が、教育職員としての身分に加え、公務員としての身分を喪失する結果をもたらすことについては疑問がある。教員免許更新制そのものが複雑である。

②教師の負担について

教師の勤務時間が増加している中で、講習に費やす30時間の相対的な負担がかつてより高まっている。講習の受講が多い土日や長期休業期間には、学校行事に加え補習や部活動指導が行われたり、研修が開催されている場合もあり、負担感がある。申込み手続や費用、居住地から離れた大学等での受講にも負担感がある。

③管理職等の負担について

教員免許更新制に関する手続や教師への講習受講の勧奨等が、学校の管理職や教育委員会事務局の多忙化を招いている。

④教師の確保への影響について

免許状の未更新を理由に臨時的任用教員等の確保ができなかった事例が既に多数存在していることに加え、退職教師を活用することが困難になりかねない状況が生じている。

⑤講習開設者側から見た課題等について

受講者からは、学校現場における実践が可能な内容を含む講習、双方向・少人数の講習が高い評価を得る傾向がある。一方で、講習開設者は、講習を担う教員の確保や採算の確保等に課題を感じている。

3. 各都道府県教育委員会等が体系的に行う教員研修の状況について

教員研修については、研修の方法の改善、研修のオンライン化などが進んでおり、平成28年の教育公務員特例法の改正を踏まえた研修の充実・改善が進んでいる。また、独立行政法人教職員支援機構の行う研修についても、オンライン化の進展や内容の見直しが進んでいる。

教員免許更新制や研修をめぐる包括的な検証について（概要） （次期教員養成部会への申し送り事項）（2）

II. 次期部会における検証・検討について

1. 包括的検証に関して残された論点について

新年度に明らかになる教員免許状の有効期限延長の状況、臨時免許状の授与の状況など各種のデータに基づきながら、今般の新型コロナウイルス感染症の影響下で、教員免許更新制が、子供たちの学びの保障に注力する教師や迅速な人的体制の確保に及ぼす影響の分析を行う必要がある。

また、本年度、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ」（令和2年6月5日文部科学省初等中等教育局）に基づき、教師が「学びの保障」に集中する環境整備を図るため控えていた現場の教師を対象とする一定規模の調査を新年度に速やかに行い、上記のヒアリングで得た事実認識が、現場の教師の認識と一致していることを裏付けることが必要である。

2. 検証終了後の検討の在り方について

検証が完了した後は、その結果を踏まえて、教員免許更新制や研修の在り方について速やかに見直しを行い、その方策を教育現場に定着させて教師の資質向上を図る必要がある。

これまでの検証の結果を踏まえると、その時々で求められる教師としての基本的知識技能が保持されるよう、定期的に必要な刷新とその確認を行うという制度の趣旨を踏まえつつ、教員免許更新制について、抜本的に検討を行い、

- ・教師の資質能力の確保
- ・教師や管理職等の負担の軽減
- ・教師の確保を妨げないこと

のいずれもが成立する解を見出していかなければならない。

教育委員会関係者や校長会関係者からの提案その他の改善策を講じることにより、教師の資質能力の確保を図るとともに、教師や管理職等の負担が軽減され、教師の確保を妨げない教員免許更新制とすることが可能かという観点で、今後も具体的な検討が行われる必要がある。